

応用倫理—理論と実践の架橋—

Vol. 1
2009年3月

北海道大学大学院文学研究科
応用倫理研究教育センター

目次

世界市民としての専門職業人－専門職倫理の綱領的理念 …… 新田孝彦（北海道大学）	1
応用倫理的探究において現状維持バイアスは排除されるべきノイズか …… 奥田太郎（南山大学）	15
「内部告発」は研究者の義務なのか …………… 柏葉武秀（北海道大学）	31
技術者倫理と公衆に対する責任 …………… 金光秀和（金沢工業大学）	43
民間人保護を巡る正戦論への建設的批判 …………… 眞嶋俊造（北海道大学）	57
方法論的プラグマティズム・多元主義・環境倫理学 …… アンドリュー・ライト（ジョージメイソン大学）著 齊藤健（北海道大学）訳	71
第3回応用倫理国際会議報告 …………… 眞嶋俊造・村松正隆（北海道大学）	83

世界市民としての専門職業人 — 専門職倫理の綱領的理念

新田孝彦（北海道大学）*

はじめに

「専門職倫理」(professional ethics) とは、さまざまな職業の中でも「専門職」(profession) と呼ばれる職業に従事する「専門職業人」(professional) がもつ(べき) 行動規範を意味する。それは、専門職業人全体に係わる倫理か、あるいはある特定の専門職に従事する人々のより個別的な倫理を意味しうるが、いずれにしても、伝統的に専門職業人には他の職業人よりも重い社会的責任が課せられ、それゆえ高い道徳性が要求されてきた。しかし今日では、専門職はかつてのように高度な自律を誇ることはできず、専門職業人には市民的なコントロールのもとでその専門知を実践することが求められるとともに、多くの職業の専門職化が進行し、職業活動全体の倫理化が求められる時代に至っている。職業全般を取り巻くこうした流れの中で、専門職業人の役割や社会的責任はどのように捉え直されるべきであろうか。本稿の課題は、個別的な職業に即して現代的な専門職倫理を論ずるに先立って、専門職一般の社会的責任が「公共世界への関心」を引き受けることそれ自体の内にあること、またこうした専門職倫理の根底には「世界市民」というカントに由来する統制的理念が存することを確認することである。

全体の構成は以下の通りである。第1節では、専門職の「古典的定義」とそれを支える歴史的背景を確認し、第2節では、専門職倫理を「集団倫理」として特徴づけ、個人倫理としての「一般倫理」との違いを明らかにする。第3節と第4節では、技術者と大学教員という専門職における実態と定義の乖離から、古典的定義のもつ形式的な一般的問題といくつかの個別的な問題を指摘する。次いで、第5節と第6節において、こうした問題を生み出した「近代」および「現代」の特性を、職業の価値に関する見解の歴史の変遷と現代技術の特質という観点から分析する。さらに、第7節では、ポパーの合理的討論を基礎にした知識人のための「新しい職業倫理」観を参照し、第8節ではアレントの「公共世界」論を参照しつつ、最後に、「公共世界への関心」を個別的な専門職倫理を論ずるための綱領(プラットフォーム)として提示し、「専門職」を〈公共世界への関心を自らの義務として引き受け、公衆に対する説明責任を果たす「世界市民としての職業人」集団〉と定義する。

1. 専門職の古典的定義

はじめに、専門職の古典的な定義とその定義がもつ問題点を確認しておこう。専門職とは何かについて、必ずしも一般的に受け入れられた定義はないと言われるが¹、ここでは伊勢田がグリーンウッドの古典的定義を利用しつつまとめたところを参照し、整理しておくことに

* 本論文は、平成19～20年度科学研究費補助金基盤研究(C)「職業倫理教育プログラムの構築」(課題番号19500711)の成果の一部である。

¹ Cf. Mario Morelli, Foreword to *Professional Ethics and Insignia*, 2nd Ed., ed. by John P. Stierman, et al., The Scarecrow Press, 2000, p.ix.

する²。伊勢田が専門職の特徴として挙げるのは以下の6項である。

- | | |
|--------------------|----------------------|
| (1) 体系的な理論をもつ | (2) 権威をもつ |
| (3) 社会的に認められた特権をもつ | (4) 倫理綱領をもつ |
| (5) 文化をもつ | (6) 社会にとって重要なサービスを行う |

周知のように、ヨーロッパにおいて伝統的に専門職として認められてきたのは、聖職者、法律家、医師であり、聖職者に関しては教会学校や修道院学校における教育の前史はあるものの、中世後期以後に設立された大学の上級学部（神学部、法学部、医学部）は、もっぱらこれら専門職業人の育成、すなわち資格認定（学位授与）を目的とするものであった³。こうした職業に就くには、蓄積された「体系的な理論」を身につけなければならず、そのためには長期にわたる教育訓練が必要である。しかも、この体系的な理論は容易には修得しがたい「専門知」であるがゆえに、それを身につけさせるための教育訓練もまた専門職業人集団によってのみ行われうる。このことが専門職業人集団に「権威」と「特権」を与える。つまり、たんに顧客の要望に応じて仕事をするのではなく、専門知に基づいて自らの判断に従って仕事をするという「自律」が社会的に認められてきたのである。

しかしながら、専門職業人集団とは本質的に「閉じた社会」（ベルクソン）であり、かつ専門知に基づいて形成されるがゆえに、二重の意味で外部からの批判を受けにくい。つまり、専門職業人による専門職業人の再生産という事態によって外部に対して専門知という強固な壁が築かれ、それゆえその壁の内側で行われていることの是非を局外者が判断することはきわめて困難だということである。ここから生じがちな腐敗と特権の濫用というリスク（モラル・ハザード）を避け、自律を保証するものとして、専門職には「倫理綱領」をもつことが要求されてきた。専門職に認められた特権は、社会的に重要な価値を実現するというその使命と引き替えに与えられると理解されるからである⁴。語源的な詮索に頼れば、そもそも専門職（profession）には「誓う」（fateor）という要素が不可欠であり⁵、実際にも、たとえば『ヒポクラテスの誓い』から世界医師会の『ヘルシンキ宣言』に至るまで、医師の団体は倫理綱領において専門知を悪用しないこと（被験者と公衆の利益にのみ使用することや人権を尊重することなど）を誓ってきた。わが国においても、日本弁護士会は「弁護士職務基本規程」を定め、技術士会は「技術士倫理要綱」をもっている。

さて、上述のような専門職の一般的特徴は、それぞれの専門職に独特の「文化」（価値・規範・シンボルの）を与えることになる。古くは、正義の女神ディケーが目隠しをして片手に剣、もう一方に天秤をもった姿で表現され、医術がアスクレピオスの杖によって象徴されて

² 伊勢田哲治「専門職の倫理と技術者」、新田孝彦・蔵田伸雄・石原孝二編『科学技術倫理を学ぶ人のために』、世界思想社、2005年、47～64ページ参照。伊勢田哲治「プロフェッションとしての技術業」、黒田光太郎・戸田山和久・伊勢田哲治編『誇り高い技術者になるうー工学倫理ノススメ』、名古屋大学出版会、2004年、67～84ページにはやや異なった規定が挙げられている。Ch. E.ハリス他『第2版 科学技術者の倫理—その考え方と事例—』、社団法人日本技術士会訳編、丸善、2002年、12ページ以下も参照のこと。

³ 大学制度の歴史については、ハンス＝ヴェルナー・プラール『大学制度の社会史』、山本尤訳、法政大学出版局、1988年、沼田裕之他『教養の復権』、東信堂、1996年、浅野啓子・佐久間弘展編『教育の社会史—ヨーロッパ中・近世』、知泉書館、2006年等参照。

⁴ 伊勢田哲治「専門職の倫理と技術者」によれば、こうした考え方は「暗黙契約説」と呼ばれる。

⁵ プラールによれば、中世の大学においては、試験の前夜や学位取得後における「宣誓」が重要な儀式となっていた。『大学制度の社会史』、76ページ以下参照。

きたように、あるいは、大学の上級三学部の卒業生の着用するガウンが区別されていたように、それぞれの専門職には固有の「雰囲気」(エートス)があり、それらによってもまた専門職業人集団の求心力が維持されてきたと言えよう。このような文化は、主にそれぞれの「専門職が体現する価値」、すなわち「社会的使命」に基づくと考えられ、それゆえその価値や使命は、それぞれの社会において重要だと認められたものでなければならない。専門職のもつ権威や特権は、たんに専門知に基づくだけでなく、それによって実現される価値が社会的にきわめて重要であり、それを実現する手段もまた正当であると認められることによってこそ、専門職は社会的な尊敬と信頼を得てきたのでもある⁶。

2. 集団倫理としての専門職倫理

こうした専門職に固有の倫理、すなわち「専門職倫理」は、職業(専門職)という個人の社会的属性に係わる倫理であるという点において、「一般倫理」から区別される⁷。

一般倫理は、そもそも「倫理」ないし「道徳」という言葉の語源が示すように、ある社会の慣習や習俗としてその社会の構成員を意識的にであれ無意識にであれ拘束する行動規範の総体を意味する⁸。それゆえ、そうした行動規範は、諸個人の主観的な行動指針を超えた客観性(この意味での一定の普遍性)をもち、ある社会や時代を他から区別して同定する指標ともなりうる。しかし、極端な相対主義者を除けば、われわれは、それぞれの社会で機能し、それぞれの社会に属する人間に妥当する規範であっても、少なくとも基礎的な規範は人間であるかぎりでのすべての個人に妥当するものとみなしている。あるいは、われわれはいかなる道徳共同体にも属さない人間を考えることはできず、しかも多種多様な行動規範からなるさまざまな道徳共同体に共通の規範があると想定している。たとえば、嘘をつくことを禁ずる規範は、いかなる社会のどのような行動規範にとっても、それを欠くならば他の規範も存立しえないという意味で、あらゆる道徳の基礎的な構成的原理を表現したものとみなすことができるが⁹、こうした規範は、人がどのような属性をもつかに関わりなく、「個人」としての人間を拘束するものであり、それゆえにこそ社会や時代の枠組みを超えた普遍妥当性を要

⁶ たとえば、「掏摸」は確かに特殊技能をもち、その習得には長い時間が必要であろうが、それが専門職と呼ばれることはない。職業的暴力集団も特有の文化をもち、倫理綱領に類似したものをもつ場合さえあるが、同様にわれわれは彼らを専門職業人に数え入れることはない。

⁷ Ch. E.ハリスらは、専門職倫理を「個人モラル」との対比で「役割モラル」の一つとして捉えている(Ch. E.ハリス他『第2版 科学技術者の倫理—その考え方と事例—』、社団法人日本技術士会訳編、丸善、2002年、9ページ以下参照)。ただし、専門職倫理は、職業という社会的属性に伴う倫理であるという点において、家族や地域社会、同好会、宗教集団における役割モラルから区別される。また、F.リッケンは、個別の倫理的諸問題(この中にはいわゆる応用倫理諸領域の諸問題も含まれる)を取り扱う「特殊倫理」との対比で、「個人倫理」や「社会倫理」に先だって、道徳の根本概念や、倫理的認識及び道徳的判断の可能性、あるいは倫理的原理の探究に関わる問題を取り扱う基礎的な(メタ倫理学を含む)領域を「一般倫理学」(Allgemeine Ethik)と名づけている(Friedo Ricken, *Allgemeine Ethik*, Verlag W. Kohlhammer, 1983, S.9)。これに対して本稿では、理性的存在者であるかぎりでの人間に普遍的に適用される行動規範の総体を「一般倫理」(general ethics)と呼ぶ。また、専門職は確かに社会的な役割の一つであり、それゆえ専門職倫理も何らかの社会的属性をもつかぎりでの人間に適用される行動規範の総体である「役割倫理」の一つではあるが、しかし専門職(一般に職業)という役割は本質的にその専門職に従事する人々が集団で遂行するという点に着目して、「集団倫理」(collective ethics)と呼ぶことにする。また、「倫理」(ethics)と「道徳」(moral)は、個人倫理(むしろ個人の倫理観)と社会倫理(社会的規範)として区別されることもあるが、本稿ではこうした立場はとらない。

⁸ 新田孝彦『入門講義 倫理学の視座』、世界思想社、2000年、第2講第1節参照。

⁹ P.ウィンチ『倫理と行為』、「III 自然と規約」、奥雅博・松本洋之訳、勁草書房、1987年、57～99ページ参照。

求することができる。この意味で、一般倫理は、同時に個としての人間に妥当する「個人倫理」である。

これに対して、専門職倫理は、そこに含まれる規範の多くは一般倫理に基礎を置き、一般倫理と共通であるにしても、特殊的に当該職業（専門職）に関わる内容を含み、当該の職業（専門職）に就くかぎりでの、つまり当該の職業（専門職）集団に属するかぎりでの個人に妥当するのであって、職業選択の自由が認められている社会であろうがなかろうが、その集団以外の人間には適用されない。この意味で、専門職倫理は「集団倫理」である。もちろん、このことは、ある専門職業人集団に属する人間（専門職業人）が個人として道徳的判断を下すことがまったく不要であるとか、あるいはそれが禁止されているというようなことを意味するわけではない。また、とりわけ倫理がその語源的な意味で慣習や習俗を意味すると理解される場合には、専門職業人集団の倫理は一般倫理の原理による妥当性の検討を欠くことはできない。なぜなら、専門職業人集団が「閉じた社会」であることからの一つの帰結として、その倫理は往々にしてその集団の自己保存それ自体を目的とし、そのことによって、一方では他の社会集団や市民の利害と対立することがあり、他方では集団に属する構成員の権利や自由を不当に（つまり一般倫理で認められる以上に）制限することもありうるからである。しかしながら、専門職倫理が集団倫理であるということは、確かにそれをきわめて重要な点で一般倫理から区別する徴表である。

たとえば、「自律」は、一般倫理（とりわけカント倫理学）においては、「個人」の意志決定を道徳的とみなすための最高原理であり、自らを拘束する規範の源泉が自己自身の内にあることを意味する。だが、そもそも職業（専門職）が集団的な営みであるかぎり、専門職倫理においては、専門職業人として依拠する規範の源泉は、あくまでもその「専門職業人集団」の自律であり、専門職業人としての資格を離れた個人の自律に基づくものではない¹⁰。確かに、その専門職業人集団が自らの行動規範を定める際には、理想的には構成員の自由な合理的討論に基づくべきであり、変更に関しても個々の構成員による合理的な検討を許容するものでなければならないが、しかし構成員は、専門職業人として振舞うかぎり、「個人」として「自由な」判断を下すことは認められない。もっとも、周知のようにカント倫理学において「自律」（Autonomie）とは、理性的存在者としての個人の意志の「自己立法」（die eigene Gesetzgebung）を指し、たんに具体的な欲求や必要によって他者と区別される感性的存在者としての個人の「自己決定」（self-determination）を意味するのではない。本来の意味での自由（自由の積極的概念）とは、意志が自ら立法した道徳法則に従って自らを規定するという事態を指す¹¹。したがって、ある専門職業人集団の規範が構成員の完全に自由な合理的討論に基づいて定められ、かつその集団に属する専門職業人が理性的存在者としてのみ道徳的判断を下すならば、両者の間に齟齬が生じることはありえないはずである。しかし、たとえば『自由論』におけるミルのように、感性的存在者としての個人の欲求に基づく「自己決定」に自

¹⁰ M.デイヴィスは両者を「個人の自律」（personal autonomy）と「専門職の自律」（professional autonomy）という概念で区別している（Michael Davis, "Professional Autonomy: Framework for Empirical Research", *Business Ethics Quarterly* 6, pp.441-460, 1996）。この点については、伊勢田哲治「技術者における「自律」と「自立」」、日本技術士会中部支部 ET の会編『技術倫理と社会』第3号、2008年、4～7ページも参照のこと。

¹¹ Cf. Immanuel Kant, *Grundlegung zur Metaphysik der Sitten*, in: Kant's gesammelte Schriften, hrsg. von der Königlich Preussischen Akademie der Wissenschaften, Bd. IV, Berlin, S.446f.

由の意味を認めるならば¹²、専門職業人がその職務に関して「自由な」判断を下すことは確かに認められてはならないであろう。理性的存在者と感性的存在者を厳格に区別し、われわれが完全な理性的存在者ではありえないということを前提とした上で、カントに倣って言えば、その職務に関して専門職業人に認められるのは、理性の「私的な使用」、つまりある委託された地位や職においてなされるかぎりでの理性使用のみであり、理性の「公的な使用」、つまり公共世界において公衆に対して専門知を有する者として発言し振舞うことは許されない、ということになる¹³。むしろ、専門職業人は、専門職業人であるかぎり自らの理性を私的にのみ使用するという厳しい「規律」に服してきたからこそ、社会からの信頼を得てきたとも言えるであろう。

3. 定義に関する一般的問題

ところで、現代のさまざまな状況に鑑みたとき、上述のような専門職の古典的定義にはいくつかの問題点が指摘されうる。たとえば、技術業（技術者）という職業に関しては、長期にわたる教育訓練によって獲得される専門知をもち、それゆえその業務に関してはある程度の権威や特権が認められているし、また社会的にきわめて重要な価値を体現するものであって、専門職団体はそれぞれに倫理綱領を備えていることが認められるにしても、専門職業人集団の「自律」という点に関しては、伝統的な専門職に比べて、相対的に弱い程度においてしか認められていない。多くの技術系学協会の倫理綱領は、技術者が最優先すべき価値として「公衆の安全・健康・福利」という価値を掲げているが、これらは、法律家の「社会正義」や医師の「健康」という価値との対比では、曖昧で広範囲に及ぶ価値であって、自らの仕事が生じた価値の実現に資するかどうかの判断は、きわめて限定された領域を除いて技術者集団に委ねられているわけではない。日本の土木学会は、その倫理規定の第一において、「美しい国土」、「安全にして安心できる生活」、「豊かな社会」をつくり、改善し、維持するためにその技術を活用することを謳っているが、どのような国土が美しいのか、どの程度の安全と安心が求められているのか、あるいはどのような意味で豊かな社会が望ましいのかに関する価値判断を学会として行ったことはないであろう。わずかに学会賞の授与などを通じて、技術的観点以外の価値に関する評価を行うことがありうるとしても、ある構築物が美しい国土の創出という理念に反するからといって、そのことを根拠に学会としてその構築物の建設を拒否することはできないと思われる。そこでは、確かに依頼人や顧客の要求が優先するのであり、それは、法律家や医師の仕事がその目的と直接的に関係しているのに対して、技術者の場合には、その仕事が生じた物という「もの」を媒介として間接的にのみ目的（公衆の安

¹² Cf. John S. Mill, *On Liberty* [1859], ed. by J. Gray and G. W. Smith, Routledge, 1991.

¹³ カントの『啓蒙とは何か』によれば、たとえば、上官から命令された将校が、軍務に就いていながらその命令の合目的性や有用性について議論すること（理性の公的使用）は、組織を墮落させることになるがゆえに許されず、命令に従ってその軍務を遂行しなければならない（これが理性の私的使用に当たる）。ただし、公衆に対して軍務に詳しい者としてその命令の妥当性を批評すること（理性の公的使用）は禁止されてはならない。カントは「市民」という地位についても同様の捉え方をしており、市民は自分に課せられた税金の支払いを拒むことはできないが（理性を市民として私的に使用することだけが許される）、学者として課税の是非について論ずること（理性の公的使用）は市民の義務に違反しないと述べている。Kant, *Beantwortung der Frage: Was ist Aufklärung?*, in: AA. Bd. VIII, S.37f. 集団倫理である専門職倫理の中に、個人としての専門職業人による理性の公的使用の権限をどのように位置づけることができるかという問題については「おわりに」で再度取り上げる。

全・健康・福利)の実現に係わるということに由来する¹⁴。

こうした点に鑑みて、技術者は「準(疑似)専門職」(pseudo profession)と呼ばれることもある¹⁵。しかし、このような古典的定義に基づく規定の仕方には、第一に定義というものが本質的にもつ「解釈学的循環」問題に十分な考慮を払っていないという点において、また第二に「専門職」という言葉のもつ重要な機能にも注意を向けていないという点において、再検討の余地がある。

すなわち、一般にあるものを定義する際には、定義づけられるべきもののなかから代表例を選び出し、それらに共通の特徴を取り出し、定式化しなければならないが、この代表例の抽出にはすでにそのものが何であるかについて一定の理解が先行しており、定義づけと代表例の抽出は相互に依存しあう関係にある。「専門職」に関して言えば、上記のような定義は、聖職者・法律家・医師という中世後期の社会において重要な価値の実現に携わっていた職業を典型例として形成されたのであるが、ここにはあらかじめこれらの職業のみを専門職とする理解が先行しているということである。こうした循環は、たとえ定義づけという作業に不可避免的に伴うとしても、論点先取の一種であり、それゆえ、こうした定義に基づいて、他の職業を「準専門職」あるいは「非専門職」と規定することに対して、われわれは慎重でなければならない。

また「専門職」という言葉には、その職業に従事する人々に「誇り」を与え、その誇りに基づいて自律的な活動を促すという「機能的な役割」が認められる¹⁶。しかも、西欧の中世史を振り返るならば、一都市が集団的な自己決定権を獲得するためには、聖俗の支配権と闘争しなければならない、あるいは、都市内部において下層職人のギルドが職能団体としての特権を認めさせるためには、上流都市貴族との闘争が不可避であったように、専門職業人集団の「自律」は決してその職業の体現する価値の重要性に基づいていわば自動的に承認されてきたわけではない¹⁷。この意味においても、どのような職業を「専門職」と認めるかという問いは、現代においては「開かれた問い」であると見るべきであろう。

4. 古典的定義に関する個別的問題の一例

社会的に重要な価値の実現を担っているにもかかわらず、古典的な定義からすればせいぜい準専門職としてしか位置づけることのできない職業は、技術業以外にも少なくない。

たとえば、前述のように、古典的な専門職が社会的に認知される際には、大学による資格付与が決定的な役割を果たしたと考えられるが、大学の成立はまさに同時に「大学教師」という専門職の成立をも伴っていたはずである。大学は、「教師の同業者組合」と「学生の組合」

¹⁴ 本稿では論ずることはできないが、技術業における仕事と目的の関係が上記の意味で間接的であるということは、技術業の本来の目的(実現すべき価値)が果たして「公衆の安全・健康・福祉」であるのかという問題を引き起こす。

¹⁵ Cf. Timo Airaksinen, "Professional Ethics", in: *Encyclopedia of Applied Ethics*, ed. by Ruth Chadwick, Academic Press, 1998, vol.3, p. 678ff.

¹⁶ 黒田光太郎・戸田山和久・伊勢田哲治編『誇り高い技術者になろうー工学倫理ノススメ』には明らかにこうした観点が見られる。

¹⁷ 伊勢田によれば、近年の社会学では、専門職倫理を専門職の地位向上のための運動の一環として捉える見方があるということである。伊勢田哲治「技術者における「自律」と「自立」、5ページ参照。

との「連合体」(universitas)として成立したからである¹⁸。この教師の同業者組合は、聖俗の権力者からの権威認定を必要としたとはいえ、組合への加入選考は組合自身が行い、新規の加入に際しては「宣誓」を求めた。現在においても、大学教師は、さまざまな教員の中ではおそらく唯一、同業者のピア・レビューによってのみその資格が与えられるという、きわめて高い自律を保っている。それにもかかわらず、少なくともわが国内においてはもとより、国家横断的なレベルにおいても大学教師の「倫理綱領」が作成されることはなかった。ここには、大学教師のもつ二つの側面、研究者としての側面と教育者としての側面という問題も絡んでいる。つまり、いま、大学教師の資格はピア・レビューによってのみ与えられると述べたが、この資格はほとんどの場合「研究者」としての資格であって、「教育者」としての資質や能力ではない。それが問われたとしても、「研究者」としての資格を備えていることが必要条件であり、「教育者」としてだけの資格によって大学教師に採用されるのは例外的な事例に属しているであろう。現在、特に理系分野の学術雑誌等ではデータの捏造や改竄、不適切な実験といったミスコンダクトを防ぐために、論文の投稿規定のなかにいくつかの条件を定めていることが多いが、それは「研究者の倫理規定」に他ならない。平成18年に日本学術会議が策定したのもまさに「科学者の行動規範」であった。「倫理綱領」をもつという点にのみ着目すれば、研究者・科学者はようやく(古典的な意味での)専門職の一つの条件を備えつつあると言ってよいかもしれない。

しかし、言うまでもなく、研究者としての資質はそのまま大学教師としての資質に通ずるわけではない。大学における教育は、教師自身の研究に基づいて行われなければならないとしても、それは必要条件であって十分条件ではない。実際にも、「研究」がそのまま「教育」になるような事例は、ユニバーサル・アクセスの時代と言われる現代の大学には期待すべくもない。しかも、少数の研究機関や大学のなかでも所属学生をもたない研究所などに勤務する研究者、つまり「職業としての研究」をもつばらとする研究者を除けば、大学に属する研究者はつねに同時に「教育者」としての役割をも果たさなければならない。にもかかわらず、大学教師には倫理綱領がない。これは、大学教師の側の問題である。

初等中等教育にあたる教員についてはどうであろうか。「人間は教育によってのみ人間になる」¹⁹というカントの指摘を文字通りに受け取るならば、教育は人間と社会にとって決定的に重要な価値を実現する営みであるが、初等中等教育にあたる教員には、教育内容を自ら定める権限は(少なくとも現在の日本では)認められていない。これは教員自身の側の問題ではなく、政治の問題である。しかし、いずれにせよ、教育に携わる職業をどのような形で専門職として位置づけるかという問題、つまり、どのような権限を認め、どのような形での自律を認めるかという問題は残る。

5. 専門職の価値下落：「労働する動物の勝利した時代」

これまで述べてきたのは、古典的な専門職の定義がもつ形式的な問題と、それがいくつかの職業に適用可能かどうかという問題である。ところが、現代では、古典的な意味で専門職

¹⁸ プラール『大学制度の社会史』、51 ページ以下参照。

¹⁹ Kant, *Immanuel Kant über Pädagogik*, in: AA. Bd. IX, S. 443.

とみなされてきた職業に関しても、その定義の妥当性に係わる重大な問題が生じている。それは、いわば「専門職の価値下落」とでも呼ぶべき事態である。たとえば、古典的専門職に比べて相対的に弱い自律しか認められていないという理由で技術業を「準専門職」と位置づけたアイラクシネンも、近年では患者の権利が強く認められるようになった結果、医師は患者に対して「権威」を失い、「勧告」や「忠告」ができるだけであると認めざるをえない²⁰。「インフォームド・コンセント」が治療の正当性を支える不可欠の条件となったのである。

それでは、なぜこのような事態が生じてきたのであろうか。ここでは、現代を「労働する動物の勝利した時代」と特徴づけるアレントの所説を振り返っておこう²¹。

アレントによれば、人間の「活動的生活」(vita activa)には「労働」(labor)、「仕事」(work)、「活動」(action)という三つの位相が区別される。「労働」とは、「人間の肉体の生物学的過程に対応する活動力」の発現であり、人間の生命そのものに条件づけられた活動であって、耐久性のない消費財を生み出すところにその特徴を持つ。「仕事」とは、「人間存在の非自然性に対応する活動力」の表出であり、人間が人工的世界の中で生きざるをえないというところに条件づけられた活動であって、耐久性をもった人工物の産出にその特徴をもつ。アレント自身の解説によれば、台所でオムレツを作るのは「労働」であり、タイプライターで作品を書くのは「仕事」だということである²²。これに対して、「活動」とは、「直接人と人との間で行われる唯一の活動力」であり、「人間の多数性」という事実、つまり地球上に多数の人間が存在するという事実を条件とする活動である。この活動によって生み出されるのは、まさに活動そのものであり、「政治」がその典型である²³。

さて、アレントの議論をきわめて図式的に整理すれば、現代の「労働する動物の勝利した時代」に至るまでには、二つの転倒があった。一つは、「観想的生活と活動的生活の転倒」である。すなわち、ピュタゴラスの「人生＝祝典」説に見られるように²⁴、競技者や商売人の活動に対して観察者の「観想」という営み（観想的生活）を最上位に置く見方から、活動的生活をその上位に置くという転倒である。これをもたらしたのは近代科学と近代哲学、ガリレオとデカルトである。特にガリレオの望遠鏡の発明は、感覚への信頼を根底的に失わせた。これを哲学的に表明したのがデカルトの普遍的懐疑である。感覚は実在を明らかにしない。世界や宇宙は、測定器具（工作人の制作物）に現れる程度に応じて理解される。真理やリアリティーはそのままの姿では現れず、現象に干渉し、現象を取り除くことによって、真の知識が得られる。このような「工作人の勝利」によって、第一の転倒が生じた。

第二の転倒は、活動的生活の内部で、最下層の「労働」が最上位に置かれるという転倒であり、これをもたらしたのは、「幸福の原理」の勝利である。つまり、第一の転倒によって「世界的手段化」（自然への支配者的態度）が生じ、この「自然の過程化」が徹底されることによって「世界の無意味化」がもたらされ、その結果、人間の活動的生活がすべて生産と消費の

²⁰ Airaksinen, p. 679.

²¹ Hannah Arendt, *The Human Condition*, The University of Chicago Press, 1958.

²² ハンナ・アレント『人間の条件』、志水速雄訳、ちくま学芸文庫、1994年、535ページの訳者解説参照。

²³ ここで言う「政治」とは、「公共世界 (a common public world) において人々の間に生じる事柄」に係わる営みという意味である。

²⁴ ディオゲネス・ラエルティオス『ギリシア哲学者列伝 (下)』、加来彰俊訳、岩波文庫、1994年、18頁以下参照。

過程における快樂と苦痛の総計、つまり「幸福」によって測られることになった、ということである。これによって現代では、古代においてはまさに「奴隸」(servus)のなすべき事柄がわれわれの仕事や活動の実質となり、あらゆる活動のサービス化、あらゆる生産物の消費財化が生ずることになったのである。

こうした流れのなかに専門職を位置づけてみるならば、大学制度を生み出した12世紀ルネサンスは、観想的な生活が優位を保っていた時代であって、「仕事」をもっぱらとし、それによって「活動」に奉仕する職業(専門職)の権威を確立しようとした時代であり、これに対して現代は、その専門職の権威があらゆる活動の労働化(サービス化)によって失われつつある(部分的にはすでに失われた)時代であるとも言えよう。現代では「教育」や「医療」ですら消費(サービス)の対象となりつつある²⁵。あるいは、家庭と社会を繋ぐ中間領域の消滅によって、地域社会が担ってきた活動の多くがサービス業によって代替され、かつては人と人との間で行われていた「心のケア」や「介護」もまた外部依存性を強め、その多くをサービス業に委ねている。

もちろん、仕事や活動のサービス化はおそらく避けて通ることのできない流れであり、また、専門知の使用権限を全面的に専門職に委ねるのではなく、その使用目的を市民のコントロールのもとに置くことは、健全な市民社会を形成するという意味では望ましいことでもある。しかしそれにもかかわらず、いわゆる高度技術社会と呼ばれる現代においては、改めて専門職あるいは職業全般の社会的意義を強調すべき事態が生じている。とりわけ重要なのは、「技術のブラックボックス化」と「リスクの不可視化」の進行である。

6. 「技術のブラックボックス化」と「リスクの不可視化」

かつてアリストテレスが、「技術は自然のなすところを模倣する」と語ったとき²⁶、その技術の産物は、たとえどのように巨大な構築物であったとしても、全体として人間にとって目の届く、手ごろな大きさのものにとどまっていた²⁷。しかし、加藤尚武が指摘するように、現代の科学技術は、自然に内蔵された自己同一性システムを破壊することをも可能にしたのであり²⁸、このような技術の個別的な詳細について、あるいは高度な技術連関全体を見通すことは、ほとんどの人間にとってもはや不可能である。それにもかかわらず、こうした技術は、われわれの生活に直接的・間接的にきわめて大きな影響を及ぼしている。われわれは、それがどのような仕組みで動いているのかを理解できない技術連関のなかで生活せざるをえない。これが「技術のブラックボックス化」である。しかし、このブラックボックスと化した技術の多くは、同時に「パッケージ化」あるいは「モジュール化」されることによって、誰にでも使えるような形で提供されてもいる。つまり、現代においては、たんに「専門知」が高度化しただけではなく、その成果が非専門家でも容易に使用できるような形で普及されるので

²⁵ いわゆる「モンスター・ペアレント」や「モンスター・ペイシエント」はこうした背景のもとで生み出されたと理解できよう。

²⁶ アリストテレス『自然学』、出隆・岩崎允胤訳、『アリストテレス全集』第3巻、岩波書店、1968年、75ページ。

²⁷ K. ヤスパース『現代の精神的状況』、飯島宗享訳、『ヤスパース選集』第28巻、理想社、1971年、34ページ参照。

²⁸ 加藤尚武『価値観と科学/技術』、岩波書店、2001年、8ページ以下参照。

ある。コンピュータ・システムだけではない。食品の製造業者や加工業者に提供される無数の化学物質、遺伝子を組み換えられた穀物類の種子などもまた、「専門知」の結晶でありながら非専門家が容易に使用できる形で製品化されている。

この事態は二重の意味で「リスクの不可視化」を招く。『危険社会』の著者ベックは、興味深い例で現代社会の「危険」がかつてとはまったく異質であることを示している。彼によれば、19世紀、テムズ河に落ちた船乗りは、溺れ死んだのではなく、ロンドンの下水道の恐ろしい臭気と有害な蒸気で窒息死したのだという。しかし、現代社会の危険はこのような形では知覚できず、むしろ「化学や物理学の記号」の形でしか認識されない。また、かつての危険は衛生技術の不備に起因するものであったのに対して、今日の危険は「過剰な産業生産」にその原因をもっており、さらにかつての危険の被害は危険が生じた場にとどまっていたのに対して、今日の危険は「さまざまな形でこの地球上の生命を脅かす」のである²⁹。高度技術のパッケージ化・モジュール化がこれに拍車をかける。われわれは誰でも、知らず知らずのうちにコンピュータ・ウィルスを世界中にまき散らし、有害な食品を世界中の子供たちに食べさせ、あるいは環境汚染の元凶となりうるのである。もちろん、現代社会においては総体としてかつてよりも個々人の生存を脅かす危険度が増しているというのではない。問題は「見えないリスク」であり、そこに多くの人びとが専門知に対して抱く不安の源泉があるということである。

7. ポパーの新しい職業倫理

こうした時代、すなわち、職業全般のサービス化が進行し、専門職の権威や自律がかつてほどには認められなくなった時代、しかしそれにもかかわらず専門知が高度化するとともに誰にでも使用できるような形で提供され、その影響が全地球的な範囲に及ぶ時代において、われわれは、専門職にかぎらず、職業全般の課題をどのように設定すべきであろうか。この問題を考える手がかりとして、ここでは、科学知の本質に対する洞察に基づいて、合理的討論を基礎にした知識人のための「新しい職業倫理」を提唱したポパーを参照してみたい³⁰。この新しい職業倫理は、専門職の価値が下落した現代における専門職業人のあり方にきわめて明快な解答を与えているからである。

ポパーによれば、知識人は、「尊大さ、独善、人よりもよく知っているといううぬぼれ、知的虚栄心」といった小さな悪徳に染まりやすいだけではなく、「理念、教説、理論の名のもとでの大虐殺」という大きな悪徳にも手を染めてきた。これらはヴォルテールの「寛容」に根ざした「批判的多元主義」によって克服されなければならない。それは、次の三つの認識論的であると同時に倫理的な原則に基づく合理的討論を客観的な真理探究の理念として受け入れる立場である。

1. 可謬性の原則：おそらくわたしが間違っているのもであって、おそらくあなたが正しいのもであろう。しかし、われわれ両方が間違っているのかもしれない。

²⁹ U. ベック『危険社会』、東廉・伊藤美登里訳、法政大学出版会、1998年、27ページ参照。

³⁰ カール・R・ポパー『よりよき世界を求めて』、小河原誠・蔭山泰之訳、未来社、1995年、第14章「寛容と知的責任」参照。

2. 合理的討論の原則：われわれは、ある特定の批判可能な理論に対する賛否それぞれの理由を、可能なかぎり非個人的に比較検討しよう。
3. 真理への接近の原則：ことがらに即した討論を通じて、われわれはほとんどいつでも真理に接近しようとする。そして、合意に達することができないときでも、よりよい理解には達する。

これらの原則に基づき、ポパーは知識人のための 12 の職業倫理の原則を提案しているが、その趣旨を要約すれば、以下のようになる。すなわち、われわれは誰でも、すべての誤りを回避することは不可能である。にもかかわらず、可能なかぎり誤りを避けることはわれわれの義務である。それゆえ、われわれは自らの誤りから学ばなければならない。誤りをもみ消すことは最大の知的犯罪である。したがって、自己批判的態度と誠実さがわれわれの義務となる。しかし、誤りを発見し修正するためには他の人間による批判も必要である。ただし、合理的批判は、客観的真理に接近するという理念に導かれた、特定の言明・仮説・論証に対する、非個人的なものでなければならない。

ポパーの提示する新しい職業倫理における真理観や望ましい知識人の態度は、古い職業倫理との対比において、次のような表にまとめることができる。

	古 い 職 業 倫 理	新 し い 職 業 倫 理
真理の場	個人的知	客観的知
個人のもちうる知	確実な知	不確実な知（推測知）
知識人の特性	真理と確実性の所有	知的正直さ
知識人の理想像	賢者	愛知者
他者への態度	権威	寛容
誤りを犯すこと	許されない	避けられない
誤りへの態度	誤りは誤りとして承認されない	合理的討論による真理への接近

この対照表における「古い職業倫理」は、本稿の冒頭で取り上げた古典的な専門職がもつ倫理のイメージとほぼ重なり合う。たとえば、(かつて) 医師は、何が最善の治療法であるかを知っており、患者はその権威を認め、「すべてをお任せします」という態度で臨んできた。治療が成功しない場合でも、それは「仕方のないこと」であり、お医者さんの責任を追及するなど思いもよらないことであった。「医療過誤」などという事態はそもそもありえないことだったのである。これに対して、先にも述べたように、現在では治療の正当性を確保するためには「インフォームド・コンセント」が不可欠であると考えられているが、これはまさに最善の治療法に関する「知」の不確実性あるいは多義性を前提にした手続きに他ならない。それは同時に、判断の誤りの可能性をも含意している。いかに誠実に、能力のかぎりを尽くしても、われわれは一人では客観的知に到達することはできず、誤りは避けられえない。それゆえにこそ、われわれは合理的討論を通じて真理へ接近する義務を負う。前述のように、われわれの多くが不可視のリスクを背負いつつ職業活動に従事しなければならないとすれば、これはあらゆる職業に携わる者に対するもっとも基底的な倫理的要求であると言えよう。

8. 現代における専門職の課題

さてそれでは、こうしたポパーの提唱する新しい職業倫理の根底にはどのような専門職業人の理想あるいは理念が潜んでいるのだろうか。

近代の根本経験を、マルクスのように「自己疎外」(self-alienation)にではなく、「世界疎外」(world alienation)に求めるアレントによれば、近代以降われわれの間では「公的な共通世界」(a common public world)への関心(以下では「公共世界への関心」と呼ぶ)が失われ、すべてが生命への関心に還元され、すべてが自己の内部にある生命過程へと投げ返されるようになった。言葉は、内部にある欲望や必要を伝達し調整するための貧困な道具と化し、人々の「間」にあるものについて意見を交換するためのメディアではなくなってしまった。こうした時代においてわれわれに求められているのは、この「世界疎外」から再び「公共世界への関心」を取り戻すことである。つまり、人々の間に存在する人間的事柄の世界への関心を呼び戻すことであり、そのためには、他者のパースペクティブを考慮した「視野の広い思考様式」が要請される³¹。

この「公共世界への関心」を呼び戻すというアレントの課題をわれわれが専門職業人として引き受けるとするならば、そこで要請されているのは、活動的生活内部での序列を再転倒すること、つまり、(1)「労働の仕事化」と(2)「仕事の活動化」に他ならない。言い換えれば、「労働」と「仕事」に対して「公共世界への関心」という観点からそれぞれにふさわしい意義を再付与するということであり、このことは同時にあらゆる職業の専門職化を要求することになる。

職業に従事するということは、たとえその目的が第一義的には生命維持のために必要な消費財を作り出すことであったとしても、その「労働」は同時に「仕事」にとって不可欠な基盤を与えるものであり、とりわけ現代においては、「労働」においても高度な「専門知」が利用され、その産物は発達した流通システムを通じて世界中に供給される。労働の産物は、文字通り一瞬のうちに消費し尽くされるのではなく、われわれの共通世界を構成する重要な一部を形成している。それゆえ、労働は、それ自体価値をもった作品(製品)を生み出す「仕事」とみなされなければならない。

「仕事」もまた、それが生み出す作品(製品)が消費財であれ耐久財であれ、たんに人間の必要を満たすだけでなく、まさに人間の条件をなす環境世界の形成を通して「活動」にその基盤を与えるが、とりわけ現代においては、人間と人間の間を媒介する「活動」のあり方に決定的な影響を及ぼす。工学技術やバイオテクノロジー、その応用としての生命操作技術や医療技術、あるいは金融工学もたらす金融技術、脳科学に基づく行動制御技術等々が生み出す「専門知」をどのように使用するかということは、現代における「活動」それ自身のもっとも重要な課題だからである。

それゆえ、一方では技術の高度化とパッケージ化が同時進行することによってリスクの不可視化と影響の広域化が進み、他方では市民社会の成熟に伴った安全要求の高度化した現代

³¹ アレントの言う「幅広い思考様式」は、カントが誤謬を避け、知恵に達するための思考の格率と呼ぶ三つの格率、すなわち、「自分自身で考えること」、「自分を他人の立場において考えること」、「つねに自分自身と一致して考えること」という格率のうちの第二の格率に由来する。Kant, *Anthropologie in pragmatischer Hinsicht*, in: AA. Bd. VII, S. 200; *Immanuel Kant's Logik*, in: AA. Bd. IX, p. 57.

において、新しい専門職業人に求められるのは、まさに「公共世界への関心」そのものを社会的責任として負う職業倫理の確立である。もちろん、近代における活動的生活内部での転倒が「幸福の原理」の勝利によってもたらされたものであるとするならば、この序列の再転倒は「幸福の原理」を克服することによってしか達成されえないことになるが、これがまさに新たな専門職倫理の課題なのでもある。

ところで、アレントの「公共世界」という構想に決定的な影響を与えたのは、カントの「世界市民」(Weltbürger) という理念であろう³²。カントによれば、自分の仕事や自分の幸福に影響を及ぼす事柄にのみ関心を示す「地上の子」(Erdensohn) に対して、「世界市民」とは「人類とか世界全体、事物の起源やその内的な価値、究極目的」といったものに関心をもつ者の謂いであるが、その基本的なあり方は、「世界市民は、よそ者 (Fremdling) としてではなく、その中に住む者 (Einsatze) として世界を見なければならぬ。」という言葉によく示されている³³。カントはまた、よそ者として世界を見る者を「世界観察者」と名づけ、これを「世界市民」に対比させてもいる³⁴。観想的生活が優位を誇っていた時代はすでに遠く過ぎ去り、われわれは労働する動物の勝利した時代に生きている。だがしかし、そうであればこそ、われわれ専門的職業人には再び公共世界への関心そのものを社会的責任として引き受ける義務があるのであり、それはまさに世界を「その中に住む者」として見る「世界市民」としての立場をとる義務があるということに他ならない。

おわりに

先にわれわれは、専門職倫理を集団倫理と特徴づけ、その職務に関して専門職業人に認められるのは、カントのいう意味での理性の私的な使用のみであり、また専門職業人は、専門職業人であるかぎり自らの理性を私的にのみ使用するという厳しい規律に服してきたからこそ、社会からの信頼を得てきたのであろうと述べた。しかし、「世界市民としての専門職業人」という理念は、こうした集団倫理としての専門職倫理に新たな意義を付与することになる。

カントが、職業倫理に関して理性の私的な使用と公的な使用を区分したのは、「啓蒙とは何か」を明らかにする文脈においてである。カントによれば、「啓蒙」とは、「他人の指導なしに自分の悟性を用いる決意と勇気の欠如」という未成年状態を抜け出すことであるが、しかしこの状態がまさに本人の「怠惰と臆病」に起因するがゆえに、「自分の精神を自分で育てることによって未成年状態から抜け出すこと」は、個々の人間にとってはきわめて困難である。それにもかかわらずカントは同時に、「公衆 (Publicum) が自らを啓蒙することはむしろ可能

³² この理念をカントは「地球市民」(Erdbürger) という言葉でも表現している。Cf. Kant, *Metaphysik der Sitten*, in: AA. Bd. VI, S. 353; *Anthropologie in pragmatischer Hinsicht*, in: AA. Bd. VII, S.333,

³³ Kant, *Kant's handschriftlicher Nachlaß. Anthropologie*, in: AA. Bd. XV, S.517f.

³⁴ アレントは、「市民であるということは、とりわけ責任と義務と権利をもつことであり、それらはいずれも領域的に制限されている場合にのみ、意味をもつ」が、「世界市民」にはこのような領域的限定がないので、カントのいう「世界市民」は実際には「世界観察者」にならざるをえないと評している (ハンナ・アレント『カント政治哲学の講義』、浜田義文監訳、法政大学出版局、1987年、63ページ)。しかし、第一に専門職業人には「職業」という領域的な核があり、これに即して責任と義務と権利を論ずることができるのであり、第二にその責任と義務が「公衆」に係わるものであるならば、その公衆は現代においてはもはや領域的 (領土的) に限定された「国民」ではありえず、「市民」でなければならない。それゆえ、問題はむしろ、それぞれの職業に即して「世界市民」としてのあり方を構想することであり、実際にも、たとえば国連が定めた「グローバル・コンパクト」は、国際的な「企業市民」のミニマムな行動基準を示す試みと見ることができる。

であり、公衆に自由が与えられさえすれば、それはほとんど避けがたくなる」とも語っている。この自由とは、「あらゆる点において理性を公的に使用する自由」³⁵、つまり公衆に向かって自らの見解を公表する自由である。すなわち、公共体の関心事にかかわる業務を遂行する機構に属し、この機構の中で一定の役割を担う者であっても、自らの理性を「公的に使用する自由」は認められなければならないが、それは公衆が自ら啓蒙することを目的として、自らを「世界市民的社会（Weltbürgergesellschaft）の一員」とみなすかぎり、つまり「世界市民」とみなすかぎりにおいてである³⁶。

カントによれば、理性を公的に使用する自由は、「公衆が自らを啓蒙する」という目的のもとで、専門職業人が自らを「世界市民」とみなし、「世界市民的社会」を統制的原理として行動するかぎりにおいてのみ認められる。それでは、専門職業人による理性の公的な使用は、なぜ公衆が「自ら」を啓蒙するという意義をもちうるのであろうか。それは、いかなる専門職業人であれ、われわれはたんに専門職業人集団に属するだけではなく、同時に、他の専門知に関しては「非専門家である市民」としても存在するからである。この点に着目するならば、専門職業人集団による専門知の使用を市民的コントロールのもとに置くということは、専門職業人にとってもたんなる他律を意味するのではない。むしろ、「世界市民的社会」とは、われわれのこうした二重の存在性格が「世界市民」という理念のもとで統合される社会であり、専門職業人集団の一員としての理性の私的な使用（集団的自律）が、個々の専門職業人による市民としての理性の公的な使用（個人的自律）と合致する社会であって、それゆえ専門職業倫理の目指すところもこのような社会の実現にある、と見るべきであろう。これはたんなる夢想ではない。ある組織がその倫理綱領において何らかの形で「公衆」への責任を掲げているとすれば、その根底には確かにこの理念が統制的原理として存しているのである。しかも、労働が仕事化され、仕事が活動化されなければならないとすれば、職業活動を倫理化する責務は、もはや古典的な意味での専門職には限定されえず、専門知を生み出し利用するすべての職業人に課せられなければならない。ここにおいて「専門職」には、〈公共世界への関心を自らの義務として引き受け、公衆に対する説明責任を果たす「世界市民としての職業人」集団〉という規範的な定義が与えられることになる。

³⁵ Kant, *Beantwortung de Frage: Was ist Aufklärung*, in: AA, Bd. XIII, S.36.

³⁶ Cf. *ibid.*, S.37.

応用倫理的探究において現状維持バイアスは排除されるべきノイズか

奥田太郎（南山大学）

はじめに

応用倫理学が取り組む問題は多種多様であるが、その中心部には、新たな科学技術の社会的導入に際して重要な意味をもつ倫理的含意の剔出と検討という大きな課題が横たわっている。この課題は通常、新たな科学技術の導入によってわれわれの置かれている現状が何らかの影響を受けて変化する、という事態に向き合うこととして現れる。そして、多くの場合、批判の矛先は、現状から昔の状態に戻りしようとする試みに対してではなく、現状を何らかの意味で「改善」しようとする試みに対して向けられることになる。そして、今まさにここで改善をカッコ付きで述べたように、総合的に勘案された結果それは実際には改善とは呼べないのではないか、という懸念がしばしば倫理的懸念として表明され、結果として現状維持が支持されるに至る。本稿で議論の俎上に置きたいのは、こうした類いの懸念の妥当性である。そうした懸念は、人間心理に深く根ざす現状維持へのバイアスによって形成されたものにすぎないのか否か。また、応用倫理的探究に携わる論者の依拠する倫理的直観もまたその種のバイアスを抱え込みうるのだとすれば、そうしたバイアスは排除されるべきノイズだとみなされるべきか否か。本稿では、これらの問いに答えることを目指して、まずは合理的意思決定に関する心理学領域での成果、すなわち、カーネマンとトヴェルスキーのプロスペクト理論に基づく現状維持バイアスの研究についてごく簡単に述べ、その後、ポストロムとオードによる現状維持バイアス除去推進論、および、プロスペクト理論に対する倫理学の独自性を主張するフランシス・カムによる議論を考察の里程標とする。これらを経て、プロスペクト理論の明らかにした現状維持バイアスと、倫理学の取り扱う倫理的直観とは慎重に切り離して考えられるべきである、と結論し、表題の問いに対する現時点での回答を提示したい。

1. プロスペクト理論における現状維持バイアス

米国の心理学者ダニエル・カーネマンとエイモス・トヴェルスキーは、従来の経済学や合理的意思決定理論が前提としてきた、合理的人間像に依拠する期待効用理論の行動記述モデルとしての欠陥を経験的に明らかにした上で、それに代わる新たな行動記述モデルとしてプロスペクト理論（prospect theory）を提示した。彼らの理論は、行動経済学という領域の開拓を導き、2002年にカーネマンはその功績によりノーベル経済学賞を受賞した¹。このプロスペクト理論については、カーネマン自身が編集したアンソロジー（Kahneman & Tversky 2000）にて詳しく知ることができるので、理論の詳細はそちらを参照していただくとして、本稿では、現状維持バイアス（Status Quo Bias）に関連する部分に焦点を絞ってその概略を

¹ コロブキンによれば、法学関連の学術誌に掲載された論文のうち、「授かり効果」や「現状維持バイアス」のどちらかの語を用いていたものは、1990年で2本、2001年には67本、2003年1月になると373本に増加している。（Korobkin 2003, p. 1227）

見るにとどめたい。

プロスペクト理論

多くの実験結果の積み重ねからカーネマンらが到達したプロスペクト理論の要点は、以下の如きである。(1) 人びとは一般に、利得よりも損失を大きく評価する。(2) 評価は一般に、相対的な準拠点からの変化によって形成される。(3) 人びとは一般に、確率の高い事柄を過小評価し、確率の低い事柄を過大評価する。(4) 人びとは一般に、利得についてはリスク回避を目指し、損失についてはリスク追求を目指す。これらは、リスク下での意思決定に関する一般的な心理的傾向を述べたものだが、このうちの (1) と (2) については、リスクが問題にならない取引状況においても同様の分析結果が得られる²。

こうしたプロスペクト理論のテーゼは、カーネマンらによる既存の期待効用理論の見直しに由来している。1980年代前半に、カーネマンとトヴェルスキーは、合理的選択理論が依拠する効用に関する原理のうち、すでに多く批判的とされていた推移性 (transitivity) と代替性 (substitution)³のみならず、多くの理論が取り入れている優越性 (dominance) と不変性 (invariance) の原理でさえも、維持するのが困難になるケースが多く存在することを経験的な研究によって示した (Kahneman & Tversky 2000, pp. 4-7)。優越性とは、見込み A が少なくともあらゆる点で見込み B と同程度によく、かつ、少なくとも一つの点で B よりもよいならば、A は B より選好されねばならない、という原理であり、不変性とは、複数の見込みの間の選好順序は、それらの見込みが記述される仕方に依存してはならない、という原理である。

たとえば、1981年に *Science* 誌で公表 (Tversky & Kahneman 1981) されて以降、さまざまな論文の中で幾度となく言及されてきた有名な「アジア風邪の実験」では、選好の不変性が維持されない。概略は以下の通りである。

問題 1：米国で強力なアジア風邪が大流行し、600 人が死亡すると予想される。これに対抗するべく提案された方策は 2 つであり、それぞれの方策の結果は科学的に以下のように見積もられている。もし方策 A が採用されれば、200 人が助かる。もし方策 B が採用されれば、1/3 の確率で 600 人全員が助かり、2/3 の確率で誰も助からない。二つの方策のうちどちらを支持するか？

問題 2：問題 1 と同様の設定で、もし方策 C が採用されれば、400 人が死ぬ。もし方策 D が採用されれば、1/3 の確率で誰も死なずにすみ、2/3 の確率で 600 人全員が死ぬ。二つの方策のうちどちらを支持するか？

² 「多くの意思決定問題は、現状に留まることと、ある点では有利だが他の点では不利であるようなそれ以外の選択肢を受け入れることとの間での選択という形をとる」ので、現状 (status quo) を準拠点とみなし、選択肢の利点と欠点を利得と損失という形で捉えることで、取引状況における損失回避と現状維持の傾向を看取することができる。(Kahneman & Tversky 2000, p. 13)

³ 推移性とは、A が B より選好され、B が C より選好されるならば、A は C より選好される、という原理であり、代替性とは、A が B より選好されるならば、A か C かのどちらかが五分五分で得られる見込みが、B か C かのどちらかが五分五分で得られる見込みより選好される、という原理である。

問題 1 では、回答者 152 名のうち、72%が A を選び、28%が B を選んだ。それに対して問題 2 では、回答者 155 名のうち、22%が C を選び 78%が D を選んだ。方策 A と方策 C、および、方策 B と方策 D は、フレーミングの仕方が異なっているだけで、それぞれの帰結は同じである。それにもかかわらず、問題 1 では方策 A が選ばれ、問題 2 では方策 D が選ばれる強い傾向があることがわかった。この傾向は、同一の回答者に数分以内で両方の問題に取り組みさせても、問題文を読み直させてから回答させても、消えることがなかった。

この実験からわかるのは、問いのフレーミングが、助かる＝利得 (gain) を軸になされているか、死ぬ＝損失 (loss) を軸になされているかに応じて、問題に対する回答に正反対の傾向がみられる、ということである。すなわち、選好の不変性が維持されていないということである。

また、別のケースでは、選好の優越性が維持されないことがわかる。

問題 3 : どちらかを選んで下さい。

E. 25%の確率で 240 ドルが得られ、75%の確率で 760 ドルが失われる。

F. 25%の確率で 250 ドルが得られ、75%の確率で 750 ドルが失われる。

この問題に対しては、86 名の回答者の 100%が F を選択した。選好は明らかに F が E に優越している。

問題 4 : 次の 2 組の決定をしなければならないとして、まず両方を検討した上で、自分の選好する選択肢を挙げて下さい。

決定 1

A. 240 ドルを確実に得られる。

B. 25%の確率で 1000 ドル得られるが、75%の確率で何も得られない。

決定 2

C. 750 ドルを確実に失う。

D. 75%の確率で 1000 ドル失うが、25%の確率で何も失わない。

この問題では、決定 1 に対して、150 名の回答者中の 84%が A を選び、16%が B を選んだ。決定 2 に対して、13%が C を選び、87%が D を選んだ。回答者のうち、A と D を選んだのは 74%、B と C を選んだのは 3%だった。

ところが、A に D を加えると、25%の確率で 240 ドルが得られ、75%の確率で 760 ドルが失われることになる。これは見込みとして問題 3 の E に相当する。他方、C に B を加えると、25%の確率で 250 ドルが得られ、75%の確率で 750 ドルが失われることになる。これは見込みとして問題 3 の F に相当する。

この実験からは、先ほどと同様に、問いのフレーミングが利得と損失、確実性と不確実性との組み合わせについて異なることで、見込み E と見込み F の間の選好の優越性が維持され

ない、ということがわかる。

しかしながら、期待効用理論の前提となる理想的な合理的人間像がわれわれの実像からかけ離れているというこの種の批判は、実際の現象をより見通しよく表現し理想的状況下での将来予測をするという理論の役割にとってそれほど致命的ではない。むしろ、カーネマンとトヴェルスキーの研究の刮目すべき点は、われわれの選択に潜む基本的な心理的傾向を実験結果の積み重ねによって示しただけでなく、その傾向を取り込んだ上で、効用理論をより実像に近い仕方で独自に形式化し、その予測精度を上げたところにあるだろう。カーネマンとトヴェルスキーは、いわば、上記のような「フレーミング効果」を意思決定におけるノイズとしてそれを排除する方向に向かうのではなく、それに正面から向き合って背後にある一般的な傾向をつかみとったのである。

さて、カーネマンらの業績の中で、本稿の目的に照らして重要だと思われるのは、「授かり効果 (endowment effect)」および「現状維持バイアス (status quo bias)」、そしてそれらを説明しうる基本的な心理的傾向としての「損失回避 (loss aversion)」である。以下、この三者についてコンパクトに論述したカーネマンらの論考 (Kahneman, Knetsch & Thaler 1991) を参考に概説する。

授かり効果

「授かり効果」とは、リチャード・セイラーが 1980 年の論文 (Thaler 1980) において、人びとが一度手にしたものを手放すのを厭うさまを記述するのに作り出した用語である。セイラーによれば、財産を手に入れる喜びよりもそれを手放す苦痛の方が大きいとき、買値は売値よりも顕著に低くなる。つまり、ある人が財産を手に入れるために支払う最高価格は、その人が一度手にした財産を手放す代償として求める額の最小値よりも少なくなる。代表的な実験としては、被験者にマグカップとお菓子を手渡し、それらを交換する取引を行わせる、というものである。マグカップとお菓子の価格にかかわらず、被験者はそれぞれ自分が最初にわたされた方のアイテムを保持する傾向にある、というのがその結果である⁴。

⁴ 授かり効果を検証するためのマグカップ実験は、きれいな空気や環境へのダメージなどを測る仮想評価法 (Contingent Valuation Method) では WTP と WTA にギャップが生じる、ということからインスパイアされてもいる。(Kahneman & Tversky 2000, p. 294-295.)

この効果について、カーネマンらは、市場の中で経験を積み減らす類いのものか否かを確かめるための複数の実験を行っている (Kahneman, Knetsch & Thaler 1990)。たとえば、コーネル大学の学部生向けの経済学教室で学生に市場取引に関する実習をさせた後で、マグカップとボールペンの交換に関する実験に参加させた。実験は、被験者を、マグカップを与えられた売り手役とそれを購入する買い手役に分けて、それらの取引を行わせるものであり、複数回の取引の中で、前の取引での状況に関する情報が共有されるような仕組みを導入して、継続的な取引の中に学習の要素を組み込むように工夫が施されたものである。結果として、売値の平均値は買値の平均値の約二倍であり、取引量は標準的な経済学理論の予測の半分以下であった。要するに、学習と経験の機会があったにもかかわらず、多くの学生が一度手にしたものを手放すことを避けた、ということである。

さらに、上記のように取引量が少ないのは、売ることへの躊躇に由来するのか、買うことへの躊躇に由来するのか、を確かめる実験が、サイモン・フレーザー大学の 77 名の学生を対象に実施された。被験者を三つのグループに分け、売り手グループにはマグカップを与え、0.25 ドルから 9.25 ドルまでの値段で売るように求め、買い手グループには同様の値幅で買うように求めた。選び手と名付けられた第三のグループにはマグカップを与えず、同様の値幅を提示して、マグカップを受け取るか対応する額のお金を受け取るかを選ぶように求めた。売り手と選び手は客観的には同じ状況 (設定した値幅でマグカップを選ぶかお金を選ぶか、という状況) に置かれている。にもかかわらず、選び手はむしろ買い手によく似た振る舞いをした。留保価格の平均値は、売り手 7.12 ドル、選び手 3.12 ドル、買い手 2.87 ドルであった。ここから示唆されるのは、

現状維持バイアス

「現状維持バイアス」は、サミュエルソンとゼックハウザーが 1988 年の論文 (Samuelson & Zeckhauser 1988) で、人びとが準拠点としての現状 (status quo) を維持する傾向があることを記述するために用いた用語である。彼らが行った実験は、基本的には以下のようなパターンのものである。

問題 5：あなたは新聞の経済欄の熱心な読者だが、投資の初心者である。今度大叔父から多額の財産が相続されることになった。あなたの選択できる投資先は、ほどほどのリスクの企業、リスクの高い企業、国債、地方債である。あなたはどれを選ぶか？

問題 6：あなたは新聞の経済欄の熱心な読者だが、投資の初心者である。今度大叔父から現金と証券が相続されることになった。そのうちの大部分はほどほどのリスクの企業にすでに投資されている。あなたの選択できる投資先は、ほどほどのリスクの企業、リスクの高い企業、国債、地方債である。あなたはどれを選ぶか？

問題 5 は、「現状」を定めないニュートラルなケースであり、問題 6 は、「現状」をあらかじめ定めてある。

こうしたデザインの実験をさまざまなシナリオで複数試みた結果、共通していたのは、選択肢は、それが「現状」である場合、あるいは、ニュートラルなケースで選ばれる頻度が高く「現状」の代替選択肢として遜色のない場合、選ばれる確率が高いということであった。いずれにせよ、一連の実験からわかったのは、選択肢は「現状」として設定されると顕著に好まれるようになった、ということ、および、「現状」の優位は選択肢の数とともに増大するという、であった。

このバイアスについては、米国で起こった実例がある。1980 年代に、ニュージャージー州とペンシルバニア州で、自動車保険について、廉価だが訴訟の権利が限定されているものと、高価だが無制限に訴訟の権利が認められるものを選ぶことになった。ニュージャージー州では、高価な保険がデフォルトとして提示され、ペンシルバニア州では、廉価な保険がデフォルトとして提示された。その結果、両州で、多くのドライバーが、デフォルトとして提示された方の保険を選ぶことになった。(Kahneman & Tversky 2000, p. 240, 294) これは、政策決定に及ぼす現状維持バイアスの影響を示す古典的実例とされている。

損失回避

授かり効果、現状維持バイアスの研究から得られる一般的な結論は、(1) 効用の重要な担い手は、富や福利の状態ではなく、準拠点に相対的な変化であり、(2) 事態を悪化させる変化 (損失) の方が、事態の改善 (利得) よりも大きく見積もられる、ということである。カ

取引量が低いのは、買い手のお金を手放すことへの躊躇ではなく、売り手 (マグカップの持ち主) の持ち物 (endowment) を手放すことへの躊躇に由来する、ということである。

一ネマンらは、授かり効果と現状維持バイアスは、より基本的な概念である「損失回避」によってうまく説明できる、と考える（Kahneman & Tversky 2000, pp. 165-168.）。現状維持との関係で言えば、現状を変更して得られる利得を逃すことよりも、現状を変更して生じる損失をより強く忌避するので、結果として現状維持が選択される。一般に、損失回避によって変化よりも安定が好まれる、というわけである⁵。

さらに、カーネマンらが 1986 年に発表した論文によると（Kahneman, Knetsch & Thaler 1986）、トロントとバンクーバーの住人を対象に電話調査を実施したところ、フェアネスに関する判断に損失回避の傾向が強く見られた。その調査において一連の質問の中に埋め込まれた関連質問は、たとえば以下のようなものであった。

問題 7a：ある会社が小さな利益を上げた。その会社のある地域では、不景気で実質的な失業が生じているがインフレは生じていない。その会社は、今年の賃金を 7% 下げることにした。

回答者数 125 受け入れ可能 (37%) アンフェア (63%)

問題 7b：ある会社が小さな利益を上げた。その会社のある地域では、不景気で実質的な失業が生じており 12% のインフレが生じている。その会社は、今年の賃金を 5% 上げることにした。

回答者数 129 受け入れ可能 (78%) アンフェア (22%)

問題 7a と 7b はいずれも、実質的には賃金が 7% 下がることになり、富や財産に関する帰結としては同じなのだが、人びとは一般に、それを損失と捉える（現状が準拠点となり 7% の賃金引き下げは損失として捉えられる）か、利得と捉える（起こってしまった 12% のインフレが準拠点となり 5% の賃金引き上げは利得として捉えられる）かで、アンフェアか否かの判断を変化させる傾向にあるようである。フェアネスに関する判断は、一種の倫理判断であり、当然ながら、倫理学者はこうした言説の流通に対して無頓着でいるわけにはいかないだろう。この問題については、本稿 3 にて論じることにする。

以上、カーネマンらのプロスペクト理論、とりわけ、損失回避に牽引される授かり効果と現状維持バイアスについて概観してきた。次節からは、これらに対する倫理学者からの応答を検討する。

2. 反転テスト

まずは、現状維持バイアス除去推進論をとるボストロムとオードの試み（Bostrom & Ord 2006）を見てみよう。彼らによれば、われわれの意思決定が基づく判断は、数々のバイアス

⁵ この損失回避の傾向は、同じ額を手放すにもかかわらず、それが損失とみなされるかコストとみなされるかによってわれわれの判断が変わってくる、という仕方でも現れる。たとえば、賭けへの参加料として 5 ドル支払って、その賭けにおいて 10% の確率で 100 ドルが得られ 90% の確率で何も得られない、という場合の方が、賭けにおいて 10% の確率で 95 ドルが得られ 90% の確率で 5 ドルを失う、という場合よりも容易に受け入れられる傾向がある（Kahneman & Tversky 2000, p. 15）。

にさらされており、そうしたバイアスを自覚したり取り除いたりすることは、時として、われわれの判断を大きく改善する。彼らは、その種のバイアスの自覚と除去には、心理学や社会科学からの経験的な情報が有益でありうるとして、応用倫理学的問題における現状維持バイアスを除去するテストを提案するに至る。

ボストロムとオードは、たとえば、マグカップ実験が示しているのはわれわれの心の動きの事実であり、それ自体は不適切でも不合理でもない、と述べ、また、全面的に心理学研究の成果を支持するわけではないが、ひとまず現状維持バイアスが広くわれわれの心理に見られるということを前提として議論を進める、という慎重な姿勢を論文冒頭で強調している。その上で、彼らはまず、「現状維持バイアス」を（カーネマンらのそれとは異なる意味をもたせて）「現状を不適切に好むこと」と定義する（Bostrom & Ord 2006, p. 659）。そして、現在、しきりに議論されている認知能力のエンハンスメントを検討事例として掲げ、主として、帰結主義的議論の土俵で論述を進めて行く。ボストロムとオードによれば、認知能力のエンハンスメントをめぐる論争において、賛否両陣営は互いの直観のバイアスを難詰しているように思われる。それゆえ、どちらの直観に問題があるのかを裁定する手段が必要であると考えられ、彼らはその発見法として「反転テスト（Reversal Test）」を提案する。

反転テスト：あるパラメータを変更しようという提案が全般的に見て悪い帰結をもたらすと考えられる場合には、同じパラメータを逆方向に向けて変更することを考慮せよ。もしその変更もまた全般的に見て悪い帰結をもたらすと考えられるのであれば、なぜそのパラメータの変更によってわれわれの状況が改善されえないのかについて説明する責任は、それらの結論に至った者の側にある。もし彼らがそのことを説明できなければ、彼らが現状維持バイアスの下にあると疑うだけの理由があることになる。（Bostrom & Ord 2006, pp. 664-665）

これは、現状維持を主張する者には、現状が局所的に最適である理由を説明する責任があると考え、その理由の提示の可否を見るテストである。たとえば、認知能力を増強すると現状より悪い帰結が生じる、と主張する者が、同時に、認知能力を減退させても現状より悪い帰結が生じる、と主張するならば、彼らは現状の認知能力が局所的最適であるとみなしていることになる。そのことの証明は彼ら自身が行わねばならない。それができないなら、彼らは現状維持バイアスの下にあると診断されるのである。

ボストロムとオードは、さらにこのテストを補強するべく、次のような仮想事例の検討を要求する。

仮想事例：唯一の水源が汚染され、汚染の影響でわれわれの認知能力が低下することがわかった。幸いなことに、安全な体細胞遺伝子治療によってわれわれの認知能力を増強して、汚染で低下した認知能力を「現行水準」まで高めることができるので、すべての人にその治療が施されることになった。数年後、汚染物質がなくなり、それが脳に与えていたダメージが消えるにつれて、われわれの認知能力の低下はなくなってきたが、そ

うすると、遺伝子治療による認知能力の向上のせいでわれわれの認知能力は「現行水準」よりも高くなってしまふことがわかった。この場合、再び遺伝子治療によって認知能力を「現行水準」まで落とすべきか、それとも汚染物質を意図的に摂取し続けて認知能力の「現行水準」を保つべきか。もし向上した認知能力を保つのであれば、それは事実上、「現行水準」からのエンハンスメントになる。この選択は奇妙には思われない。では、汚染が発生しない場合の認知能力に対するエンハンスメントとどう異なるのか。
(p. 672)

この仮想事例に含まれる議論構造を一般化すると以下のような発見法が得られる。

二重反転テスト (Double Reversal Test) : あるパラメータを増やすことと減らすこととの両方が全般的に見て悪い結果をもたらすと考えられる、と想定する。ある自然の要因がパラメータを一定の方向に動かす恐れがあるというシナリオを考え、現状を維持する介入によってこの変化の埋め合わせをすることが善いかどうかを問うてみる。もし善いのであれば、その後、かの自然に生じた要因が徐々に消滅していくと考えて、最初の介入を反転させる介入を行うことが善いかどうかを問うてみる。もし善くないのであれば、自然な相殺要因がない場合であっても最初の介入を行うのは善いことであると考え一見自明な強い言い分がある。(p. 673)

このテストによって組上に載せられるのは、二つの「現状」である。一つは、(a) 当該パラメータの現在の平均値であり、もう一つは、(b) 介入しない場合にもたらされるデフォルト状態の値である。(a) の現状を守るなら、汚染に由来する能力低下を補正するエンハンスメントをすることになり、また、(b) の現状を守るなら、汚染の影響が消えた際に逆向きエンハンスメントを差し控えることになる。ボストロムとオードによれば、これらの二つの「現状」を対照させることで、現時点のパラメータを変更した場合に予想される利益についてわれわれがもつ直観に現状維持バイアスが影響しているかどうかを突き止めることができる。(ibid.)

なお、ボストロムとオードは、この二重反転テストを用いて、身長エンハンスメントには現状維持バイアスに左右されない差し控えるべき理由を見出しうる、と考える。身長は現状から高くなっても低くなっても、建物や衣類等のすでにあるインフラを変更するコストが大きいので、現状の身長が局所的最適であり、身長エンハンスメントはなすべきではない、ということになる⁶。また、彼らは、マイケル・サンデルによる「招かれざるものに開かれてある (open to the unbidden)」ことはわれわれにとって善いことである、という理由に基づく遺伝子エンハンスメント反対論 (Sandel 2004)⁷を採り上げてもいる。この場合は、親の

⁶ ただし、身長エンハンスメントと言うとき想起されるのは、巨人や小人になることではなく、現時点で「背が高い」と言われている人程度の背の高さへのエンハンスメントであろうから、ボストロムとオードのここでの議論が身長エンハンスメント全般に適用可能であるとは言い難い。

⁷ サンデルの *The Atlantic Monthly* 誌上に掲載されたこの小論は、後に加筆・修正され、著書 (Sandel 2007) として公刊されている。

子孫に対する影響力が現状よりも小さくなればなるほど（招かれざるものにより開かれてあるがゆえに）善い、ということになり、現状の局所的最適を主張してはいないため、反転テストをパスすることができるだろう、と彼らは述べている。

考察

ボストロムとオードは、認知能力のエンハンスメントなど新たな科学技術の導入に際する応用倫理的探究において、論争をいたずらに長引かせる要因となる「現状維持バイアス」は排除されるべきノイズであると位置づけ、現状が局所的に最適か否かを判定するクリティカルシンキングが必要である、という合理主義的な立場で議論を進めている。そして彼ら自身が明言しているように、反転テストは、あくまでも帰結主義的考慮のためのツールであって、義務論的議論の中で用いる際には、その帰結主義的側面に対してのみ適用されるものであり、彼らの議論の射程は、帰結主義の内部に留まる。したがって、反転テストは、応用倫理的課題に対して合理主義的に臨むのが望ましいとする帰結主義者が自身の「現状維持バイアス」を排除するためには有効に機能するだろうし、また、現在の認知能力レベルの局所的最適性が論点となる場面では効力を発揮するだろう。こうした方向でのわれわれの判断の洗練は、現在直面している事態をより正確に捉えるために欠かすことのできない作業であることはまちがいない。

しかしながら、問題は、応用倫理的探究から「現状維持バイアス」を排除すると謳う彼らの議論が、結局は、帰結主義的判断を洗練するもの以上のものではなく、われわれの倫理的直観と現状維持バイアスの関係という核心的な問いにまったく答えうるものではない、というところにある。

たとえば、ボストロムとオードは、仮想事例における二つのシナリオ（汚染あり／なし）には重要な違い（たとえば、為すこと（doing）／許すこと（allowing）の違い）がある、とする非帰結主義的な反論を想定して、それはエンハンスメントの是非という問題の根本には無関係な反論である、と応酬している。というのも、シナリオは違えども、エンハンスメントが施された状態が実現されていることに変わりはないからである。確かに、自然の要因に対して抗うために施された処置が、結果としてエンハンスメントになってしまうことは道徳的に認められるが、ただ能力を高めることだけを意図してエンハンスメントを施すことは認められない、と述べる非帰結主義的な論法では、エンハンスメントの根本的禁止ではなく文脈的・一時的禁止を主張するに留まるであろう。しかしながら、エンハンスメントをめぐる帰結主義者と非帰結主義者の倫理的議論のポイントは、現状の認知能力レベルの局所的最適性にあるというよりも、科学技術の導入のプロセスのありようにこそある、ということもできよう。そうだとすれば、ボストロムとオードの提案は、一定の示唆を与えてくれるとはいえ、あまりに限定され過ぎたものであると言わざるを得ない。

また、彼らの現状維持バイアスの定義「現状を不適切に好むこと」は、言い換えれば、現状を局所的最適点と誤ってみなすこと、ということになるが、これは、カーネマンらの現状維持バイアスに関する研究成果とは何の関係もない。カーネマンらの言う「現状」とは、われわれが判断（あるいは効用形成）に際して依拠する準拠点であり、そこに固執するのは、

損失回避という心理的傾向の結果なのであって、局所的最適か否かの判断が誤っているからではない。カーネマンら自身が、フレーミング効果は判断の誤りではなく錯視などの知覚の誤りに類するものである、と述べているように (Kahneman & Tversky 2000, p. 5)、バイアスそれ自体の消去は不可能に近いとみなした上で、判断の誤りについて吟味する、という慎重な態度がより望ましいであろう。ポストロムとオードの提案は、カーネマンらの業績とは独立に成立しうるものなのだから、いたずらに心理学と倫理学を接続させるかの如き印象を与えるのは慎まれるべきである。

他方で、仮にカーネマンらの路線を推し進めて倫理学に切り込むのであれば、主として義務論者が依拠する為すこと／許すことの区別等に関するわれわれの倫理的直観が、すべてプロスペクト理論の枠組みの中で説明される、とする筋がありうるだろう。次の節では、そうした筋の議論に対抗するべく提示されたカムの議論を検討する。

3. 倫理学における現状維持バイアスの位置づけ

フランシス・カムは、近年、自らの義務論的倫理学理論のまとまった仕事 (Kamm 2007) を公刊したが、その一章として、プロスペクト理論と義務論的倫理学との関係を細かく取り扱った論文 (Kamm 1998) が収録されている。カムの批判の矛先は、現状維持バイアスなどの心理的傾向に対してではなく、カーネマンらがそうした傾向を読み取ってきた元の実験データとその解釈それ自体に対して向けられている。

カムにとって何よりも重要な問いは、カーネマンらの実験データによって、害をなすこと (harming) / 手助けしないこと (not-aiding) の区別の重要性が失われるか、であった。為すこと／許すこと、害をなすこと／手助けしないこと等の区別は通常、それ以上別の根拠に遡れないわれわれの倫理的直観によってなされるものだと考えられ、それゆえ、義務論者の強力な理論装置として用いられてきた。もしこうした直観による区別が、実は損失回避という心理的傾向に牽引されたバイアスに基づくものにすぎないということになれば、その倫理的な効力のみならず基本原理としての座をも失ってしまうだろう。これは、とりわけカムら義務論者にとっては避けて通れない由々しき事態だったのである。

そこでカムは、プロスペクト理論における「損失／無利得 (loss/no-gain)」の区別は、非帰結主義的理論における「害をなすこと／手助けしないこと (harming/not-aiding)」の区別と同一か、と問う (Kamm 2007, p. 430)。というのも、害をなすことは誰かに損失を与えることであり、手助けしないことは誰にも利得を与えないことである、と定めれば、プロスペクト理論の枠内で非帰結主義的な区別が処理できるように思われるからである。

これについてカムは、まず以下の3点を指摘する。(1) 負わされた損失 (imposed loss) と損失それ自体 (loss per se) とは異なり、かつ、負わされた無利得 (imposed no-gain) と無利得それ自体 (no-gain per se) とは異なる。(2) 害をなすこと／手助けしないことの区別は、被害者が受けるもののみならず行為者のなすことやなさぬことに関わるが、損失／無利得の区別は、被害者が受けるもののみ関わる。(3) プロスペクト理論による損失の記述の仕方にしたがえば、手助けをしないことで損失が生じることがありうる。

このうち特に (3) について議論が進められる。プロスペクト理論では、損失を被ること

(suffering losses) と利得を受けられないこと (not receiving gains) との間のみ決定的な区別を設けるので、損失を被るのを見過ごすことと、損失を引き起こすこととの区別をすることができない。そうした区別を等閑視するのであれば、たとえば、健康な人の命が失われるのを妨げないことに決めた場合であろうと、彼の命が失われるのを引き起こした場合であろうと、その人の命が失われるという損失が生じた同一の事態ということになる。これに対して、害をなすこと／手助けしないことの区別を重んじる倫理学理論では、それらの間には道徳的性質の上で重大な差がある、と考えるのである。

カムはさらに分析を続ける。害をなすこと／手助けしないことの区別は、ある人が、われわれの関与がなければもち続けたであろうものを損失すること（害をなす場合）と、われわれの関与があればもち続けられたであろうものを**損失すること**（手助けしない場合）との間の区別として立ち現れる。さらに、われわれの関与がなければもち続けられたであろうものを損失すること（害をなす場合）と、われわれの関与があれば得られたであろうものを**得られなかったこと**（手助けしない場合）との間の区別としても立ち現れるのである。ここからは、害をなすこと／手助けしないことの区別と、損失／無利得の区別とがそれぞれ別の区分として成立しているのがわかる。手助けしないことを表現するフレーミングは損失から無利得へと切り替わっていても、それらの許容可能性に関する道徳判断は変化しない。すなわち、損失／無利得の場合に生じるフレーミング効果は、道徳判断には影響を及ぼさない、ということである（Kamm 2007, p. 431）

カムはさらに、フィリップ・フットに由来する思考実験によって、これら二つの区別の隔たりを確認する（Kamm 2007, pp. 433-434）。

救助事例 1：われわれは、瀕死の 5 名を乗せて病院へと車を走らせている。路上に、死にかげの者が一人倒れていて、われわれ以外に彼女を救うことはできない。もし彼女を助けるために停車すれば、5 名は助からないであろう。この場合、彼女を見殺しにする（let the one die）ことは許される。

救助事例 2：われわれは、瀕死の 5 名を乗せて病院へと車を走らせている。道の真ん中で、元気な人が身動きのとれない状態にある。もし 5 名を助けるために病院へと進めば、予見される副次的結果（a foreseen side effect）として、彼女をひき殺してしまうだろう。この場合、われわれはそれをすべきではない。

カムは、2 つの救助事例にみられる判断の相違を損失／無利得の区別に基づいて説明可能だと論じたホロヴィッツの議論（Horowitz 1998）⁸を批判する。ホロヴィッツによれば、たとえば、救助事例 1 では、全員が瀕死であり、彼らの利得が問題になっているので、1 対 5

⁸ ホロヴィッツは、ウォレン・クインによって提示された、為すこと／許すことの区別を支持するために直観に訴える事例が、クイン自身の現状維持バイアスによってもっともらしく見えている（つまり、為すこと／許すことの区別をわれわれは道徳的に直観している、というわけではない）ということ、プロスペクト理論に基づき論じている。また、これにファン＝ローヤン（van Roojen 1999）が反照的均衡の観点から応酬しているが、本稿ではこの軸の論争には立ち入らない。

の利得間の葛藤状況とみなしうる。この場合には、より多い利得が選好されるため、5名を救うことになる。それに対して、救助事例2では、路上の1名はわれわれが車を走らせることで命を失うが、車の5名はもともと瀕死なので、たとえ助からなくても損失を被るわけではなく利得がないだけである。つまり、救助事例2は損失と無利得の葛藤状況とみなしうる。この場合には、損失回避が選好され路上の1名を救うことになる。通常上記2つの救助事例は、為すこと／許すことの区別によって説明されるのだが、このように分析すれば、損失／無利得の区別によってプロスペクト理論的に説明可能だということになるわけである。

これに対してカムは、上述の、損失／無利得と害をなすこと／手助けしないことの軸のずれを示すべく、事例を少し書き換えることで反論している。たとえば、救助事例1を、路上に元気な人がいるが、われわれと一緒にいなければその人は野生の動物に殺されてしまうだろう、というように書き換えると、路上の人は損失を被ることになる。つまり、この救助事例1*は、損失／無利得の枠組みのもとにある。しかし、この場合には、プロスペクト理論に反して、損失の回避は無利得の回避を上回らず、害をなすこと／手助けしないことの区別に基つき、彼女を見殺しにすることは許される、と判断される。

また、救助事例2を次のように書き換える。車の5名は今のところ元気だが、もう一度予防薬を打たないと数時間後に街に蔓延する病によって死んでしまう。しかし、薬は病院でしか打つことができない。この場合、5名は損失を被ることになり、救助事例2*は、1対5の損失同士の葛藤状況となる。ここでは、損失／無利得の区別がなく、損失の規模の大小が明白であるにもかかわらず、(損失を予防することによって)誰かを手助けするために、(予見される損失を引き起こすことによって)誰かに害をなすことは許されない、という考慮が働き、路上の人をひき殺すことは許されない、と判断されるのである。

これら4つの救助事例の検討を通じて、損失／無利得の区別と、害をなすこと／手助けしないことの区別が、基本的には独立の枠組みであることが明らかになったはずである。こうして、損失／無利得の区別によって、害をなすこと／手助けしないことの区別を説明しようとする試みを粉砕した後、カムはさらに踏み込んで、カーネマンらの実験データそれ自体が、人びとの直観がむしろ害をなすこと／手助けしないことの区別に従っていることを示している、という挑発的な議論を展開している。

たとえば、本稿1で紹介した問題7aと7bでは、7aをアンフェアだと考え、7bをそうではないと考える傾向がある、ということであった。カーネマンらはこれを損失回避の現象として読み取ったわけだが、カムは、害をなすこと／手助けしないことの区別に基づく人びとの倫理的直観の表れを見る(Kamm 2007, p. 435)。すなわち、会社は7aでは損失を引き起こしているが、7bでは、インフレという外的要因によって生じる損失を防ぐことができないだけである。人びとのフェアネスに関する判断は、このような分析に基づく解釈にしたがえば、倫理的直観を適切に反映しているとみなしうるのである⁹。さらに、カムは、カーネマンら

⁹ 問題7a、7bのフェアネスに関する判断が、回答者のアイデンティティ(たとえば、経営者、正社員、非正社員、地元住民、政策決定者など)によって異なる可能性を指摘することで、カーネマンらの解釈に留保を突き付けることもできるかもしれない。もちろん、カーネマンらの調査は、フェアネスに関わる問題を巧妙に他のダミー問題と組み合わせ、回答者の第三者的立場からの判断を引き出すようにデザインされ、同一回答者に対比問題を出さない(たとえば、7aと7bの一方のみを回答者に出題する)ようにした上で統計的に処理されたものだと思われるので、標準的な心理学研究としてはさしあたりアイデンティティ依存の要

によるその他の実験の中にも、倫理的直観の表れを読み取り、記述の道徳的等価性の判定を倫理学理論の仕事のひとつと位置づけ、プロスペクト理論の成果と倫理学の領分とを丁寧に切り分けている (Kamm 2007, pp. 438-445)。

考察

カーネマンら自身がプロスペクト理論を記述モデルと位置づけている (Kahneman & Tversky 2000, p. 65) ように、プロスペクト理論の役割は、現実にもわれわれがとる行動の記述および予測である。それゆえ、よりよい記述たりえているか、よりよい予測を提供できるか、といった規範性が含まれることはあっても、われわれがどう行動すべきかを示す行為規範の提供が目指されているわけではない。彼らは、損失を回避すべきだとも利得をもっと重視すべきだとも主張しないし、現状維持バイアスを除去すべきか否かといった判断も下さない。

カムが上記の議論において試みたのは、そうした記述理論と規範理論の間のねじれ具合を解きほぐすことであつたと言えるだろう。カムは、プロスペクト理論が明らかにしてきた心理学的な成果と、われわれの倫理的直観とが、さしあたり無関係なものとして位置づけられることを義務論的アプローチで示したのである。

むすび

ここまでの議論より、本稿冒頭の問いにはどのように応えられるだろうか。現状維持を支持する倫理的懸念は妥当なものなのか、現状維持バイアスに基づく一種の錯視にすぎないのか。この問いに対しては、前節でのカムの議論を敷衍して一部応えることができるかもしれない。フェアネスと損失回避に関するカーネマンらの調査が示した人びとの回答傾向が十分に妥当な倫理的応答であつたように、現状維持を支持しているからといってバイアスを強く懸念すべき理由があるわけではない。しかし当然ながら、現代の倫理的諸問題では、問題 7a や 7b に比べれば遥かに複雑で多様な事柄を考慮しなければならず、そこでわれわれの心理的傾向が判断の中に入り込んでくることはありうる。

たとえば、臓器提供に関する方式としてオプト・インとオプト・アウトがあるが、これらは、デフォルトとして提示された選択肢を選びやすいという現状維持バイアスと密接に関係するため、臓器不足を解消したいと考える者は、臓器提供をデフォルトとするオプト・アウトを推奨することが多い。しかしながら、すでにオプト・イン方式が導入されている社会で新たにオプト・アウト方式への転換を行った場合、現状維持バイアスの作用により、臓器不足が解消されないかもしれない。そもそも現状維持バイアスとは、評価形成は準拠点からの変化に依存する、という現象であるので、すでにオプト・イン方式のもとで臓器移植に関す

素をそれほど重く扱う必要はないだろう。とはいえ、ここには、回答者のアイデンティティの影響を現行の統計的処理によって非有意なレベルにまで引き下げることができるのか、あるいは逆に、回答者のアイデンティティの影響という問題系を考える上で統計的手法はどの程度有効か、といった方法論上の問いが横たわっており、これは統計学の哲学や心理学の哲学が取り組むべき課題であろうし、そこから応用倫理的探究が得るところも少なくないだろう。また、プロスペクト理論の文脈からは大きく離れて、フェアネスの判断のような倫理的判断のありようが、どの程度判断者の政治的・社会的アイデンティティに左右されるのか、といった倫理学と社会学にまたがる課題も想起される。しかしながら、これらの問いは本稿のテーマからは少し外れるため、取り扱わない。なお、本註で述べた点は、『応用倫理』査読者からの示唆によって改めて気付かされたところであり、有益なコメントに感謝の意を表し、今後さらに考察を深めていきたい。

る準拠点が定まっていると、そこからの変化を嫌ってアウトの意思表示が増える可能性は否めない。そこに医療業界への不信といった別要因が加われば、損失回避の傾向が強まることも考えられるだろう¹⁰。

とはいえ、こうしたことによって、臓器移植や臓器不足に対する倫理的懸念それ自体が左右されるわけではない。また、「現状維持バイアス」に対する意味づけが、プロスペクト理論の論者とポストロムらとの間で大きく異なっていたことを忘れてはならない。応用倫理的探究においては、「現状維持バイアス」という名で通用している事柄が、どのような文脈下で有効なのかを正しく把握した上で、議論全体のどのあたりで、バイアスとして事柄を把握すればよりよい見通しがえられるのかを探り、議論の風通しをよくすることこそが肝要である。したがって、表題の問いに対する現時点での回答は、否である。

なお、応用倫理的探究に携わる論者自身もまた現状維持バイアスに基づいた主張をすることから逃れるのは不可能であろう。だからこそ、さまざまな準拠点をもつ、関心を異にする多くの者たちによるコラボレーションが必要となるのである¹¹。ただし、ここに及んでも、応用倫理的探究に携わる論者にとって現状維持バイアスは常にノイズとして除去されるべきである、ということにはならない。重要なのは、そこにバイアスが介在しうることを自覚し、それが問題の文脈の中でどのような意味をもっているのかを明確にすることであって、単にバイアスを消去することではない。バイアスがわれわれのよき生を妨げるとは限らないのである。

文献

- Bostrom, Nick and Ord, Toby, "The Reversal Test: Eliminating Status Quo Bias in Applied Ethics," *Ethics*, vol. 116, no. 4, 2006, pp. 656-679.
- Horowitz, Tamara, "Philosophical Intuitions and Psychological Theory," *Ethics*, vol. 108, no. 2, 1998, pp. 367-385.
- Kamm, F. M., "Moral Intuitions, Cognitive Psychology, and the Harming-Versus-Not-Aiding Distinction," *Ethics*, vol. 108, no. 3, 1998, pp. 463-488.
- Kamm, F. M., *Intricate Ethics: Rights, Responsibilities, and Permissible Harm*, Oxford University Press, 2007.
- Kahneman, Daniel, Knetsch, Jack L. and Thaler, Richard H., "Fairness as a Constraint on Profit-Seeking: Entitlements in the Market," *American Economic Review*, vol. 76, 1986, pp. 728-741.
- Kahneman, Daniel, Knetsch, Jack L. and Thaler, Richard H., "Experimental Tests of the Endowment Effect and the Coase Theorem," *Journal of Political Economy*, vol. 98, 1990, pp. 1325-1348.
- Kahneman, Daniel, Knetsch, Jack L. and Thaler, Richard H., "Anomalies: The Endowment Effect, Loss Aversion, and Status Quo Bias," *Journal of Economic Perspectives*, vol. 5, no. 1, 1991, pp. 193-206. Reprinted in Kahneman & Tversky 2000, ch. 8.

¹⁰ 現状維持バイアスの考慮から得られる確かな教訓は、新たな科学技術の導入に際する制度設計の設計段階での検討の重要性である。ひとまず出来合いの制度を導入してみよう様子を見ながらより適切なものに微調整していくという、一見して賢明そうな方策が常にうまくいくとは限らない。この後に本文で述べられるように、制度設計の前段階において、準拠点を異にする者たちによる実質的なコラボレーションが行われることは、わが国が得意とするなし崩し型対応では立ち行かない場合に採られるべき有望な方策たりうるだろう。

¹¹ もちろん、コラボレーションに際して、集団に固有のバイアスの数々を免れないであろう。これに関する考察は機会を改める他はないが、たとえば、必ず社会認識論の研究者を立ち合わせて、同時にそのコラボレーション自体をメタレベルで研究してもらおう、といった方策も面白いかもしれない。

- Kahneman, Daniel and Tversky, Amos, *Choices, Values, and Frames*, Cambridge University Press, 2000.
- Korobkin, Russell, "The Endowment Effect and Legal Analysis," *Northwestern University Law Review*, vol. 97, no. 3, 2003, pp. 1227-1291.
- Samuelson, William and Zeckhauser, Richard, "Status Quo Bias in Decision Making," *Journal of Risk and Uncertainty*, vol. 1, 1988, pp. 7-59.
- Sandel, Michael J., "The Case against Perfection," *The Atlantic Monthly*, vol. 293, no. 3, April 2004. (Online version <http://www.theatlantic.com/doc/200404/sandel>)
- Sandel, Michael J., *The Case against Perfection: Ethics in the Age of Genetic Engineering*, Belknap Press of Harvard University Press, 2007.
- Thaler, R., "Toward a Positive Theory of Consumer Choice," *Journal of Economic Behavior and Organization*, vol. 1, 1980, pp. 39-60. Reprinted in Kahneman & Tversky 2000, ch. 15.
- Tversky, Amos and Kahneman, Daniel, "The Framing of Decisions and the Psychology of Choice," *Science* vol. 211, no. 4481, 1981, pp. 453-58.
- van Roojen, Mark, "Reflective Moral Equilibrium and Psychological Theory," *Ethics*, vol. 109, no. 4, 1999, pp. 846-857.

「内部告発」は研究者の義務なのか

柏葉武秀（北海道大学）*

はじめに

近年日本の科学研究でも数多くの不祥事が報道されるようになった。理化学研究所（2004年）、大阪大学大学院医学系研究科（2005年）、同生命機能研究科（2006年）、東京大学大学院工学研究科（2005年）、筑波大学プラズマセンター（2008年）といった日本を代表する研究機関で「論文ねつ造」が報告されている。北海道大学メディア・コミュニケーション研究院での論文盗用事件（2007年）は、この種の不祥事に文理の境界は存在しない事実を象徴した。いまや「ミスコンダクト」という言葉も日本語として定着した感がある。そのような事態に対処すべく、さまざまな大学や研究所がそれぞれミスコンダクトを防止すべく、倫理規定を設けて（理化学研究所「科学研究上の不正行為への基本的対応方針」など）調査対策委員会（大阪大学研究公正委員会など）を整備しつつある。

このようなミスコンダクト防止策には、ほとんどすべての場合、「内部告発」窓口を設けて告発に基づく調査体制と「内部告発者」保護が謳われている。あたかも「内部告発」が研究不正対策に必要不可欠であるかのようである（「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」、ORI Model Policy）。しかし、各種文書に盛り込まれている「内部告発の勧め」は企業倫理での内部告発研究とは無視しえない齟齬を来しているように思われる。企業倫理におけるアプローチでは、もっぱら内部告発を裏切りや密告からいかに区別して定義し、道徳的正当化条件がいかなる場合に満たされるかが問われているからである。研究倫理では端的に科学者の義務とまでされている「内部告発」ははたして本当に内部告発といえるのであろうか。内部告発であるとして、それは本当に義務とされてよいのだろうか。

かかる問題意識のもと、本発表では研究倫理において称揚される「内部告発」がいかなる内実をもっているかあるいはもちうるのかを、近年発表された日本のミスコンダクト対策を題材にしながら考察する。まず文部科学省の「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」（以下「ガイドライン」）に即してミスコンダクトの定義とその対策を紹介し（1）、その対策に占める「告発」「不正申し立て」が、正当な意味で内部告発であることを明らかにする（2）。以上の調査を踏まえて、企業倫理での内部告発研究と研究倫理における「内部告発」とを比較し、「ガイドライン」の規範的内実を再構成し吟味すべき論点をあぶり出す（3）。企業倫理を参照して「ガイドライン」から再構成された内部告発の道徳的正当化要件は不十分であり、ミスコンダクト対策における内部告発を研究者の義務とする根拠は疑わしい（4）。科学者を専門職として捉え直すことで、科学者特有の義務として内部告発を再考する可能性を示唆し（5）、その現実的な適用要件について最後に考察する。

* 本稿は、北海道哲学会での「ミスコンダクトと内部告発」（2007年7月、於北海道大学）、科学技術社会論学会『「内部告発」は研究者の義務なのか』（2008年11月、於大阪大学）の二つの口頭発表原稿に基づいている。いずれにおいても会場から有益なコメントをいただいた。記して感謝の意を表したい。

1. ミスコンダクトとはなにか

「ガイドライン」において、研究活動の不正行為とは「研究倫理に背馳し、研究活動の本質ないし本来の趣旨を歪め、研究者コミュニティの正常な科学コミュニケーションを妨げる行為」「科学そのものに対する背信行為」と定義されている（「ガイドライン」5）。じっさいに規制対象となるのは以下に挙げられた三種類であるので、具体的には FFP を定義に採用していると思われる。

ねつ造 (fabrication) : 存在しないデータ、研究結果等を作成すること

改ざん (falsification) : 研究資料・機器・過程を変更する操作を行ない。データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること¹

盗用 (plagiarism) : 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文または用語を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用すること

英語のミスコンダクト (scientific misconduct, research misconduct) とは研究上の不正行為の一部であり、含まれる行為対象の範囲に多少の広狭の違いはあるものの、この FFP と呼ばれる定義が一般的に受容されている。日本学術会議『科学のミスコンダクト』では、「不正行為」という一般的な訳語を避けてあえてカタカナで「ミスコンダクト」と表現している。その趣旨は、科学研究におけるさまざまな逸脱行為を、FFP の三種類にだけ限定せずに、よりひろく捉えていこうとする点にある（「はじめに」114-5）。本稿でも以下広義の不正行為としてミスコンダクトを用いていく。その理由は、日本学術会議の主張がもっともであるだけでなく、この用語を用いて科学研究での他の類似した不正から区別しておきたいからである。

正確に述べ直すならば、そもそも FFP 自体が定義というよりもむしろ研究不正をいかにカテゴライズするかをめぐる 90 年代アメリカでの論争の焦点であった。ミスコンダクトの定義が研究活動全体のあまりに大きな部分を覆うようになってしまうと、新奇でそれゆえあまり正統的ではない研究手法までもが不正の烙印を押されかねないという危惧を研究者が抱き、FFP に限定する狭い定義を好んだのである (On Being a Scientist 18)。さらに重要なのは、ミスコンダクトは 80 年代半ばまで研究不正を表現するのに用いられてきた fraud が、法的概念として厳密すぎる要件を要求するので、誤解を招かぬようにとミスコンダクトに取って代わられつつある経緯である (Whitbeck 203-204)。つまり、ミスコンダクトは法的処罰でかならずしも対処可能ではなく、またそうすべきでもない領域を指し示す名称であって、日本においても同様に用いられてよいと考える。事実、FFP を直接禁止し、違反者を処罰する具体的規定をもつ法令は存在しない (平田 115)²。もっともなじみ深い研究不正である科研費など競争資金の流用といった「研究費の不正使用」は刑法上の横領や詐欺に問われうるし、なにより補助金適正化法に違反する違法行為である (平田 113)³。また、ミスコンダクトを法的処罰対象にするような立法措置や政府機関による不正摘発には、憲法 23 条「学問の自由」に反するとの指摘もある (平田 119)。それゆえ、私はあくまでも研究倫理で論じられるべき

¹ 研究者の資格などを偽ることも含まれることがある (Whitbeck 201)。

² もっとも、盗用は著作権法に触れる可能性がある。

³ 文部科学省の対応も別だてになっている（「研究費の不正対策検討会報告書」）。

問題をミスコンダクトと呼んで議論対象を明確化しておきたい⁴。

2. ミスコンダクトを防ぐために

「ガイドライン」では研究不正に関する基本的考えを示した後、第2部「競争的資金に係る研究活動における不正行為対応ガイドライン」で詳細なミスコンダクト防止策を提案している。そこでは、対象となる不正行為は FFP に限定しつつ、文部科学省所管の資源配分機関から競争的資金配分を受けている研究機関に対し、不正行為に対応できる体制作りを求めている。

一見して明らかなのは、不正対策の大前提に置かれているのはミスコンダクトの告発ないしは通報である。本稿ではここでいう「告発」が「内部告発」にあたるかどうかを吟味したいのだが、その前にまた用語法上の事実確認をしておく。

「ガイドライン」では不正事実の申し立てを告発と呼び「内部告発」という言葉を用いてはいない。アメリカ研究公正局 (ORI) のミスコンダクト審査手続 (Model Policy) にあっても申し立てをなすものは complainant (原告・申立人) であった (2009 年現在では whistleblower に変更)。とはいえ、科学雑誌や研究論文でミスコンダクトの発見・報告を whistleblowing と頻繁に表現している。おなじように日本の近年の議論においても、やはり告発や申告などではなく「内部告発」が用いられているのがほとんどである。このことが示唆するのは、whistleblowing にせよ内部告発にせよ、いわゆる専門用語ではなく日常的な言語表現に用いられるタームであることである。

だが日常語であるからといって、類似表現が指示する事象すべてを一括して内部告発とみなしてよいわけではない。とくに日本語の内部告発については、おおむね「かならずしも容易に実行できるわけではないが、なされてしかるべき行為」を意味して用いられているように思われるが、その事実がただちに内部告発を道徳的に正当化することはない。というのも、本来内部告発には中傷、密告、裏切りといった道徳的に許容しがたい行為と共通する側面があるからである。それゆえ内部告発を道徳的に正当化する営みが企業倫理研究の一つのトピックとなっている。

ところが、whistleblowing に触れている研究倫理の教科書では企業倫理での内部告発論を援用しているのがみられるくらいで、十分な検討がなされているとはいえない (Resnik 125-6, Shrader-Frechette 78-80)。それでは、ミスコンダクト対策に於ける告発はもはや道徳的にその性質を論じるまでもないのだろうか。そうではないと思われる。というのも、ミスコンダクト告発の定義と道徳的正当化の問題は、内部告発と表現するしないにかかわらず、ミスコンダクトを論じる文脈でも意識されているからである。「ガイドライン」の(内部)告発を例にとるならば、告発者と告発内容に厳しい条件が課されている。告発者は頭名を原則とし、告発される行為が不正であるとする「科学的合理的理由」を示すよう要求され、かつ告発に被告発者を陥れ被告発者の属する組織に不利益を与えるなどの悪意に基づいてはならない。すなわち、この条件付与は(内部)告発を誹謗中傷から峻別する目的を有しているのである。

⁴ FFP はミスコンダクトの中核をなすであろうが、たとえば不適切なオーサーシップがミスコンダクトになりうるとの声に耳を傾けない理由もないので、その定義はひろく研究上の逸脱行為をカバーするものであるほうがよい (山崎 60-64)。

ミスコンダクト対策の前提となる不正申し立てが内部告発でありうるかという問いが、単なる言葉遊びではなく、研究倫理的に有意味になるゆえんである。そして、そのような問いの対象足りうるかぎり、ミスコンダクト告発は内部告発であるとする十分な理由となる。すなわち、研究倫理においてもなおミスコンダクトの「(内部) 告発」は、それを単純に推奨するだけでは不十分であって、さらなる倫理的検討に値する課題なのである。

ところで、内部告発が道徳的に正当化されるとしても、内部告発が義務となるかどうかはまた別個の重要な争点である。ところが、研究倫理の入門書では、(内部) 告発を科学者の「義務」と規定する例が目立つ。

「...、不正行為を目撃した者は行動しなければならないという、疑いえない義務を負っているのだ」(『科学者をめざす君たちへ』 63)

「不正行為を報告しないこと
多くの犯罪を報告しないのは、それ自体が犯罪とみなされ、罰則につながる。(中略)
...、たとえば、もし研究の不正が、医学や社会の意思決定のための情報へ影響するなら、不正行為は人々を危険にさらす。不正行為を報告しないのは、研究者の自己規制メカニズムを蝕んでいく。それゆえに、いくつかの研究機関は、不正を報告しないことを不正行為規律に含めている」(『ORI 研究倫理入門』 25)

「ある場合には、科学者は whistleblowing に訴える義務をもつ」(Shrader-Frechette 78)

「他者の不正を決して黙認しない」(理研科学者会議 「科学研究における不正行為とその防止に対する声明」)

はたして(内部) 告発を本当に義務として研究者に課してもよいものだろうか。企業での内部告発はしばしば雇用者・被告発側からの報復を招き、告発者・被用者が背負うリスクは多大であることが広く認められている。場所を大学や研究所に移し、告発対象がミスコンダクトに変わろうとも、実情はいずれも同様であろう。内部告発者へのインタビュー記録を分析したアメリカのある報告書によれば、ミスコンダクトを内部告発した研究者の多くが報復を受けたと感じている (Research Triangle Institute)。また別のある研究では、北米の大学で内部告発がためらわれる心理的要因五つが列挙されている。

- 1 グループに帰属する社会的重要性や一体感：「告げ口屋になるな」
- 2 背信・不忠への抵抗感
- 3 指揮系統への服従心
- 4 内部告発者だと暴かれることへの恐怖心：「裏切り者」
- 5 報復を被ることへの怖れや警戒感

(Rhodes, Strain 36)

日本学術会議委員が「内部告発は日本になじまない」と発言し（『化学』29）、学生を研究者へと誘う書物で「科学的な不正を目撃しても無視する」（白楽 134）よう勧めていることに現れているように、実情はさして変わらないかそれ以上に厳しいと想像される。そのような状況を承知の上でなお内部告発を研究者の義務と規定するからには、研究倫理教育の充実や告発者保護体制整備といった制度設計だけでなく、義務の理論的根拠をも明らかにする必要があると思われる。そのためには、倫理的な内部告発論なくなく標準的理論と目されている議論を参照するのが捷徑であるだろう。先に述べたように、有力な研究倫理の教科書では内部告発を論じようとする箇所、企業倫理で蓄積されてきた倫理的な内部告発論に訴えてその理論的支えとしているからである。

その前に確認しておかねばならないのは、同じ内部告発といっても、研究倫理と企業倫理とはきわめて大きな差異が認められることである。後者においては、内部告発のあて先はあくまでもマスコミなど企業外部である。つまり内部告発とは、企業の不正を、組織内部での手続きを尽くしても効果がない場合にはじめて企業外部へと暴き出す行為である。先に見たように、それに対して研究倫理では、ミスコンダクトを告発する先は大学や研究所内部の窓口である。研究倫理で論じられる内部告発は組織内部の内部告発なのである。たとえ「組織」の範囲を学会などの科学者コミュニティにまで広げるとしても、内部告発は依然として組織内部ですべて処理されるべきものとされている。

この差異は内部告発の道徳的正当化にあたってさらに拡大する。研究倫理においては、ミスコンダクト告発をことさら正当化する必要はないかもしれない。内部告発は最初から道徳的に容認されているようにみえる。内部告発がミスコンダクト対策の大前提であるのだから、内部告発は厳しい条件を付与されてあらかじめ道徳的に正当化された行為として研究倫理にその場所を得ているといえるだろう。とはいえ、本稿の目的は内部告発が道徳的に容認されるだけでなく義務であるかどうかを問うことにある。それゆえ問題は道徳的に正当化されているかにみえる内部告発が義務となりうるかである。それに答えるために、倫理的な内部告発論において内部告発を義務とする根拠がミスコンダクト告発を義務とする根拠として十分かを探究してみたい。

3. 「ガイドライン」の規範的内実

倫理的な内部告発論においては、ディジョージの内部告発論が「標準理論」の地位を獲得している。ディジョージの理論は多くの批判を招いており、有力な対抗理論も生まれているのだが、たえず論争の的となること自体が古典的労作である証左といえる。ディジョージによれば、内部告発が道徳的に許容される要件は以下の三つである（De George 285-288、ディジョージ 315-322）。

- (S1) 企業が、その製品を通じて公衆に深刻かつ相当な危害を及ぼすこと
- (S2) 従業員が深刻かつ相当な危害について直接の上司に報告し、道徳的懸念を述べていること
- (S3) 上司が自分の訴えに対し有効策をとらなかった場合、企業内での可能な手続き

を尽くすこと

さらに次の二要件が満たされると内部告発は義務となる。

(S4) 内部告発者は、自らの状況認識が正確で公衆への危害が深刻で可能性が高い危険が生じると理性的で公平な観察者を納得できるだけの証拠資料をもっていること

(S5) 従業員は外部に公表することで必要な変化がもたらされると信じるもっともな理由 (good reason) をもつこと

この五要件を基礎にして、ディジョージへのいくつかの批判も加味しつつ、「ガイドライン」や日本学術会議記録文書からミスコンダクト（内部）告発の道徳的正当化要件を再構成してみよう。

a ミスコンダクトは公衆に対する重大な危害や人権侵害を引き起こしうること：背信行為からの区別

内部告発は企業に損害を被らせるのだから、少なくともそれを相殺できるだけの理由が必要となる。他者への深刻な危害防止は、企業が従業員に要求する忠誠を上回るだけの規範的力がある。研究組織やグループにとっても、内部告発は不名誉であるし、他のメンバーにとって内部告発は背信行為に映るかもしれない。だが、ミスコンダクトは社会や公衆に重大な危害を与えうるとの認識が日本学術会議では広く受け入れられている（『科学のミスコンダクト』）。また公衆への危害だけでなくミスコンダクトは人権侵害を引き起こすとの危惧も表明されているので、ディジョージのいう「危害」が身体への深刻な危害に限定されているのは不当であるとの批判をも踏まえて書き直す。

さらに (S2) と (S3) の要件は不要である。これら二要件は、「外部への告発以外にミスコンダクトを解決する手段がないこと」を含意していると考えられる。内部告発は通常「組織内部の情報を組織外部に公表・開示する」行為を構成要素としている。その場合、不正行為は可能な限り企業内部の定められた経路で解決が図られるべきとされ、それがかなわないときあるいは危害を実効的に防止するには内部解決をまつ時間がないときに、企業外への内部告発が正当化される。そこで「内部告発以外に危害を防止できないこと」がしばしば正当化要件に含まれるのである。これに対してミスコンダクト防止策では、研究組織内の正規ルートに告発窓口を設けるのだから、こういった要件は不要である。換言すると、ミスコンダクト対策における内部告発には、ディジョージが設けた「内部的な内部告発」と「外部的な内部告発」の区別自体が無意味であると思われる⁵。

かくしてミスコンダクトに関する内部告発は道徳的に正当で容認される行為であることに

⁵ディジョージは、従業員が役員の経費ごまかしを暴露し、カンニングする学生を他の学生が告発するケースでの内部告発は「不適切な行動を、適切な人物に報告する」ことであり「内部的な内部告発」と呼ぶ。内部的な内部告発は、直属の上司への裏切りになるかもしれないが、企業全体への忠誠と利益にかなう行為でありうるので、とりたてて正当化条件を求めない（ディジョージ 303-304）。

なる。

b 告発が科学的合理性に基づいていること：中傷や個人攻撃からの区別

(S4) は「ガイドライン」にあるように「科学的合理的理由」で十分だろう。そもそも生じる危害の深刻さを立証する証拠資料を内部告発者が収集せねばならないという条件は厳しすぎて非現実的であるし、証拠が少ないのが通例のミスコンダクトについてはなおさらである。

c 告発の目的が悪意によるものではなく顕名であること：動機あるいは目的の正しさ

内部告発は被告発者や研究組織に不利益を与える目的であってはならない。このような悪意ある告発を防ぐために顕名告発が原則である。(S5) は告発の成功をもってして、内部告発に伴うリスクを埋め合わせるという趣旨であるが、この要件は現実の内部告発から乖離しているという批判がミスコンダクトの場合いっそう妥当するので除外する。ミスコンダクトは立証が難しいのであるから、告発が成功するかどうかの見込みを立てることはいっそう困難だからである。

だが、ディジョージは顕名での内部告発をおなじ実効性という観点から考察してもいる。匿名告発よりも、実名を明かしてリスクを公然と背負って告発するほうが、他者の良心に響くというのである (De George 289)。ディジョージの主張とは別個に、ミスコンダクト対策においては顕名告発の方が告発を成功させる可能性は高い。とくに研究グループの他のメンバーが冒したミスコンダクトを立証するためには、たいていの場合告発者へのヒアリングが欠かせない。したがって、顕名性は内部告発の動機の正しさを保証するだけでなく、告発により大きな実行力を付与しているとも考えられる。

しかし、a と b が満たされるならば、内部告発は道徳的に正当であるだけでなく義務となるのだろうか。節を改めながら c とあわせて再考察しよう。

4. 内部告発は義務でありうるのか

さて、前節でミスコンダクトに対する内部告発を道徳的に正当化する要件を「ガイドライン」などから三要件に再構成してみた。この三要件は「ガイドライン」の規範的内実をある程度は明るみに出していると思う。だが、これらの要件を満たした行為が研究者の義務であるとはおよそ主張できそうにない。そのことは「ガイドライン」のミスコンダクト対策としての現実性と有効性に大いなる疑問を投げかけるだろう。

要件 a はミスコンダクトの結果を誇張して捉えなくては成り立たない。公衆への危害を考えてみるとそのことは容易に理解される。たとえば、医薬品開発の基礎研究でデータのねつ造あるいは改ざんが生じたとする。ミスコンダクトを見逃したせいで、科学的には根拠のないデータに基づいた新薬開発が開始された。開発されるはずの新薬は、期待通りの効能を発揮せず、それどころか人体に有害な物質を含有するかもしれない。ではこのミスコンダクト

は、新薬を処方された人々の健康を著しく損なう行為であろうか。常識的に考えてそうは思われたい。ミスコンダクトが発覚せず、試薬が無事開発されたとしても（無理を承知の想定であるが）、その薬効を検証する動物実験の段階で医学的に無効であると判明するだろう。偶然が重なって、万が一動物実験をクリアしたとしても、治験が険しい壁となるはずである。結局は公衆の深刻な健康被害は生じないと考えるのが自然である。もし健康被害が広範に引き起こされたとすれば、そこにはミスコンダクト以外の多様な要因があるからだと想像できる。要するに、ミスコンダクトから公衆への具体的な危害には、いくつもの中間段階が横たわっているのである。人権侵害についても同断であろう。要件 a に説得力はない。

また後件二つが内部告発を義務とするさらなる条件を表現するとも思われたい。ディジョージの主張のポイントは、内部告発につきもののリスクを告発の成功によって相殺することにあつた。先に確認したように、同種のリスクはミスコンダクトを告発する場合にもありうるし、少なくともその可能性を無視した防止策は現実味がない。だが、b と c には告発リスクを相殺するか、相当程度まで軽減するだけの対価は一切含まれていない。「ガイドライン」が告発に課す制約は、むしろ被告発者保護に傾いている。

ディジョージの標準理論は危害防止の観点から内部告発の道徳的正当化を試みる議論であつた。そのかぎりで予想される危害をじっさいに防ぎうるかどうかという帰結主義的な内部告発論であるといえよう。たしかに、ミスコンダクト対策をめぐっては公衆への危害や人権侵害への深刻な懸念がいくつかの文書や発言で表明されてはいる。しかし、本来的には科学者コミュニティの自律を守り抜くために、あるいは科学の本質を擁護するためにこそミスコンダクトは許されないのであつた。科学者によるミスコンダクト告発が一見して義務であるようにみえるのは、「ミスコンダクトは道徳的に不正である」あるいは「内部告発者は端的になすべきことをなした」という直観をわれわれがもつからだとと思われる。危害防止を目的とするディジョージの帰結主義的内部告発論を援用したから、三要件では内部告発の義務を導き損なつたのかもしれない。倫理的内部告発論には、義務論の立場からディジョージを批判するものもある。

たとえばデイヴィスによれば、内部告発者は告発対象の不正に対して第三者あるいは無関与な傍観者ではありえない。告発者は告発対象になんらかの仕方でコミットしているのである。そこでデイヴィスは、最初から内部告発を「道徳的に要求される行為」＝義務と捉え、道徳的正当化要件を独自に提案している（Davis 2003, 549-550）⁶。彼のユニークな「共犯理論」を詳細に検討する余裕はないが、共犯構成を「内部告発しなければ、自分がその組織でなすことが不正の一因となる」と厳密な形式で考察しているのが難点である（Kline 263）。たとえばメンバーのあずかり知らないところで研究グループのボスがミスコンダクトを冒して論文を投稿し、自分も共著者に名を列している場合、そのメンバーはボスの不正の一因と

⁶ デイヴィスの提案は下記のとおり。

(C1) あなたが明らかにするものは、あなたが組織で働いていることに由来する。

(C2) あなたは自発的にその組織の一員となつた。

(C3) あなたは、その組織が（合法的だが）深刻な道徳的不正行為に関与している、と信じている。

(C4) あなたは、もし自分の知っていることを公にしないなら（その場合にのみというわけではないが）、自分がその組織で働くことがその不正の（多かれ少なかれ直接的に）一因となつてしまう、と信じている。

(C5) あなたが（C3）と（C4）の信念をもつことは正当化される。

(C6)（C3）と（C4）の信念は真である。

なったとみなせるだろうか。

5. 科学者特有の義務か

ミスコンダクトを未然に防ぎ、発生したときにはすみやかに処理するためには、内部告発が前提であった。本稿の検討の結果、企業倫理での内部告発研究に依拠する形ではミスコンダクトの内部告発は研究者の義務とはみなせないことが明らかとなった。危害防止を重視する内部告発論をミスコンダクト対策に持ち込む場合は、告発リスクを適切に扱えず、それゆえ内部告発を義務とする主張を組み立てるのは困難であった。告発者が被るリスクを相殺するだけの危害を個々のミスコンダクトが引き起こすとは考えづらいからである。しかし内部告発が研究者の義務ではないならば、適切なミスコンダクト防止策はどうあるべきだろうか。

おそらく倫理教育のさらなる充実といった方策が考えられる。しかし、それだけでは科学研究における内部告発という問題を完全に消去できるとは思われない。というのも、ミスコンダクトと科学上の誤りとは容易に峻別しがたいからである。たとえばベテラン研究者が実験データに不規則なばらつきを観察したとする。研究者はばらつきを実験機器の不具合だと直観し、理論に適合的なデータだけを選択しその観察結果を元手に論文を発表する（いわゆる *cooking*）。ベテラン研究者には不正に手を染めた自覚はないし、研究者としての直観には自信がある。その自信はこれまでの研究実績が裏打ちしている。だが、研究グループの大学院生はその行為を改ざんとみなすかもしれない。そこにあるのは受けてきた倫理教育の違いだけではないだろう。究極的には大学院生の個人的価値と研究グループの価値との「倫理的ジレンマ」が存在すると思われる（Jubb 81）。倫理的ジレンマの存在が内部告発という問題を不可避免的に呼び起こすならば、いかに研究倫理教育を充実させようとも科学研究の深部に「内部告発」という言葉で探り当てられる棘を抜き去ることはできないのではないか。

ミスコンダクト対策には、内部告発自体を制度的に取り込んでしまう組織的な経路が必須であることは否定できない。少なくともそれにとって代わるだけの実効性ある対案は想像できそうもない。すると必要なのは内部告発をあえて義務として引き受ける方向性だと思われる。厳密に考察するならば研究者には内部告発の義務があるとはいえないかもしれない。少なくとも研究倫理の教科書で説くように、企業倫理での内部告発研究に依拠するだけでは不足なのである。その理由は、企業倫理では公衆への危害防止の観点から内部告発が論じられているのに対して（この観点は研究倫理でも重視されているが）、ミスコンダクト防止に関してはむしろ科学者コミュニティの自律維持という別の観点が重視されているからだと思われる。こちらの観点到照すると、科学研究者は通常の水準以上の倫理性を身につけるべきだと考える理由がある。「科学者の行動規範」は科学者すべてが専門職であると宣言している。そこでこの行動規範を新たな倫理綱領と捉え直すのである。

日本学術会議が強調するように、ミスコンダクト防止はまさに「科学者コミュニティの自律をめざして」求められている。専門職たる科学者は「自らの専門的な判断により真理を探究するという特別な権利を享受」しているが、同時に専門職として社会の負託に応える「重大な責務」をもつというのである（「科学者の行動規範」）⁷。

⁷ 「ガイドライン」でもミスコンダクト防止は「研究者、研究者コミュニティ等の自律・自己規律」に基づ

高橋は専門職とプロフェッショナルの間の区別を「何らかの倫理綱領を定めた団体に所属する」点に求めている（高橋 93-94）。高橋によれば、専門職の自律性追求自体は正当であり、社会もまたそれを認めるべきであるのだが、それは「単に市民としての倫理以上の倫理を自らに課すことによるのみ正当化される」（高橋 96）。専門職の倫理綱領は次の二点によって特徴づけられる。

- (a) 市民としての一般的行為とは単に異なっているだけでなくより高度な倫理的行為を求めていること
- (b) それを「ふさわしい仕方で自己規制」すること（高橋 97）

高橋のいう意味で、科学者が専門職であり各種文書で謳われている行動規範を倫理綱領だと考えてよいのであれば、ミスコンダクトの内部告発は科学者があえて引き受ける義務であるといえるかもしれない。つまり、科学者は一般的な水準以上の「倫理的行為」を求められており、その水準で「自己規制」せねばならず、ミスコンダクト防止もその一環である。ミスコンダクト対策には内部告発が不可欠であるのだから、告発は高水準の倫理的行為として科学者の義務となるというわけである。

ジェームズはこれに呼応するように、専門家の特別な義務について述べている。専門家は専門的知識だけでなく、それに応じた特別な責任のゆえに、非専門家から敬意を受けさらには高給を食んでいる。したがって、職を失うくらいリスクを負ってもなお内部告発が義務となりうる（James 313）。専門職であればなおさらジェームズの議論が妥当することになる。かくして、ミスコンダクトの内部告発は科学者の専門職としての義務と位置づけられる。私はミスコンダクトの内部告発を研究者の義務とする根拠は以上の専門職と倫理綱領の枠組みのなかでしか探し求められないと思う⁸。

むすびにかえて

本稿では科学研究におけるミスコンダクト対策の要とされる内部告発が、研究者の義務でありうるかを検討してきた。研究倫理の教科書で期待されている企業倫理における内部告発研究との連携は望みが薄いことが判明した。むしろ連携相手は専門職倫理であったというべきだろう。研究者は、専門職を自認するかぎり、ミスコンダクトを告発する義務を引き受けることができる⁹。現在のミスコンダクト防止策は、この意味で内部告発を研究者の義務とすることではじめてその実を挙げうるのではないか。

なるほどそうかもしれない。だが、ジェームズの主張のとおり内部告発をなした研究者が内部告発をなしたがゆえに職を失うとき、それは科学者コミュニティからの追放を意味し

く自浄作用であると述べられている（「ガイドライン」6）。

⁸ この路線を推し進めようとするならば「専門職としての科学者」という像を真剣に吟味する必要性に迫られるだろう（Davis 1999, chap. 4, Chadwick 248-250）。

⁹ もとより、科学者をひとしなみに専門職と規定してよいのかは別問題である。しかし、すでに日本学術会議が自らを専門職だと宣言している。このような宣言を出す理由の一つには、科学研究がその成果の応用という文脈に否応なく組み込まれているという科学論的現状認識があるのは疑いを入れない。したがって、もし科学者＝専門職観を覆したいのであれば、科学論的（というよりむしろ科学技術社会論的というべきか）に精緻な反論を打ち出さねばならないだろう。

うるのではないだろうか。何らかのかたちで職場復帰できたとしても、研究現場から離れざるをえなかった時間を取り戻すことは出来ない。そのブランクが、内部告発者の研究者としてのキャリアに回復不可能な傷を負わせることにはなりはしまいか。ジェームズの主張は科学者に対しては酷にすぎるように思われる¹⁰。稿を閉じるに当たって、研究者の内部告発義務を現実に課すときの要件ともいべきものを二つだけあげておく。

すでに述べたようにミスコンダクト告発の告発者が甘受せざるをえないリスクは無視するには大きすぎる。そこで、そのリスクを相殺するだけの要件を考えてみよう。それはミスコンダクトが疑われている学問的影響力の大きさである。たとえばシェーン事件¹¹のような画期的な研究成果あるいは当該領域の教科書を書き換えるくらいの新発見などにミスコンダクトの疑いが見いだされる場合、研究者はそれを告発する義務を課せられる。告発リスクを相殺するのは、公衆への危害ではなく科学者コミュニティへの多大な悪影響なのである。これは「ガイドライン」でも科学者相互の科学コミュニケーション侵害をもってミスコンダクトの罪としている事実とも符合するだろう。

逆に義務解除の事由も考えられうる。増淵は内部告発が義務であると一般的に認めながらも、一定の免責事由を明確化することで、告発を実行する義務に限界を確定しようとしている（増淵）¹²。この議論を踏襲して、告発行為によって告発者の科学研究遂行が不可能となる場合は内部告発の義務を免責するといった可能性を真剣に考慮すべきである。たとえば大学研究室に所属している大学院生が教授のミスコンダクトを告発するときには、そのような状態を十分予想できる。告発が首尾よく成功したとしても、教授が職を解かれて研究室そのものが消滅するかもしれないし、そうでなくとも同じ研究室に居づらくなる可能性は大いにある。これ以上詳細に告発義務を解除する諸条件を列挙することはできないが、やはり何らかの免責事由は必要だと思われる。

Reference

- R. Chadwick, "Professional ethics and the 'good' of science" in *Interdisciplinary Science Review*, 30, 3, 2005, pp. 247-256.
- M. Davis, *Ethics and the University* (London: Routledge) 1999.
- , "Whistleblowing" in H. LaFollette (eds) *The Oxford Handbook of Practical Ethics* (Oxford: Oxford U. P.) 2003, pp. 539-563.
- R. T. De George, "Whistle Blowing" in W. H. Hoffman, R. E. Frederick (eds) *Business ethics: readings and cases in corporate morality*, 3rd ed., McGraw-Hill, 1995.
- G. G. James, "Whistleblowing: Its Moral Justification" in A. Malachowski (ed.) *Business Ethics: Critical perspective*

¹⁰ もっとも残酷な告発リスクは失職だけではない。大阪大学大学院生命機能研究科でのミスコンダクト事件（2006年）では告発した助手の方が自死するという痛ましい結果を招いている。告発と自死との間に直接の因果関係を求めるのはもはや不可能であるが、それでもまったくの無関係であるとみなすのはきわめて困難であろう（Mystery surrounds lab death）。

¹¹ シェーン事件の顛末については村松秀の詳細な報告を参照（村松）。

¹² この議論には次の留保が必要である。免責事由のゆえに結果的に組織的不正が防止できない場合は「組織的な制度の改善」や「企業風土改善」に取り組むことで対処するというその増淵の論法は（増淵 98）、ミスコンダクト対策には不向きだろう。なにしろ組織的な制度改善策のほとんどすべてが告発窓口の設置と審査体制の確立に尽きているのだから。

on business and management (London: Routledge) 2001, pp. 307-322.

P. B. Jubb, "Whistleblowing: A Restrictive Definition and Interpretation" in *Journal of Business Ethics*, 21, 1999, pp. 77-94.

A. D. Kline, "On Complicity Theory" in *Science and Engineering Ethics*, 12, 2006, pp. 257-264.

D. B. Resnik, *The Ethics of Science* (London: Routledge) 1998.

C. Whitbeck, *Ethics in Engineering Practice and Research* (Cambridge: Cambridge U. P.) 1988.

R. Rhodes, J. J. Starin, "Whistleblowing in academic medicine" in *Journal of Medical Ethics*, 30, 2004, pp. 35-39.

K. S. Shrader-Frechette, *Ethics of scientific research* (Lanham: Rowman & Littlefield) 1994.

ステネック『ORI 研究倫理入門』山崎茂明訳、丸善、2005年。(N. H. Steneck, *ORI introduction to the Responsible Conduct of Research*, 2003. (http://ori.dhhs.gov/publications/ori_intro_text.shtml))

リチャード・T・ディジョージ『ビジネス・エシックス：グローバル経済の倫理的要請』麗澤大学ビジネス・エシックス研究会訳、明石書店、1995年。

奥田太郎「ホイッスルブローイングの倫理」水谷・越智・土屋編著『情報倫理の構築』新世社、2003年、243-272頁。

黒川清ほか『科学のミスコンダクト』（「科学者の行動規範」収録）財団法人日本学術協力財団、2006年。

高橋久一郎「責任と情報倫理」越智・土屋・水谷共編『情報倫理学』ナカニシヤ出版、2000年、76-107頁。

白楽ロックビル『科学研究者になるための不肖ハクラク進路ナビ』羊土社、2005年。

平田容章「研究活動にかかわる不正行為」『立法と調査』No. 261、2006年、112-121頁。

増淵隆史「道徳的義務としての内部告発とその限界」北海道大学哲学会『哲学』41号、2005年、79-100頁。

村松 秀『論文捏造』中公新書ラクレ、2006年。

山崎茂明『科学者の不正行為 捏造・偽造・盗用』丸善、2002年。

文部科学省、科学技術・学術審議会（研究活動の不正行為に関する特別委員会報告書）「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」2006年8月。

日本学術会議学術と社会常置委員会「科学におけるミスコンダクトの現状と対策」2005年7月。

理化学研究所「科学研究上の不正行為への基本的対応方針」2006年。

『化学』Vol. 61、2006年。

米国科学アカデミー『科学者をめざす君たちへ：科学者の責任ある行動とは』池内了訳、化学同人、1996年。

(National Academy of Sciences (U.S.) , *On Being a Scientist*

(http://books.nap.edu/catalog.php?record_id=4917) .)

Research Triangle Institute, "Consequence of Whistleblowing for the Whistleblower in Misconduct in Science Cases", 1995 (<http://www.ori.dhhs.gov/documents/consequences.pdf>) .

"Mystery surrounds lab death", *Nature* 443, 253 (21 September 2006) .

*参照した url はすべて 2009 年 1 月 14 日にアクセス確認している。

技術者倫理と公衆に対する責任 —「公衆の安全、健康、福利」という概念の検討—

金光秀和（金沢工業大学）*

はじめに

技術者の専門職倫理として、技術者倫理は技術者の公衆に対する責任を重要視する¹。この責任は「公衆の安全、健康、福利を優先する」といった文言で、現在、多くの技術系学協会が倫理綱領の中に見出すことができる²。

「公衆の安全、健康、福利」という概念に関する歴史的考察はすでに数多く存在する。それらによれば、現在の技術者倫理のルーツと考えられる米国における技術者倫理の歴史において、学協会による倫理綱領の策定が大きな役割を果たしており、技術者は倫理綱領を制定することによって自らの行動規範を明示し、専門職としての地位の確立を目指したとされる³。この過程において「公衆の安全、健康、福利」の明記が極めて重要な意味を持つのである。

技術者の責任の対象が公衆へと拡大していく過程において、戸田山（2007, 292）も指摘するように、同時にその責任の由来についての哲学的基礎づけの試みもなされていた。しかし、技術者倫理が定着しつつある現在、技術者倫理の領域（とりわけ、技術者倫理教育の現場）において、その基礎づけにまでさかのぼって公衆に対する責任が考慮されることはあまりない。本論では、そうした基礎づけの作業を考慮しながら、技術者の公衆に対する責任を検討する。具体的には、技術者はなぜ公衆に対する責任を負うのかを検討し、その上で「公衆」とは誰のことなのか、「公衆の安全、健康、福利」の実現という責任を果たすために何ができるのか（何をすべきなのか）を考察する⁴。

* 本研究は、科学研究費補助金（18320001）による研究成果の一部である。また、本研究の着想段階においては、科学研究費補助金（20520024）参加メンバーからも大きな示唆を得た。記して謝意を表す。

¹ 本論では engineering ethics を技術者倫理と訳出した。というのは、本論では engineering ethics の専門職倫理としての側面に注目し、その中心概念を取り上げるからである。なお、engineering ethics は工学倫理、科学技術者倫理などとも訳されるが、小柳（2004, 259-60）のように、訳語をめぐる錯綜に日本における engineering ethics そのものの錯綜を見て取る論者もいる。

² 代表的な例として、世界技術組織連盟（World Federation of Engineering Organizations : WFEO）の倫理綱領を挙げることができるだろう。WFEO は、現在世界約 90 カ国の技術系学協会が加盟する国際的な組織で、約 800 万人の技術者を代表すると言われる。この WFEO は、環境に関する倫理綱領を 1985 年に策定し、1987 年に採択した。その後、そこに反映されている「持続可能な開発（sustainable development）」という価値を組み込む形で、国際的な倫理綱領の策定に着手し、2001 年に「The WFEO Model Code of Ethics」を採択している。これは加盟機関が倫理綱領を作成しようとするさいに、定義を与え、その作成を支援することを期待して策定されたものである。このような性格をもつ WFEO の倫理綱領にも、「プロフェッショナルとしてのエンジニアは、公衆の安全・健康・福利、および、持続可能な発展の原則に基づく自然環境と構築環境の保護を最優先しなければならない」と、公衆に対する責任が明記されている。「The WFEO Model Code of Ethics」については、<http://www.wfeo.org/index.php?page=ethics#12>（2009 年 2 月 10 日）を参照。

³ 米国における技術者倫理の歴史に関しては、杉原（2002）による紹介が詳しい。

⁴ こうした問いは技術者倫理教育の実践にとっても有意義であろう。というのは、御題目として「公衆の安全・健康・福利」を唱えるだけでなく、その御題目の内容をよく吟味し、実行可能性を検討することは、現実の技術者倫理教育において重要な作業と考えられるからである。

1. 技術業 (engineering) の社会に及ぼす影響と公衆に対する責任

公衆に対する責任は、今日、多くの倫理綱領の中にその記述を見出すことができる。たとえばアメリカの代表的な倫理綱領の1つである NSPE (National Society of Professional Engineers) の倫理綱領では「公衆の安全、健康、および福利を最優先する (Hold paramount the safety, health, and welfare of public)」ことが明記されている⁵、日本に眼を転じて、たとえば日本技術士会では「公衆の安全、健康および福利の最優先」を念頭に置くことが前文に明記され、あるいは日本原子力学会でも「公衆の安全を全てに優先させてその職務を遂行し、自らの行動を通じて社会の信頼を得るよう努力する」ことが述べられている⁶。現状の倫理綱領を見る限り、技術業の公衆に対する責任の重要性は改めて問うまでもないようにも思える⁷。

しかし倫理綱領に明記されているからという外在的な理由のみでは、当事者である技術者がその責任を真に理解することは困難であろう。実際、技術者の側から、それは過度の要求であるとの批判も提出されうる。すなわち、実際の技術者の活動、および技術者が活動する組織のあり方からして、公衆に対する責任の要請は、技術者に対する過度の要求であり、それは見当違いの、非現実的な要求であるとの批判がありうるのである⁸。

では、技術者の公衆に対する責任はどのように基礎づけることが可能なのだろうか。戸田山 (2007, 292-3) によれば、技術者の責任が公衆へと拡大される過程で哲学的基礎づけとして採用されたのは、(1)「職業一般 (occupation)」と「専門職 (profession)」の区別と、(2) 社会契約モデルであった。すなわち、どんな職業も顧客や雇い主への責任、法令遵守などの責任を負うが、専門職はこうした最低限度の責任に加えて、一般の職業には要求されない高度の責任が求められる。公衆の安全、健康、福利を守ることや環境への配慮は、専門職としての高度の責任なのである。こうしたいわば「余分な」責任の根拠を説明する哲学モデルが「社会契約モデル」である。「高い教育機会、業務の独占権、自律、広い自由裁量の範囲、高い社会的地位、威信・尊敬など」を「社会から与えられたことへのいわば返礼として、専門職は倫理綱領を定め、そこで他の職業一般には要求されないより大きな責任を果たすこと (たとえば公衆の福祉、安全、健康を守ること) を社会に対して直接約束する」というわけである (ibid.)⁹。

⁵ NSPE 倫理規定については、「NSPE Code of Ethics for Engineers」

<http://www.nspe.org/Ethics/CodeofEthics/index.html> (2008年12月27日)を参照。

⁶ 日本技術士会倫理要綱については「技術士倫理要綱」<http://www.engineer.or.jp/gijutsusi/rinri.html> (2008年12月27日)、日本原子力学会倫理規定については「日本原子力学会倫理規定」http://www.aesj-ethics.org/02_02_02/ (2008年12月27日)を参照。

⁷ 先述のとおり、歴史的には、技術業の倫理綱領においてははじめから公衆に対する責任が明記されていたわけではない。初期の「職業倫理強調の段階」の倫理綱領は、技術者相互の関係や技術者と雇用主・依頼主との関係における責任を明記するのみであったが、技術の発達やその及ぼす社会的影響の大きさ (とりわけ欠陥技術の露見や事件・事故の多発など) を契機としながら、「公的使命の段階」へと変遷を遂げ、公衆への責任が明記されるに至ったのであった。また、この点に関連して、技術者はそもそも医師や法律家と同じ意味で専門職と呼べるのかという議論もあるが、本論ではこの点については論じない。

⁸ 技術者の側からなされる批判については、たとえば、Florman (1976, 21-2) を参照。

⁹ 倫理綱領を「社会契約」とはみなさない立場も存在する。技術者倫理における倫理綱領の意義を重視するデイヴィス (Michael Davis) は倫理綱領を「専門家間の契約」(contract between professionals) とする見解をとり、倫理綱領の制定はプロフェッションの構成員が共通の理想を定め、互いに約束を交わすことを意味すると考える (Davis 1998, 50)。この見方によるならば、倫理綱領は社会への見返りとして受け入れなければならない「外的な制約」ではなく、技術業に内在的な価値を示すものであり、倫理綱領の存在がプロフェッションの構成員相互の助け合いを可能にする。倫理綱領が外的な制約か否かという問題は、倫理綱領の意義を

しかし、こうした基礎づけに対しては再び先の批判を想定することが可能であろう。まさにそうした「余分な」責任は、いくら技術者の地位向上のためとはいえ、過度の非現実的な要求であるとも考えられるのである。こうした批判に答え、技術業が社会に及ぼす影響という観点から技術者の責任について論じるのが、アルパーン (Kenneth D. Alpern) である。ここでは、技術業の公衆に対する責任に関して、技術業の及ぼす社会的影響との関係から考察することにしよう¹⁰。

アルパーンは、技術者に固有の道徳的義務が存在することを示すのではなく、技術者以外の人々にも妥当するはずの通常的道徳的原則を、技術者が置かれた状況に適用することによって、技術者の責任を論じる。彼が議論の出発点とするのは、「配慮の原則」(Principle of Care) という道徳的原則である。彼はこの原則を次のように定式化する。

他の条件が同じならば、人は他者に重大な危害を与える一因となることを避けるようにしかるべき配慮をすべきである。(Alpern 1991, 188)

この原則は、もちろん技術者以外の人々にも妥当する。たとえば車の運転手にこの原則をあてはめてその責任を考えることができるだろう。車を運転する時、人は車の運転に注意を払い、危険を認識しなければならず、そもそも車をコントロールする技術をもっていなければならない。また、他者への傷害を避けるためには、自分の車や場合によっては自らの命を進んで危険にさらさなければならぬ。「しかるべき配慮」(due care) とは、自らの行為の結果生じるかもしれない危害を通告したり、そのような危害を避けるために予防措置を講じたり、また危害の見込みを減少させるために、進んで犠牲を払うことなどを示すものである (Alpern 1991, 189)。

さらにアルパーンは、「しかるべき配慮」の度合いを、「迫っている危害の規模、そして人が危害の産出において果たす役割の中心性の関数」とみなし、この原則をより厳密なものにする。たとえば、タンクローリーの運転手は、普通の運転手に比べてより大きな危害を生み出す立場にある。それゆえ、タンクローリーの運転手の払うべき「しかるべき配慮」の度合いは、通常の運転手よりも大きなものとなる。彼はここで導かれた原則を「比例的配慮の系」(Corollary of Proportionate Care) と呼び、次のように定式化する。

より大きな危害の一因となる立場にある場合、あるいは他の人よりも危害を生み出すさにより重要な役割を演じている場合、人はそうするのを避けるように、よりいっそう配慮しなければならない。(ibid.)

考察する場合にしばしば議論される点である。村田 (2006, 98) のように、社会との契約という見方と専門家間の契約という見方は、社会への影響力を重視するのか、プロフェッションが内的な規範を備えている点を重視しているのか、その焦点の当て方は異なるだけで、これらは「相互に補完的な見方」であるとの見解も存在する。こうした点はさらに検討が必要であろうが、本論は倫理綱領の意義そのものを論ずるものではないため、稿を改めて論じることにしたい。

¹⁰ 注7で述べたとおり、「公衆に対する責任」が明記されるに至った背景として、技術業の及ぼす社会的影響の拡大を指摘することができる。この観点からしても、「公衆に対する責任」に関して、技術業が社会に及ぼす影響との関係から考察することが必要であろう。

以上2つの原則から技術者の公衆に対する責任についても論じることができる。第1に「配慮の原則」から、技術者に相応の責任があることは明白である。というのは、技術者の行為は当然公共の福祉に影響を与える可能性があるからである。もちろんこの責任は技術者だけが担うものではないが、第2に「比較的配慮の結果原則」から、技術者にはより高次の配慮の基準が適用されることになる。現在の科学技術のあり方を考えた場合、技術者の活動は他のどの市民よりも大きな影響を公共の福祉に与えるからである。それゆえ技術者は、公共の福祉のために、進んで他の人よりも大きな犠牲を払うように要求されるのである (ibid.)。

この説明によれば、技術者の公衆に対する配慮責任は、技術者に特別の義務として示されるわけではない。「技術者がもつべきであると判断されるより高次の基準は、彼らに義務以上の徳行 (supererogation) を要求しているわけではない。これは単に配慮と比例的配慮という通常の道徳的要求を技術者の環境に適用するさいに導かれる帰結にすぎない」 (ibid.) のである。

アルパーンの議論によるならば、たしかに、技術者にだけ過度の倫理的要求が押し付けられるわけではないことになるだろう。技術者は特別の責任を負うとしても、それは「比例的配慮の系」によるのであり、何か技術者に特別の徳行を求めるものではない。しかし、この説明に従った場合でも、実際にその責任を果たそうとするさいには、いくつかの問題に遭遇する。第1に、技術者が危害を与える可能性のある対象をどこまで考えればよいか明らかではない。技術者の活動が公衆に大きな危害を与えうるとしても、通常の活動の各々が地球上すべての人に危害を与えるわけではないだろう。技術者が担うべき責任の対象である「公衆」とは、具体的に誰を指すのかが不明なのである。第2に、より具体的な問題として、技術者が公衆に対する責任を果たそうとするさいに多くの阻害要因や障害が存在することを挙げることができる。この点はアルパーン自身が認めることで、彼はそれを克服するために技術者の勇気について語る。「大きな阻害要因や障害が、このような通常の道徳的要求を満たそうとする行く手を塞ぐだろう。だから技術者が、日常の作業のなかで、ある程度道徳的勇気を示さなければならぬということが予想できる」 (Alpern 1991, 188-9)。実際に公衆に対する責任を果たすために何ができるのか。これは技術者倫理の実践において非常に重要な問題である¹¹。以下、それぞれの問題について考察することにしよう。

2. 公衆に対する責任をめぐる議論—「公衆」とは誰のことか—

公衆に対する責任は、先述のとおり、現在多くの技術系学協会の倫理綱領に見出すことのできる項目である。しかし、その文言の中にある「公衆」(public) という言葉は曖昧であり、技術者が担うべき責任の範囲をどのように理解するのかについては、必ずしも明確ではない。われわれは「公衆」という語の範囲をどのように理解すべきであろうか。

たとえばアイラクシネン (Timo Airaksinen) は、専門職の活動によって影響を受けるか否かという点を重視して「公衆」の語を定義する。彼によれば、「公衆」とは「依頼主以外で専門

¹¹ たしかに、理念としての「公衆の安全・健康・福利」と実際に何らかの手続きが実行される現実的な「公衆の安全・健康・福利」は区別して考えるべきであろう。しかし、技術者倫理において「公衆の安全・健康・福利」はいわば理念として存在し、常に具体的な手続きを示すものではないとしても、その実行可能性を検討することは、その理念の理解にとっても重要であると考えられる。

職の業務によって影響を受ける人々」であり、専門職の業務によって影響を受けない他の人々は「観衆」(audience)と定義される(Airaksinen 1998, 671)。しかしデイヴィス(Michael Davis)は、単に影響を受ける立場にあるということだけを「公衆」の条件とはみなさない。彼は「公衆」という語について、いくつかの解釈の可能性を検討しながら、自らの定義を示している(Davis 1998, 57-8)。

第1は、「公衆」を「すべての人」(everyone)とする解釈である。この場合、公衆の安全とはすべての人に等しい安全を意味する。しかし、すべての人に等しく危険が及ぶことはありえず、この解釈は、公衆の安全を優先するという技術者の責任を弱いものにしてしまう。すなわち、すべての人に等しく危害が及ぶことが考えられない以上、公衆の安全を優先することは非現実的なことになるのである。

第2の解釈は、「公衆」を「誰か」(anyone)とする。すなわち公衆を、技術者の活動によって影響を被る可能性のある「誰か」と解釈するのである。この場合、影響される立場にある誰かを危険にさらすことは何もすべきではないということが暗示されるだろう。この解釈によれば、公衆の安全を優先することは、決して誰も(anyone)危険にさらさないことを意味する。第1の解釈が公衆の安全の優先という条項を弱いものにするのに対して、この第2の解釈はそれをあまりにも強いものにする。たとえば、われわれは誰にとってもリスクのない飛行機や化学プラントといったものを想像することはできない。

第3にデイヴィスは自身の解釈を示す。その解釈によれば、「公衆」とは、「情報、技術的知識、あるいは熟慮のための時間が不足しているために、技術者がその依頼主や雇用主のために力を行使することによって、多少なりとも被害を受けやすくなっている人々」のことであるとされる。この解釈では「公衆」は、相対的な無知、無力、受動性という特性を持つ。すなわち、危害を被る可能性があるにもかかわらず、無知で無力で受け身の状態にある人々が「公衆」と見なされるのである。こうして、公衆の安全を優先するために、技術者は無知で無力で受け身の状態にある人々に変わって危害を避けるよう行動するか、あるいはその人々に迫っている危険性を知らせる必要がある。

このように「公衆」という語の曖昧さを取り除くことによって、問題をより厳密に考えることが可能となる¹²。たとえば、チャレンジャー号爆発事故における宇宙飛行士は「公衆」とみなされるのか否かを考えるさい、「公衆」という概念の明確化が必要であろう。彼らはロケット・ブースターの氷結に関する情報とその危険性については知らされていたが、O-リングによる爆発の危険性については知らされていなかった¹³。デイヴィスの解釈に従えば、彼らは前者に関しては「公衆」の一部ではないが、後者に関しては「公衆」の一部と見なされることになる。したがって、この「公衆」の定義を前提とすれば、O-リングの危険性について、「公衆の安全、健康、福利を優先すべき」という原則が確かに当該の宇宙飛行士に適用され

¹² ただし、「公衆」という語の曖昧さと、「公衆」の指示対象の曖昧さは別の事柄であろう。村田(2006, 114)は、「技術の特有性のひとつは、その結果の予測が困難で、意図せぬ帰結を引き起こすことにあり」、技術倫理の課題は、「技術に固有のこの不確実性への対処の手段を開発することにある」とする。したがって、「技術者の仕事によって影響を受ける人を最初から特定することはできない」ことになり、「この意味で、技術倫理が考慮しなければならない公衆は不特定の性格を免れない」としている。

¹³ スペースシャトル・チャレンジャー号の爆発事故に関しては数多くの文献があるが、その概要を示すものとして、ウィットベック(2000, 167-183)、札野(2004, 198-221)、蔵田(2005, 131-148)などを参照。

ることになる。この場合であれば、技術者がその原則に従うことは、打ち上げの中止を勧告するか、あるいは宇宙飛行士に O-リングの危険性を知らせることを意味するであろう (Davis 1998, 57-8) ¹⁴。

デイヴィスの見解にしたがって、「公衆」に対して技術者が負うべき責任の範囲に関して、さしあたり解答を与えることができる。すなわち、技術者の活動によって影響を受けるにもかかわらず、無力で無知であり、かつ能動的にそれを回避するために活動することができない人々に対して、技術者は責任を負うのである。この見解に従えば、技術者は危険にさらされている関係者に、危険が存在していることを知らせるように最善の努力をするという道徳的義務をもつことが前提されてはいる。しかし、関係者に必要な情報が提示され、それに関する同意が得られているならば、もはやその関係者は「公衆」の一部ではなく、それゆえ技術者はその関係者に対して安全、健康、福利を優先する必要はないことになる。デイヴィスの定義に従う限り、情報を与えられて自ら決定に参加した者は公衆とみなされないことになるのである。

一方、公衆の安全、健康、福利を優先する上で、いわゆる「インフォームド・コンセント」(informed consent) の概念を重視する立場も存在する。シンジンガー (Roland Schinzinger) とマーティン (Mike W. Martin) は、技術者と公衆との関係における「根本原理」としてインフォームド・コンセントを導入すべきであると論じている (シンジンガー・マーティン 2002, 109ff.)。

シンジンガーとマーティンは、技術業を「社会的実験」と捉えることによって、議論を展開している。この議論は、技術者の生み出す人工物の特性に基づいている。技術者は、設計・試作・製作などのどの段階においても、安全性を顧慮するであろう。しかし、技術者の作り出す人工物は、それが社会で実際に使われないうちは常に未知の部分を含んでいる。たとえば、当初は想定されていなかった影響を自然環境に与えることが、実際に使用されることで明らかになる場合もあるだろう。また、極端な場合、製作者の意図と反して「誤用」されることによって、安全性に問題が生じる場合もあるだろう。すなわち、技術は実際に社会で使われることによって、明らかになる部分があるのであり、いわば社会を相手に「実験」を行っているようなものなのである。だからこそ、一般に実験でモニター (測定) することが重要であると同様に、技術業の実践においてもモニター (監視) することが不可欠なのである。このように、シンジンガーとマーティンは、技術がもたらす人工物の不確実性と社会性という側面から、技術業を「社会的実験」と捉えるのである (シンジンガー・マーティン 2002, 103-8)。

この見解に従えば、「公衆」は、この実験に参加する「被験者」とみなされることになる。このような捉え方から、「責任ある実験者としての技術者」と「被験者である公衆」との相互作用における根本原理としてインフォームド・コンセントを導入するのである。ただし、インフォームド・コンセントは、通常、医師と患者といった 1 対 1 の特定の関係で成立するものである。彼らも、技術業の領域において厳密な意味でのインフォームド・コンセントが成

¹⁴ このあたりの議論については、ハリス・プリチャード・ラビン (2002, 55-6)、村田 (2006, 114-6) も参照した。

立すると考えているわけではなく、それを拡張した「ヴァリッド・コンセント」(valid consent)の導入を提案している(石原 2006, 56; シンジンガー・マーティン 2002, 103-18)。ヴァリッド・コンセントは、第1に「同意が自発的になされたものであること」、第2に「同意が正確な情報に基づいてなされたものであること」、第3に「同意をする人が、その情報を理解し理性的な決定を行うことのできる能力を持っていること」、を条件とする。これらはインフォームド・コンセントの条件とさほど変わらないが、ヴァリッド・コンセントの場合、被験者が個人として簡単に特定できないような状況を考慮してさらに2つの条件が付加される。すなわち、第4に「理性的な人であれば求められる情報は、理解可能な形で述べられたもので、広く流布しているものであること」、第5に「被験者の同意は、同じような利害や懸念を持ち、リスクに曝されている多くの被験者を集合的に代表するグループが、代理となつて行ったものであること」、がヴァリッド・コンセントの条件とされるのである(シンジンガー・マーティン 2002, 112-3)。

技術業を「社会的実験」と捉えることによって、技術者が公衆に対して果たすべき責任の内実も明らかになる。すなわち、「被験者」である公衆に対して、技術者は「責任ある実験者」として振舞うことが求められるのである。シンジンガーとマーティンは、この点に関して、「良心に基づく取り組み」「全体を包括的に見る視野」「自律」「説明責任」(accountability)という、少なくとも4つの要素が関係しているという(シンジンガー・マーティン 2002, 117)。具体的には、次の4つが、道徳的に責任ある技術者に要請されるという。

1. 被験者の安全を守り、彼らの同意する権利を尊重するという基本的義務。
2. いかなるプロジェクトも、実験的であることを常に認識し、そのプロジェクトの副作用をできるだけ予見し、それらを監視しようと努めること。
3. プロジェクトのすべての段階で、自律的に、個人的に参画すること。
4. プロジェクトの結果に対して説明責任を負うこと。(シンジンガー・マーティン 2002, 117-8)

すなわち、技術者は専門家として、「プロジェクトを監視し、リスクを見出し、理性的な判断を下すために必要な情報を顧客と公衆に提供するという特別な役割を担う」ことになる(シンジンガー・マーティン 2002, 117)。ここでインフォームド・コンセントの概念が重要な役割を担っていることは明らかであろう。

しかし、技術業の領域においてインフォームド・コンセントを重視する立場に対しては、いくつかの問題点を指摘できる。まず、そもそも技術者倫理にインフォームド・コンセントを適用すること自体に問題があるとも考えられる。ヴァリッド・コンセントという拡張された形であれば、たしかに技術業の領域においてもインフォームド・コンセントの概念を適用することが可能かもしれないが、その場合、「情報の公開のあり方や、同意を与えるグループの『代表性』という問題」が残ることになる(石原 2006, 56)。さらに、仮にインフォームド・コンセントの概念が適用可能であったとしても問題は残る。すなわち、インフォームド・コンセントの概念は「使用者 [=技術の使用者である公衆] を『同意』という受身の立場に置

くことによって、使用者の側の持つ意義を過小評価して解釈がする危険があることは無視できない」し、また、インフォームド・コンセントという手続きさえ踏まえていれば、「技術者は間違ったことはしていなかったという点で免責を得る」ことも考えられる。すなわち、インフォームド・コンセントは「責任転嫁の道具」にしかならない、という危険性を孕んでいるのである（村田 2006, 117-20）。

「公衆に対する責任」をめぐるこれまでの議論は、結局のところ、技術者の側からの一方的な視点のみを強調したものであるように思われる。デイヴィスの議論は、「公衆」という語を定義することによって、「公衆の安全、健康、福利を最優先すべきである」という表現の明確化を図るものであろう。しかしそのさい、「公衆」を「無知で無力で受け身の状態にある、傷つきやすい存在」とすることが、技術者の側のパターナリスティックな視点を強調することにもなりかねない。また、情報を与えられた上で自らその活動に参加した人々はもはや「公衆」の一部ではないとする議論においても、技術者の側からの一方的な視点を読み取ることができよう。それに対して、インフォームド・コンセントの概念を重視するシンジンガーとマーティンの議論は、一見したところ、公衆の側の視点をも含みもつものであるように思われる。しかし前述のとおり、技術者の側からの情報提供と、それに基づく公衆の側の同意という考えは、やはり「公衆」を、技術者の側からの働きかけを待つだけの受動的な立場にしかねない¹⁵。

もちろん、公衆に対する責任を果たす上で、専門家である技術者に積極的な行動が求められるのは言うまでもない。しかし、真にその責任を果たすためには、技術者の側からの一方的な視点だけでは不十分であるように思われる。「能動的に自らの安全、健康、福利に関与する者」としての「公衆」の視点が必要であるように思われるのである。言い換えれば、「公衆の安全、健康、福利」を実現するためには、公衆の側の視点も考慮する必要があると考えられるのである。このことはまた、先に挙げた問題、つまり技術者が公衆に対する責任を果たそうとするさいに多くの阻害要因や障害に遭遇するという問題とも関連するだろう。技術者の側にだけ、とりわけ個々の技術者にのみ公衆に対する責任を果たすように努力を強いることは、技術者に対する過剰な負担であると考えられている。仮に技術者の立場だけでなく、公衆の立場からも「公衆の安全、健康、福利」の確保に向けての関与があると考えられれば、技術者の側にある（とされる）過剰な負担を軽減することにつながるとも考えられる。公衆に対する責任に関して、技術者の立場からの一方的な責任のあり方ではなく、技術者と公衆とが相互的な関係を構築することによって成り立つ責任のあり方を考えることが必要なのである。

たとえば、村田（2006, 第1章）は、技術のあり方を製作者と使用者との相互作用として捉えようとしており、技術者と公衆との相互的な関係を視野に入れて技術者倫理を論じている。また、石原（2006, 55-6）は、公衆の安全の確保にさいして、リスク情報を取り扱うのにインフォームド・コンセントは不適切であり、「社会の中での専門家と非専門家との間のリスクコミュニケーションという観点から考えるべき」であるとし、やはり、技術者と公衆との相互

¹⁵ シンジンガー・マーティン（2002, 119）も「技術者は自らの社会的善に関する価値観を父権主義的に社会に対して押しつけるべきではない」と注意を促してはいる。しかし、インフォームド・コンセントの概念そのものに、本文で述べたような懸念が付き纏うのである。

的な関係を重視している。本論以下の部分では、これらの議論に示唆を得て、技術者と公衆との相互的な関係を視野に入れながら、「公衆の安全、健康、福利」について考察することにしよう。

3. 公衆に対する責任の再解釈—公衆の安全、健康、福利を実現するために—

「公衆の安全、健康、福利を最優先する」ことの解釈をめぐって、興味深い議論を展開しているのがボーム (Robert J. Baum) である。彼は、倫理綱領においてこの責任を強調するがきり、技術者協会は、技術者がこの責任を合理的に果たすことができる実行可能な手段を提供しなければならないと考える。しかし、技術者協会はこの責任を明記するだけで、これがどのように現実の状況に適用されるかについては真剣に考慮してこなかった、という (Baum 1994, 128)。この間の事情を同情的に解釈すれば、技術者協会は次のような困難に気づいていたがゆえに、何ら実行可能な手続きを提供することができなかつたのである。第1に、実際に公衆が何に一番関心を抱いているのかを技術者が確実に規定することができるような真に実行可能な手続きを考え付くことが困難である。第2に、この知識に基づいて、公衆の安全、健康、福利を最優先しようと行動を取る技術者に必要な保護を提供することが困難である (ibid.)。しかも、現実の状況を考えて場合、決定をより信頼できるものにするために、ひとりの技術者の判断に頼るのではなく、何人かの技術者たちから成るチームが結成されるのが常である。技術的な決定に関連する道徳的な判断を下すさいに、あるひとりの技術者が特権的な地位にあるということは決してないのである (Baum 1994, 129) ¹⁶。

ボームは以上のような事情に鑑みながら、公衆に対する責任に実効性を持たせるために、技術者の「自己利益」(self-interest)も顧慮しながら議論を進める。技術者の側からしてみれば、複雑なあり方をしている現在の科学技術に関連した決定が、誰かひとりの個人によって下されるということはありません、意思決定の責任を、個人であれ集団であれ、技術者にだけ帰すことは正当化できるものではない。そこでボームは、現実の複雑な状況において決定を下すさいに、唯一道徳的に正当化可能な手続きとして、「影響を受けるあらゆる関係者、あるいはその代理人に、決定に関連する情報を手に入るだけすべて提供し、そして最終的な決断において彼らに公平に発言の機会をもたせること」を提示する (Baum 1994, 132)。彼は具体的に、「公衆の安全、健康、福利を最優先する」という条項を次のように替えることを提案する。

¹⁶ ただし、こうした現実的な記述がただちに技術者個人の責任を消し去るわけではない。責任の前提となる技術者の自由に関して、たしかに「ひとりの技術者が技術業の實踐においてどの程度自由であるのか」という問いが立てられるであろう。しかしこれは、Kasher (2005, 88-9) が指摘するように、社会的・経験的なレベルからも、また哲学的・概念的レベルからも考察することができる複雑な問いである。経験的なレベルからの考察によって、技術者個人が倫理的な意思決定に際して特権的な地位にないことが明らかになったとしても、概念的レベルからはその責任を問うる場面が存在するであろう。またこの問いは、職場や技術者専門職集団において、いかにひとりの技術者が自由であるかという問いであると同時に、社会全体においていかに技術者専門職集団が自由であるかという問いでもある (ibid.)。技術者の専門職集団という共同体あるいは職場において技術者個人が果たすべき責任を考える前提として、技術者専門職集団の自律性が要請されるのである。技術者個人の責任と技術者集団の責任の関係をどのように考えるべきか、また、そもそも共同責任とはどのようなものであるかを考察することは大きな問題であり、本論で扱うことは断念せざるを得ない。

技術者は次のことに対する責任を有する。

1. プロジェクトによって影響を受ける可能性がある個人それぞれが、そのプロジェクトに関連する意思決定に、適切な程度参画する権利があることを認識する。
2. 影響を受ける可能性のあるすべての関係者に、完全で、正確で、そして分かりやすい情報を提供するためにできるだけのことをする。(ibid.)

たしかに、ボームが提示するのは「公衆の安全、健康、福利」を実現するための手続きであり、その理念そのものではない。しかし、その手続きの吟味から、「公衆の安全、健康、福利」を実現するために技術者と公衆との協働が必要であることが明らかになる。すなわち、ボームは、公衆の安全、健康、福利を実現するために、単に公衆に「同意」の機会を与えるだけでなく、彼らに決定へ参画する機会を与えることを技術者の責任とするのである。これによって、公衆が何に関心を抱いているのかを技術者は知ることができるし、公衆の安全、健康、福利を最優先するための行動を社会全体が支援することになる。この見解は、公衆を単に受け身の立場ではなく、能動的に自らの安全、健康、福利に関与する者として捉え、技術者と公衆との相互的な関係の中で、公衆の安全、健康、福利の実現を目指すものであるとも言えよう。その実現に向けて具体的に技術者が果たすべき責任が、上の2つということになる。

もちろん、この責任を実際にどのように実行するのかという問題はある。ボーム自身、「技術者はどのようにしたら影響を受ける可能性のあるすべての関係者に情報を提供することができるのか、とりわけ、リスクに曝されている集団が特定できず、その集団に容易にアクセスもできないような大規模の科学技術の場合にどのようにしたらすべての関係者に情報を提供できるのかという問題に、まだ詳細な解答を与えることはできない」(Baum 1994, 133)としている。しかし、彼は1つのステップを提案できるとしている。

それは、このプランを実行するのに、技術者協会が主導的な役割を担うべきである、という提案である。ボームはそのステップを簡潔に次のように記述している。すなわち、「関心を持った、技術者ではない人々に門戸を開き、情報を伝達する手続きを考案するための建設的な対話に参画することが技術者協会の責任である」(ibid.) というのである。

これまで、技術者協会は、影響を受ける可能性のある公衆の構成員が、その安全、健康、福利に対するリスクに関して、技術者から情報を得られるような手続きを確立しようとすることはなかった。しかしこの手続きは、公衆の権利を尊重すると同時に、技術者協会が倫理綱領において技術者に強いている「公衆の安全、健康、福利の最優先」という道徳的責任の重い負荷を軽減することになるだろう。これまで、公衆の安全、健康、福利は、雇用主や依頼主への忠誠と相克する問題と示され、しばしば雇用主や依頼主の行いを内部告発することが公衆を最優先するための方策として提示されてきた(杉原 2004, 156)。しかし、この手続きが展開されて倫理綱領が上述の形に変更されれば、道徳的ヒーローやヒロインになるという自己犠牲を強いることなく、技術者が倫理綱領に従って行動することを可能にするだろう(Baum 1994, 134)。

技術者の責任の軽減という消極的な理由だけでなく、このようなプランを展開する積極的な理由もある。それは、公衆も道徳的義務を負うという考えである。すなわち、「一般社会

(general public) の技術者ではない構成員は、一様にあらゆる人々に広がる情報処理や意思決定の責任を持つために、協力して努力することに積極的に関わるべきであるという道徳的義務を持つ」(ibid.) ののである。現実には、ほとんどの非専門家 (layperson) は、リスク情報を入手できる機会を増やすために何かができる状態にはない。「できない」ことに対して、道徳的責任を語ることは無意味であるから、非専門家が上のような責任を持つと語ることは無意味であるようにも思われる。しかしボームは、リスク情報を入手する機会を増やすために何かをなす能力と意志を持つ人たちが少なくとも存在することを指摘する。すなわち、自発的に関与する環境保護団体や消費者団体の構成員、給与をもらって関与するフリーのライターや弁護士、あるいは、通常の職業の一部として関与する公務員やジャーナリストなどの存在を指摘する。その上で、非専門家との相互作用に対する技術者協会の側の無関心、さらに言えば積極的な抵抗こそが問題である、としている (Baum 1994, 134-5)。

現状に眼を向けるならば、専門家と非専門家との関係に変化が生じているように思われる。日本においても、サイエンスカフェなど、サイエンスコミュニケーションに関する活動が活発となっている。たとえば日本学術会議の科学力増進分科会においても、現在その重要性が認識されている。科学力増進分科会の委員を務める長谷川 (2008, 28-9) によれば、「日本におけるサイエンスカフェ元年」とも呼ばれる 2005 年にちょうどスタートした第 20 期科学力増進分科会は、サイエンスカフェという新しい取り組みを実行、支援することに参加者の全員一致で合意し、2006 年 4 月の科学技術週間に科学技術振興機構 (JST) との主催のもと全国 21 ヶ所でサイエンスカフェを開催している。また、技術の領域においてもテクノロジーカフェと呼ばれる活動が試みられている。この活動を実践している比屋根 (2007, 1) によれば、テクノロジーカフェとは技術士による「技術者倫理の実践的研究活動の延長線上の取り組み」であり、「技術者が倫理的に行動し説明責任をよりよく果たせるようになること」、「技術者が市民と直接対話し、市民感覚を理解するとともに、市民に対して技術の営みについて語る訓練の場とすること」を主目的としたものである。科学者・研究者に比べ、その提供する人工物が市民生活に直接関係するという点で市民により近い立場にある技術者による新しい形態の科学技術コミュニケーションの可能性が探られているのである (ibid.)。しかし、専門家と非専門家の協働によって、いかに科学技術に関する決定が下されうるのかという点については今後さらなる検討が必要であろう¹⁷。

おわりに

技術業の社会に及ぼす影響の大きさから、技術者倫理にとって公衆に対する責任は不可欠である。本論から明らかのように、その責任を果たすには技術者の側からの一方的な視点だけでは不十分であり、技術者と公衆との相互的な関係を視野に入れる必要がある。公衆の安全、健康、福利を実現するためには技術者と公衆の協働が必要なのである。このことは、理念としての公衆の安全、健康、福利に内実を与えると同時に、今後の課題として次のことを

¹⁷ 市民参加型のテクノロジーアセスメントとして、コンセンサス会議が知られている。日本においても北海道が遺伝子組み換え作物に関して、道民をパネルにコンセンサス会議を開くなど、実際の政策決定に活用しようとする動きも見られる。こうした実際の取り組みをも検証しながら、非専門家の参画のあり方、専門家と非専門家との協働のあり方を検討する必要があるだろう。

明らかにする。

第一に、学協会が主導しながら適切なコミュニケーションを進めることの必要性である。もちろん、個々の技術者による非専門家への働きかけも重要であるが、そうした活動をより充実したものにするためにも学協会の積極的なコミットメントが求められる。

第二に、そのようなコミュニケーションを促進するために、技術者と公衆それぞれに対する教育の必要性である。専門的な知識を持っているからといって、それを分かりやすく説明できるとは限らない。技術者の側では、何をどのように説明するのかについて、ある種の教育が必要となるだろう。一方、公衆の側では、最低限、科学技術の知識に関するリテラシーが必要であろう。もちろん、知識自体は専門家とのコミュニケーションによって増大するものであるが、その前提として、そうしたコミュニケーションが成り立つためのリテラシーが必要だと考えられる。したがって、今後、技術者にとってのリスクコミュニケーションに関する教育の構成要素、公衆が持つべきリテラシーの構成要素を検討することが必要である。

参考文献

- Airaksinen, Timo. 1998: "Professional Ethics," in *Encyclopedia of Applied Ethics*, Vol. 3, 671-82.
- Alpern, Kenneth D. 1991: "Moral Responsibility for Engineers," in Deborah G. Johnson (ed.), *Ethical Issues in Engineering*, Prentice-Hall, 187-95. (originally published in *Business and Professional Ethics Journal* 2:2, 1983, 39-48)
- Baum, Robert J. 1994. "Engineers and the Public: Sharing Responsibilities," in Daniel E. Wueste (ed.), *Professional Ethics and Social Responsibilities*, Rowman and Littlefield Publishers, 121-37.
- Davis, Michael. 1998: *Thinking Like an Engineer*, Oxford University Press.
- Florman, Samuel C. 1976: *The Existential Pleasures of Engineering*, St. Martin's Press.
- 札野順 2004: 『技術者倫理』放送大学教育振興会.
- 長谷川寿一 2008: 「サイエンスカフェーその効用と課題」『学術の動向』7月号, 28-31.
- ハリス・プリチャード・ラビン 2002: 日本技術士会訳編『第2版 科学技術者の倫理 その考え方と事例』丸善株式会社; Harris Charles E. Jr. and Pritchard Michael S. and Rabin Michael J. *Engineering Ethics Concepts and Cases Second Edition*, Wadsworth, 2000.
- 比屋根均 2007: 「技術士による技術コミュニケーションの試みから～ET の会からテクノロジーカフェへの発展～」『科学技術コミュニケーション』1, 4-13.
- 石原孝二 2006: 「リスクコミュニケーションと技術者倫理」『工学教育』54:1, 55-60.
- Kasher Asa 2005: "Professional Ethics and Collective Professional Autonomy: A Conceptual Analysis," in *Ethical Perspectives* 12:1, 67-97.
- 小柳正弘 2004: 「エンジニアリング・エシックスの構図—設計とトレード・オフ—」、『ビジネス倫理学 哲学的アプローチ』ナカニシヤ出版, 258-82.
- 蔵田伸雄 2005: 「スペースシャトル・チャレンジャー号の爆発と技術者の倫理」『科学技術者倫理を学ぶ人のために』世界思想社, 131-48.
- 村田純一 2004: 『技術の倫理学』丸善株式会社.
- シンジンガー・マーティン 2002: 西原英晃監訳『工学倫理入門』丸善株式会社; Schinzinger Roland and Martin

Mike W. *Introduction to Engineering Ethics*, McGraw-Hill, 2000.

杉原桂太 2002: 「米国における技術業倫理学の成立とその現在」『表現と創造』3, 1-13.

杉原桂太 2004: 「技術者倫理を捉えなおす—公衆の安全・健康・福利のために何をすべきか—」『社会と倫理』17, 153-170.

戸田山和久 2007: 「「技術者倫理教育」とは何であるか また何であるべきか」『名古屋高等教育研究』7, 289-99.

ウィットベック 2000: 札野順・飯野弘之訳『技術倫理 1』みすず書房; Whitbeck Caroline. *Ethics in Engineering Practice and Research*, Cambridge University Press, 1998.

民間人保護を巡る正戦論への建設的批判

眞嶋俊造（北海道大学）

はじめに

戦争や他の武力紛争における倫理的問題は、これまで正戦論の枠組みを用いて論じられてきた。正戦論は四世紀にキリスト教が軍事化していく過程に起源を持ち、その後のキリスト教神学・社会倫理と密接に結びついて中世から啓蒙期にかけて大きく発展し、その一部が世俗化し、戦争に関する国際法を形成するようになった。現代においてはヴェトナム戦争を契機として特にアメリカ・イギリスを中心として再び見直されるようになり、キリスト教社会倫理における文脈だけではなく世俗化された正戦論が戦争と平和を巡る倫理的諸問題を論じる切り口として用いられている。

しかし、正戦論に対する批判は少なくない。正しい戦争があるのか、戦争における正義はあるのか、もしあるとすれば、それはどのようなものなのか——正戦論はこのような根本的問題から、正戦論の解釈や適用に関わる技術的な問題まで多岐にわたって論じられている。戦争の正当性に対する批判的研究は既にロバート・ホームズ（Robert L. Holmes）やジョン・ヨダー（John Howard Yoder）等によってなされ、その正当性に疑問を投げかける、説得力のある議論が展開されている¹。

事実、正戦論を用いて戦争の正当性を総合的に論じるに当たっては、幾つかの複雑且つ困難な問題が存在する。その一つは、正戦論を用いて戦争の正当性を論じるにあたり、論者によって同じ戦争を対象とした場合において往々にして異なる倫理的判断に至る点である。例えば、マイケル・シーゲル（Michael Seigel）は、正戦論を用いることによりイラク戦争の正当性に疑問を投げかけている²。また、同じ論者においても、正戦論の枠組みの解釈や適用方法が個々の事例において異なることが挙げられる。例えば、ジーン・エルシュテインは、1991年の湾岸戦争においては正戦論の基準の一つ「正しい意図（right intention）」の基準が満たされていないことを指摘し、その正当性に否定的な見解を示している³。更にもう一つの問題は、シーゲルが指摘するように⁴、戦争を正当化する政治目的のために正戦論が利用される危険がある点であろう。

以上に指摘したように、正戦論を用いて戦争の正当性を総合的に論じるに当たっては幾つかの複雑且つ困難な問題が存在するが、その全てについて小稿で包括的かつ網羅的に検討することは不可能である。そこで、本稿では民間人保護に論点を絞り、民間人保護に関する正戦論の射程と限界を検討し、その改訂可能性について論じる。民間人保護について論じる理

¹ Robert Holmes, *On War and Morality* (Princeton: Princeton University Press, 1989); John Howard Yoder, *When War is Unjust; Being Honest in Just-War Thinking* (Minneapolis: Augsburg Publishing House, 1984).

² マイケル・シーゲル「正当戦争 vs 正義の戦争 — キリスト教正戦論の落とし穴 —」、『宗教と倫理』第3号（2003年）21-42頁中29頁。

³ Jean Bethke Elshtain, 'Just War as Politics: What the Gulf War Told Us About Contemporary American Life', in David E. Decosse (ed.), *But Was It Just?: Reflections on the Morality of the Persian Gulf War* (New York: Doubleday, 1992).

由は、戦争自体の正当性に疑問が提示されうる武力紛争が世界各地において頻繁に行われており、そこでは正当化しがたい攻撃によって数多くの民間人が死傷しているという、深刻且つ危急の問題が存在するという点にある。また、戦闘員を含む戦争犠牲者全てではなく民間人の保護のみに研究対象を絞る理由は、現代の武力紛争における戦闘員と民間人を犠牲者の数と比率との点で比較した場合、民間人の犠牲者数の方が圧倒的に多く、また比率も非常に高いという、より深刻な事実にある。

以上の問題意識を踏まえ、本稿では正戦論の枠組みにおいて民間人に危害を加えることの禁止、抑制、及び正当化がどのようになされているかに注目し、その射程と限界を明らかにする。具体的には、民間人犠牲者に対する回復的正義の概念が正戦論において欠落しているという致命的な問題点を指摘した上で、正戦論に回復的正義を組み込むことができるか否か、それによって民間人保護を巡る正戦論の問題点が改善されるのか否かについて議論する。

本稿は三つの節に分かれる。第一節では、正戦論の枠組みでの民間人保護に係わる議論を把握するために、正戦論の定義と概念、また正戦論の枠組みの中における民間人保護の位置付けについて検討する。第二節では、正戦論の枠組みにおいて民間人保護を巡る判断に用いられる原則の不明瞭性の問題を検討し、正戦論の枠組みが民間人保護において不十分であることを指摘する。第三節では、回復的正義 (restorative justice) の具体的な実現方法の一つである補償 (reparation/compensation) について検討し、民間人保護に関する正戦論の限界が果たして克服可能であるかを探る。

1. 正戦論の概観及び民間人保護との関連

本節においては、正戦論についての基本的な全体像を把握し、正戦論と民間人保護との関連を明確にする。まず、正戦論の様々な正戦論に関する考えを概観することにより、正戦論の定義を探求する。次に、いかに正戦論の枠組みが民間人保護と密接に関連しているかを明確にするため、正戦論の枠組みにおける民間人保護について概説する。

一般に正戦論を論じるに当たり、「正戦論とは何であるか」という問いが想定されよう。例えば、神学者のオリバー・オドノヴァン (Oliver O'Donovan) は、正戦論を「戦争の実践を根本から矯正するための実践的な提案」⁵であるとし、また、正戦論は「現在、現時点——つまり我々が今この場に存在している状況——において、いかに判断の実践に関わっていくかを学ぼうとする者に対して道徳的指針を提示する」⁶と説明している。正戦論史家のジェームズ・ターナー・ジョンソン (James Turner Johnson) は、正戦論を「宗教的、法的、軍事的、そして政治的言説に附帯した論理的思考の形態である」⁷と叙述し、前述のエルシュテインは「戦争倫理に関する規範的原則と実践的な評価との複雑な化合物」⁸と論じている。国際関係学者のクリス・ブラウン (Chris Brown) は、正戦論は戦争の道徳及び倫理的

⁴ シーゲル、前掲、35-7頁。

⁵ Oliver O'Donovan, *The Just War Revisited* (Cambridge: Cambridge University Press, 2003), pp. 12-3.

⁶ *Ibid.*

⁷ James Turner Johnson, *Morality of Contemporary Warfare* (New Haven: Yale University Press, 1999), p. 25.

⁸ Elshstain, *op. cit.* (1992), p. 44n1.

側面を議論するための共通の道徳言語であると述べている⁹。また、政治学者であるテリー・ナーディン (Terry Nardin) は、「戦争は道徳的に制約されるという多様な見方の総称」¹⁰が正戦論として広く認識できるという提案をしている。正戦論が何かという問いに対しては多様な見方があり、その問いに対する回答は論者によって様々であるが、正戦論は、ある戦争が正しいか否か、また何故ある戦争が正しいかを考えるための倫理的枠組みである、という点において、彼らの間では大方の合意がなされていると考えることができよう。

以上に述べた基本的な正戦論の考え方及び立場を踏まえた上で、民間人保護の問題が正戦論の中でどのように扱われているかを検討するため、民間人保護に結びついた正戦論の枠組みを考察する。一般的に、正戦論は、戦争を開始する時の正義に関する「戦争の正義 (jus ad bellum)」と、戦争時における個々の戦闘行為の正義に関する「戦争における正義 (jus in bello)」との二つの部分に分けることができる¹¹。正戦論においては、民間人保護を巡る倫理的問題は「戦争における正義」の部分で扱われる。民間人保護を含む戦争における正しい行為を巡る倫理的問題は、「戦争の正義」の枠組みにおいて、二つの基準、つまり「非戦闘員免除 (noncombatant immunity)」（「区別・差別 (distinction/discrimination)」と言われることもある）の原則と「比例性 (proportionality)」の原則によって規定されている¹²。具体的には、非戦闘員免除の原則は民間人への直接攻撃を禁止し、比例性の原則は軍事的な標的への攻撃は、その攻撃が民間人に対して惹き起す被害と比べて釣り合っていないとすることはならないことを規定する¹³。それら二つの戦争における正義の原則に加えて、正戦論の枠組みにおいて民間人保護を巡る倫理的問題が論じられる際には、「二重効果 (double effect)」¹⁴の原則が補完的に用いられることがある。それらの原則がどのように運用されるかについては、次節において詳細な検討を行う。

本節での考察を通して、大まかに言って正戦論は、ある戦争が正しいか否か、またその戦争が何故正しいかを考える倫理的枠組みであるということ、また民間人保護は正戦論の枠組み内において「戦争における正義」を構成する原則によって論じられるということが示された。次節では、それらの原則がどのように民間人保護を巡る倫理的問題と結びつくのかを明らかにするため、「戦争における正義」に係わる二つの原則とそれらを補完する「二重効果」の原則を考察する。

2. 正戦論における民間人保護に係わる原則の検討

本節では、まず非戦闘員免除と比例性の原則を検討し、これらの原則が民間人保護において

⁹ Chris Brown, 'Selective Humanitarianism: In Defence of Inconsistency', in Deen K. Chatterjee and Don E. Scheid (eds.), *Ethics and Foreign Intervention* (Cambridge: Cambridge University Press, 2003), pp. 31-50 at p. 45.

¹⁰ Terry Nardin, 'Introduction', in Terry Nardin (ed.), *The Ethics of War and Peace: Religious and Secular Perspectives* (Princeton, NY: Princeton University Press, 1996), p. 9.

¹¹ 近年になって第3の部分として「戦争後の正義 (jus post bellum)」が論じられるようになったが、未だ一般的ではなく、また「戦争後の正義」は「戦争の正義」の基準に既に含まれていると考えることもできるため、本稿ではこれ以上立ち入らない。

¹² Johnson, *op. cit.*, pp. 18-9.

¹³ *Ibid.*

¹⁴ 「Double Effect」は「二重結果」と訳されることが多いが、ここでは加藤尚武『戦争倫理学』（ちくま新書、2003年）、78頁に従い、「二重効果」とした。

曖昧かつ恣意的な適用が可能であることを指摘する。次に、二重効果の原則が民間人保護を巡る倫理的問題に対しどのように機能するかを検討し、民間人保護における正戦論の限界を示す。

2.1. 非戦闘員免除の原則

まず、民間人保護における正戦論の限界を示すために、非戦闘員免除の原則を批判的に検討する。

非戦闘員免除の原則は、非戦闘員への直接攻撃の禁止を規定しているが、軍事作戦において付随的に非戦闘員に危害を及ぼすことは禁止していない。つまり、この原則は、比例性の原則と共に運用されることによって、攻撃によって予期される軍事的利点はその攻撃による非戦闘員への被害に釣り合っているという条件で彼らに付随的に危害を及ぼすことを許容する。非戦闘員免除の原則における民間人保護の理由付けは、非戦闘員保護の原則がどの程度まで比例性の原則から独立していると考えられるか、という問いを投げかける。

この問いについて、非戦闘員免除の原則を比例性の原則から独立していないと考える正戦論者がいる一方、他方で独立していると考える正戦論者もいる¹⁵。戦争における正義の枠組みにおいて民間人保護について倫理的判断をする時に結果の考慮よりも規則や原則の価値をより強調する正戦論者は「規則重視主義正戦論者」と呼ぶことができ、一般的に無害な人々（つまり民間人）を殺すことは悪い、という考えを強調する¹⁶。例えば、リチャード・ハリーズ (Richard Harries) は、非戦闘員免除の原則を戦争において遵守されるべき規則であることを強調して、「敵側にいる無害な者は、味方側にいる無害な者と同じく保護される権利を持っており、味方側の無害な者を正当な根拠なしに殺害することは殺人であり、また敵側の無害な者を正当な根拠なしに殺害することもまた同じように殺人である」¹⁷と論じている。

但し、この論評は、規則を重視する正戦論者全てが民間人に危害を加えることについて絶対的な禁止を唱えていることを必ずしも意味しない。むしろ彼らは、比例性の原則を用いることで、そのような危害が意図されていない結果として付随的に起き、また危害の程度が攻撃によりもたらされた軍事的利益と釣り合っていると考えられる場合において、民間人に危害を加えることは許容されると考えることが多い。ジョンソンはこの立場を、結果における「より少ない悪 (lesser evil)」を引き合いに出して以下のように論じている。

戦争において対峙する恐ろしい出来事や行為は、あらゆる局面における悪と、他の相対的な悪との優先順位を巡る関係性において認識されなければならない悪とに分けられなければならない。この区別がなされた時、戦争において或る悪に対して激しい憤りを覚えるかもしれないが、更なる悪を避ける若しくは統制するため、その悪を道徳的に受け入れるかもしれない¹⁸。

¹⁵ 例えば、前者の代表としてウィリアム・オブライアン (William O'Brien)、後者の代表としてリチャード・ハリーズ (Richard Harries) が挙げられよう。

¹⁶ Richard Harries, *Christian and War in a Nuclear Age* (London: Mowbray, 1986), pp. 85–6.

¹⁷ *Ibid.*, p. 86.

¹⁸ Johnson, *op. cit.*, p. 18.

この立場では、非戦闘員免除の原則が比例性の原則への依存度が低いと見做されている。その理由は、正戦論における非戦闘員保護は、彼らに危害を加えるおそれのある特定の戦闘や攻撃を正当化することに第一義的な目的があるのではなく、そのような戦闘や攻撃を抑制及び禁止することにあるという、正戦論の根本的な認識に基づいているからである。例えば、シドニー・ベイリー (Sydney Dawson Baily) は、「正戦論は許容ではなく抑制と禁止によって成り立っている」¹⁹と論じている。また、ハリーズも、「正戦の目的は無害な者を保護することにあり、軍事作戦を正当化することが第一義ではない」²⁰と論じている。

他方で、規則や原則より結果の価値をより強調する「結果重視主義正戦論者」がある²¹。結果を重視する正戦論者には、規則重視主義正戦論者と比較して、非戦闘員免除の原則をより柔軟に適用する傾向が見受けられる。例えば、ウィリアム・オブライアン (William W. O'Brien) は「道徳的な、区別の正戦原則は、戦闘行為への絶対的な制限ではない」²²と論じ、その理由として、「区別の原則は[カトリック]教会により積極的に唱道されたものではなく、絶対的に区別の原則を遵守することと、これまで継続的に認められてきた自己防衛の権利を行使することとは両立せず、後者を教会が受け入れる場合において、この原則は暗黙の内に却下される」²³と論じている。この議論の延長線上で、オブライアンは、「区別 (の原則) は、戦争においてどのように区別の原則が実践されているかについての解釈に照らし合わせて考慮することにより、最も良く理解され、最も効率的に適用される」と提言している²⁴。このような結果重視主義的立場においては、非戦闘員免除の原則は比例性の原則への依存度が高いと考えられよう。

これまで検討してきた非戦闘員免除の原則を巡る二つの見方の差が示唆することは、この原則が柔軟に解釈され適用される可能性を持っているということである。加えて、解釈及び適用の面における柔軟性が正戦論の枠組みにおける民間人保護についての曖昧さを生じさせることが懸念される。それ故、非戦闘員免除の原則における曖昧さが民間人保護とは必ずしも相容れない政治・軍事的アジェンダのために利用されることを許容するとしたら、正戦論は民間人を保護する枠組みであるとしても、その機能を十分に果たすことは望めないだろう。

本節では、正戦論において戦争における正義の枠組みを構成する原則の一つである非戦闘員免除の原則を検討した。非戦闘員免除の原則の限界は、解釈及び適用が柔軟であることから生じる曖昧さにあることを論じた。この限界は、更に、非戦闘員免除の原則の曖昧さが政治・軍事的アジェンダに利用され、結果として多くの民間人死傷者を生じさせることを許容することを示唆している。次節においては、戦争における正義の枠組みにおけるもう一つの原則である比例性の原則について詳細に考察する。

¹⁹ Sydney Dawson Bailey, *War and Conscience in the Nuclear Age* (Basingstoke, MacMillan, 1987), p. 3.

²⁰ Harries, *op. cit.*, p. 86.

²¹ 例えば、オブライアンやデービッド・フィッシャー (David Fisher) が挙げられよう。

²² William V. O'Brien, *The Conduct of Just and Limited War* (New York: Praeger, 1981), p.45.

²³ *Ibid.*

²⁴ *Ibid.* 強調は筆者による。

2.2. 比例性

民間人保護を巡る比例性の原則は、軍事上の標的に対する攻撃が計画ないし実際に遂行される時においては、予期される軍事的利点が、攻撃によって惹き起される民間人への付随的被害に対して釣り合ったものでなくてはならないことを規定している。この原則の目的は、民間人保護に関する倫理的判断を行うにあたって結果価値の考慮を正戦論の枠組みに組み込むことにある。

比例性の原則の問題点は、非戦闘員免除の原則と同じく、解釈及び適用が柔軟であることに起因する曖昧さにある。問題の原因は、比例性の原則においては攻撃による民間人への付随的被害は軍事的利点に「釣り合って」いなくてはならないという漠然とした規定である点にある。解釈や適用において柔軟であること自体は、必ずしも比例性の原則の欠陥を意味しない。しかし、柔軟であるが故、釣り合っていることを示す具体的な程度や規模についての考えを提示していない点において曖昧さがある。ベイリーは比例性の原則の性質について、「(釣り合いが取れているという判断は) 必然的に主観テストであり、軍事司令官による困難な決断を必要とするものであり、また決断に至るにあたっては冷静なデカルト的計算が必要である」²⁵と論じている。この意味で費用便益計算における均衡点は、比例性の原則を利用する者の解釈と適用に左右されると言えよう。

以上に加えて、釣り合いを巡る解釈における比例性の原則の曖昧さは、この原則の運用の恣意的な操作という可能性を孕んでいる。事実、主観的判断に基づくことによる曖昧さの問題は、軍事作戦において民間人に危害を及ぼすことを正当化するという政治的動機に基づいた利用への深刻な懸念を呼び起こす。釣り合いの判断はその主体に左右されるため、政治的操作は常に起こり得る。実際、比例性の原則は、政治的、軍事的な目的のために利用されている。コーテスは、「比例性の原則を誇張して、また無批判に適用することが一般的に見受けられる」²⁶と指摘している。

比例性の原則の政治的・軍事的操作の問題を浮き彫りにするため、国際人道法における比例性の原則を例に取って考察してみよう。その理由は、正戦論における比例性の原則が実際の戦争や戦争行為の正当化に用いられた場合、国際法における比例性の原則と同じ問題に直面するからである。国際赤十字委員会によるジュネーヴ条約追加議定書の注釈書 (*Commentary*) によると、国際人道法における比例性の原則は「ある程度まで主観的評価に基づいている」²⁷とされている。比例性の原則の主観的特性は、少なくとも法律解釈という文脈においては問題が少ないだろう。何故ならば、国際人道法は、その条項は適切に解釈され適用されるという前提に基づいているからである。条項の適用における国際人道法の立場は、注釈書での比例性の原則を解釈している箇所に表れている。注釈書は、「(比例性の原則の) 解釈は、軍事司令官達にとってとりわけ常識と善意の問題でなくてはならないし、彼らは慎重に人道的利益と軍事的利益を比較判断しなくてはならない」²⁸と謳っている。

²⁵ Bailey, *op. cit.*, pp. 28-9.

²⁶ A. J. Coates, *The Ethics of War* (Manchester: Manchester University Press, 1997), p. 182.

²⁷ ICRC, *Commentary on the Additional Protocols of 8 June 1977 to the Geneva Conventions of 12 August 1949* (eds.) Yves Sandoz, Christophe Swinarski and Bruno Zimmermann, with Jean Pictet (Geneva: Martinus Nijhoff, 1987), p. 683.

²⁸ *Ibid.*, pp. 683-4.

国際人道法における比例性の原則についての規定は、果たしてこの原則が民間人保護のために善意に基づいて解釈・適用されるか否か、という問いを投げかける。軍事作戦の偶発的結果として生じる民間人への危害のことを婉曲に表現した「付随的被害 (collateral damage)」について考えてみよう。軍における弁明者は、民間人保護に最大限の注意を払っていると論じる場合がある。例えば、英国防省報道官はイラク戦争における民間人死傷者に関して、「紛争中においては、民間人死傷者を最小限にするために多大な努力をしていた」²⁹という声明を出している。しかし、大規模な戦闘が行われた期間 (2003年3月～同5月) において数千人のイラク民間人が連合軍側により殺されたとされる³⁰。果たしてこの規模の民間人死者が比例性の原則を根拠として正当化されるか否かは議論されるべき点であり、また実際に「善意に基づいて」比例性の原則が用いられたのか否かについても検証されるべき余地がある。事実、2005年11月にイラク中部ハディタで起きた、米海兵隊がイラク民間人を殺害した事件³¹をはじめとして、比例制の原則に反していると考えられるような民間人殺害に関する事件が複数伝えられている。

本節では、戦争における正義の枠組みを構成する二つの原則の内、比例性の原則について批判的な検討を行った。比例性の原則は紛争における民間人死傷者の絶対数と全死傷者に対する相対比率を制限するための原則であると理解されるのが適切であるが、この原則は具体的な値や基準を提示しないため、その解釈や適用が柔軟になる。また、解釈及び適用における柔軟性は比例性の原則を曖昧なものにし、結果として政治的・軍事的な目的のために操作される危険がある。つまり、比例性の原則の問題点は、この原則が機能しない点に問題があるのではなく、むしろこの原則が容易に濫用されてしまう危険性がある点が問題であると考えられよう。次節では、正戦論における民間人保護の問題を更に検討するため、二重効果の原則を考察する。

2.3. 二重効果

二重効果の原則は、正戦論における戦争における正義の枠組みを構成する二つの原則である、非戦闘員免除と比例性の原則と共に、民間人死傷者が伴う戦闘行為を正当化するために用いられる。正戦論において民間人保護に係わる二重効果の原則には幾つかの派生形があるが、最も権威のあるものの一つにポール・ラムゼイ (Paul Ramsey) による定義が挙げられる。ラムゼイは、「ある行為のもたらす悪しき結果に対して責任を負わないために」³²全て同時に満たす必要のある二重効果の四つの条件を提示している。それら四つの条件は以下の通りである。すなわち、①行為自体がその性質及び目的においてにおいて善きこと、若しくは少なくとも受容できることでなければならない、②悪しき効果ではなく善き効果が意図され

²⁹ Quoted in Simon Jeffery, 'War may have killed 10,000 civilians, researchers say', *Guardian* (13/6/2003), p. 18.

³⁰ Calculated from the Iraq Body Count database; http://www.iraqbodycount.org/database/bodycount_all.php?ts=1149597599. Access on 26/8/2007.

³¹ Tim McGirk, 'One Morning in Haditha', *Times* (27/3/2006); and Suzanne Goldberg, 'Marines may face trial over massacre', *Guardian* (27/5/2006), <http://www.guardian.co.uk/frontpage/story/0,,1784387,00.html>. Accessed on 3/6/2006.

³² Paul Ramsey, *War and Christian Conscience: How shall Modern War be conducted justly?* (Durham, NC: Duke University Press, 1961), pp. 47-8.

ていなければならない、③善き効果は悪しき効果を用いることによってもたらされてはならないが、双方の効果は（少なくとも）道徳的に無関係な行為を原因として同時に発生するものでなければならない、④善き効果においては、悪しき効果を許容するに相応の重要な理由がなくてはならない³³。

二重効果の原則は、既に検討した二つの原則（非戦闘員免除の法則及び比例性の原則）と共に、ある条件下において民間人に危害を加えることを正当化するために利用される。正当化の理由付けは三つの段階に分けることができる。最初に、非戦闘員免除の原則は、民間人が不正に危害を受けてはならないことを規定する。この段階においては、民間人に危害を加えることはいかなる状況であっても悪いことであり、また許容されないことと考えられる。次に、二重効果の原則は差し当り、民間人への被害（悪しき効果）が軍事的目標物の無力化を意図した正当な攻撃（善き効果）によって付随的に生じたという条件下においては、民間人への危害が許容されると規定する。この段階においては、もし民間人への危害を許容するに相応の重要な理由がある限り、民間人へ付随的に危害を加えることは許容されると考えられる。最後に、比例性の原則が、民間人に危害を与えることを許容するに相応の重大な理由として、民間人への付随的な被害は軍事的利点に釣り合っていないなければならないということを提示する。この段階において二重効果の原則は既に検討した二つの原則（非戦闘員免除の法則及び比例性の原則）と共に用いられることにより、民間人の被害が軍事的利点と比較考量した上で釣り合っていないならば、たとえ民間人の被害が付随的であっても許容されるものではないことを規定する。

二重効果の原則は一般に民間人保護のための有効な枠組みであると考えられている³⁴。二重効果の原則の支持者は、「正当化され得ない場合において人間の生命を奪うことは悪しきことであるという道徳的確信」を持っており、また「年齢、性別、肉体的状態、知的能力といった共通な人間の特性は殺すことの正当化の根拠となり得ない」³⁵という前提に立っている。しかし、戦争において人間に危害が及ぶことはほぼ不可避的であり、民間人は攻撃からの保護が法的に担保されているにも拘らず犠牲となっている。この現実を踏まえると、二重効果の原則を適用するにあたっては、どのような条件下において人間の生命を奪うことがやむなしとして許容されるのかについて考慮するための倫理的指針が必要となるだろう。二重効果の原則は民間人に危害を及ぼすことをある条件下において許容するという点において、民間人への危害を正当化するための最も有効な手段の一つと見做すこともできる。フィッシャーは、「二重効果の原則は、現代の正戦論者にとって、非戦闘員免除に与えられた絶対的な地位についての妥協無き厳密さを和らげることを可能にした」³⁶と論じている。二重効果の原則を戦争における正義の枠組みに取り込むことにより、無実の者は殺されてはならないと考える正戦論者は、無実の者を殺害することの絶対的禁止という規定と実際の戦争におい

³³ *Ibid.*

³⁴ Richard J. Regan, *Just War: Principle and Cases* (Washington D.C.: Catholic University Press, 1996), pp. 95–6.

³⁵ John N. Noonan Jr., 'Three Moral Certainties', in Carl Fucarotta (ed.), *The Leader's Imperative: Ethics, Integrity, and Responsibility* (West Lafayette, Indiana: Purdue University Press, 2001), pp. 3–14 at p. 10.

³⁶ David Fisher, *Morality and Bomb: An Ethical Assessment of Nuclear Deterrence* (London: Croom Helm, 1985), p. 30.

て彼らが殺害されているという事実とのジレンマを避けることができる。トニー・コーディー (C. A. J. Coady) もまた、「正戦論者が予期される悪しき副次的効果と行為において求められる善きこととが釣り合う必要性を主張するのは、悪しきことが起り得る可能性と危険とを考えてのことである」³⁷と二重効果の原則を支持している。

以上に展開した肯定的評価とは逆に、二重効果の原則において問題となるのは、この原則を恣意的に操作して使用することができ、またそのために誤用や濫用される危険がある可能性があるという点にある。特に、二重効果の原則が判断に用いられる際には、解釈のみならず適用が往々にして使用者の意のままになりがちであることが挙げられる。デーヴィッド・オダーバーグ (David Oderberg) は、「二重効果の原則の適用には、使用者の心理状態についての証拠の収集と解釈とを必要とする」³⁸と警告している。この警告は、二重効果の原則は、政治・軍事的目的のために恣意的に操作される可能性、若しくはその危険性があることを示唆している。

二重効果の原則が柔軟に解釈・適用できるという事実は幾つかの問題を提示する。そのうちの一つは、使用する者によって柔軟に解釈・適用できることに起因する曖昧さの問題が挙げられる。二重効果の原則によると、軍事目標物への意図的な直接攻撃は、その攻撃によって付随的に惹き起される民間人への被害が予期される軍事的利益と釣り合っている場合において許容される。ここでの論点は、「釣り合いが取れている」という判断が二重効果の基準を使用する者の解釈と適用とに左右されるということであろう。この解釈が正しいとすれば、そこから帰結される最も懸念されることの一つに「滑り易い坂 (Slippery Slope)」³⁹と一般に呼ばれる問題点が指摘できよう。つまり、攻撃を行うには民間人への被害という悪しき効果を許容するに相当の重大な理由——軍事目標物による脅威を除去する必要——が要請されるが、段々と理由の重大さが軽んじられ、攻撃を正当化するに足る閾値がなしくずし的に下げられるおそれがある。一度、予見できる民間人への被害が二重効果の原則によって許容されると、次回において閾値が下がり、より容易に正当化がなされ、さらに結果として民間人に被害を及ぼす攻撃が奨励されるのみならず、釣り合いという名の下における慣行となり得る可能性がある。

「滑り易い坂」の問題点に加えて、二重効果の原則における曖昧さの問題点は、民間人への被害を制限するという正戦論の精神とは正反対の考えが導き出される可能性をも示唆している。何故ならば、二重効果の原則は適用される際に過度にまで使い勝手が良いからである。そのため二重効果の原則は、民間人を保護することではなく、民間人への危害を正当化することを主眼として使用されるおそれがある。オブライアンは、

もし差別 [= 区別] の原則が非戦闘員保護の最大化を命ずる相対的な原則であるならば、非軍事的目標物に損害を与えることが避け得ない意図であることを認め、それ故に差別

³⁷ C. A. J. Coady, 'Escaping from the Bomb: Immoral Deterrence and the Problem of Extrication', in Henry Shue (ed.), *Nuclear Deterrence and Moral Restraint: Critical Choice for American Strategy* (Cambridge: Cambridge University Press, 1989), pp. 163–225 at p. 176.

³⁸ David S. Oderberg, *Applied Ethics: A Nonconsequentialist Approach* (Oxford: Blackwell, 2000), p. 223.

³⁹ Wibren van der Burg, 'The Slippery Slope Argument', *Ethics* vol. 102, no. 1 (1991), pp. 42–65.

の原則にある程度までの違反が予見されながらも軍事的目標物の無力化が主な意図である行為を説明するために二重効果の原則を利用することは可能に思われる⁴⁰。

非戦闘員免除の原則を相対的な原則として位置づけ、軍事目標の無力化が意図であることを理由に非軍事目標に損害を与えることを無制限に正当化できるというオブライアの解釈は、再検討の必要がある。その理由は、二重効果の原則において最も重要な点は意図的に悪行を為すことを禁止することにあるが、オブライアの議論は、意図的な悪行を正当化する根拠として二重効果の原則を利用することが許容されるような示唆を含むからである。このような二重結果の原則の解釈は、民間人への意図的な直接攻撃の禁止という正戦論における民間人保護の根本的前提と相反する考えを提示している。

以上に述べたように、二重効果の原則を取り巻く問題点は、実際にはこの原則が誤用・濫用される、またはその危険があることにある。結果として、正戦論において描かれている民間人保護とは相容れない政治的・軍事的目的を推進するための道具として利用される可能性を残している。本来、二重効果の原則の利点は民間人への危害を制限することであり、この特性は正戦論の精神と通じているはずだからである。

本節において、二重効果の原則の問題点は、この原則が誤用や濫用されがちであることのみならず、政治的・軍事的思惑により操作される可能性があることを論じた。結果として、二重効果の原則は政治的に操作され、実際には民間人保護のために機能しない危険を孕んでいると結論付けても良いだろう。最終節では、軍事作戦における民間人犠牲者への補償の問題を議論することによって、正戦論が民間人保護のための適切な枠組みであるか否かを検討する。

3. 回復的正義としての補償

これまで論じてきた問題を解決するための方策を提示するために、本節においては、軍事作戦によって惹き起された民間人の被害に対する補償の問題について議論する。初めに、民間人犠牲者への補償が正戦論の枠組みに組み込まれていないことを指摘した上で、正戦論が民間人保護のための枠組みとして不十分であることを論じる。次に、補償を巡る戦争に関連する法律の検討を通して、民間人犠牲者への補償という概念を盛り込むことによって正戦論において欠落している正義の問題を改善することができるか否かを議論する。最後に、補償の概念を正戦論に盛り込むことによって民家人犠牲者が被る不正の問題は解決できるか否かを議論する。

民間人保護における正戦論の最大の問題は、正戦論の枠組みにおいて民間人犠牲者への回復的正義という概念が欠落している点にある。武力紛争における民間人犠牲者に対する回復的正義の必要性について、マーガレット・ウォーカー (Margaret Urban Walker) は、「回復的正義は犠牲者の窮状を中心に考え、犠牲者が苦しんだ害悪を修復することのみに向けてのプロセス及び結果を方向づける」と論じている⁴¹。ウォーカーによると、被害者が必要とす

⁴⁰ O'Brien, *op. cit.*, p. 47.

⁴¹ Margaret Urban Walker, *Moral Repairs* (Cambridge: Cambridge University Press, 2006), p. 217.

るものを認識し、彼らに対して回復を行う義務を加害者に課すことによって壊れた関係を回復することに回復的正義の狙いがある⁴²。

民間人犠牲者への回復的正義についての考慮の欠如は、正戦論の枠組みにおいて軍事的目標物への攻撃の結果として生じた民間人の被害に対する補償が全く論じられていないことにおいて明らかである。民間人への危害の考慮の欠落は、正戦論において特に問題となる。何故ならば、民間人犠牲者の問題を看過することは、正戦論が民間人犠牲者の補償を受ける権利を否定していると解釈できるからである。この点において、民間人保護を正当化する枠組みとしての正戦論にその重大な限界があると考えられよう。

それでは、補償に関する戦争関連法規を援用することにより、果たして民間人保護を巡る正戦論の限界を改善することができるのであろうか。民間人への被害に関する補償については、ある紛争当事国による不法行為によって生じた被害や損害に対して当事国が補償の責任を負うこと、つまり補償の法的義務が課せられることが国際人道法で定められている。1977年ジュネーヴ条約第一追加議定書第九一条によると、ジュネーヴ条約及び議定書の条項に違反した紛争当事国は、案件が求める場合において補償の責を追うことが定められている。また、この法規は慣習法的観点からも多くの国家によって慣行とされており、それは「国際及び非国際武力紛争に適用される国際慣習法の規範として」機能している。⁴³また、国内法の枠組みに補償の問題が組み込まれている。例えば、英国国防省による『武力紛争法の手引き (*The Manual of the Law of Armed Conflict*)』では、補償について以下のように記述されている。

国際的な不法行為に責を負う国家は、その行為によって生じた傷害・損害に対して完全補償を行う義務が課されるということは、国際法原理である。この原理は、国家がその軍隊を構成する人員によって犯された法律違反に責任を負い、訴訟の求めるところにより、補償する法的責任を負うという点において、武力紛争法にも及ぶ⁴⁴。

当然ながら、民間人を殺害または迫害する行為は国際人道法違反であり、不法行為への法的責任を負い、この点において国際人道法や軍内規において補償という形での復旧の義務が課されている。実際、英軍は2003年イラク占領中、身柄拘束中に英軍兵士により不法に殺害されたイラク人ホテル受付係バハ・ムサの家族に対し、金銭による補償を提案したと伝えられている⁴⁵。また、2005年バスラにおいて、自国軍兵士を救出するための英軍による地元警察署への強行突入に際して発生したイラク民間人の死傷者に対して英政府が補償をするという声明が、在イラク英国領事館及びバスラ地方議会より出された⁴⁶。このように、民間人犠牲者への補償が実施される場合、金銭的補償という形で行われることが多い。

⁴² *Ibid.*, p. 15.

⁴³ Jean-Marie Henchaerts and Louise Doswald-Beck (eds.), *Customary International Humanitarian Law* (Cambridge: Cambridge University Press, 2005), p. 537.

⁴⁴ UK Ministry of Defence, *The Manual of the Law of Armed Conflict* (Oxford: Oxford University Press, 2004), p. 418.

⁴⁵ Andrew Johnson, Francis Elliott and Severin Carrell, 'Iraq Abuse Scandal: Ministry of Defence Accused of Buying Silence of Families' over Civilian Deaths', *Independent on Sunday* (20/6/2004), p. 13.

確かに、不法行為の結果としての民間人への被害に対して補償を規定する点において、国際人道法は戦争における正義の枠組みの第三原則として補償の原則の青写真を提示すると考えられる。しかし、国際人道法の限界は、付随的に発生した民間人への被害に対する補償の規定がなされていない点にある。つまり、紛争当事者は軍事的目標物への攻撃が正当と見做される場合において、その攻撃の結果として付随的に惹き起された民間人への被害に対して法的責任を負わない。言い換えれば、国際人道法の枠組みにおいては、攻撃による民間人の被害が付随的かつ軍事的利益に釣り合っている場合、紛争当事者は民間人への補償を免除される。その結果、国際人道法においては、正当と見做される攻撃において被害を受けた民間人には不正の是正や正義の回復の主張が保障されていないということになる。実際には、せいぜい民間人犠牲者やその家族には稀に謝罪や弔辞を供されるだけに止まるというおそれがある。この点において国際人道法を正戦論における民間人保護に援用することには限界があると考えられる。

最後に、民間人犠牲者への補償の概念が正戦論の枠組みに加えられたと仮定して、「補償の原則 (principle of reparation)」について検討してみよう。既存の枠組みに補償の原則を組み込むことに関して懸念されることは、それぞれ非戦闘員免除、比例性、二重効果の原則のように、果たして補償の原則もまた柔軟に適用されるか否かという点である。濫用に関する最悪の筋書きは、政治・軍事上層部により、補償さえすれば民間人に危害を加えることは正当化されるという言い訳として利用されることである。民間人に被害を及ぼす軍事行動を正当化するための道具として補償の原則を政治的にハイジャックするという最悪の筋書きを避けるためには、良心と善意によって運用される必要があるが、やはり恣意的な適用の可能性は否定できない。

補償の原則は政治的に利用される危険があるにもかかわらず、民間人が被った不正——具体的には攻撃による被害——を完全には回復しなくとも、少なくとも部分的には緩和させるという点において、国家による正義の主張に貢献するものと考えられる。民間人犠牲者への補償という考えは、伝統的にも現代の正戦論においてもその枠組みの中に見出すことはできないが、必ずしも組み込むことができないということの意味するわけではない。逆に、補償の原則は戦時下における最も有効かつ現実的な民間人犠牲者への救済策の一つであり、民間人犠牲者だけではなく政策決定者や軍人に対しても恩恵をもたらすことになる。何故なら、戦争において不正を犯した国家が誠実に補償を実践するならば、その国家の過ちと責任に対する非難を緩和させる能力と可能性を秘めているからである。

正戦論の基準を完全に満たす戦争は殆ど存在し得ないにも拘らず、国家は時として民間人死傷者を伴う軍事力を行使しなければならない・せざるを得ない状況に追い込まれることがある。この事実を認識するならば、民間人犠牲者への補償を実践することは非常に重要なことだろう。多くの紛争において明らかなように、戦闘員による民間人の殺害といった不正行為は起り得る。正戦論においては、そのような民間人への不正行為が必ずしも無条件に全体的な戦争の正義を否定するわけではないが、だからと言ってそのような不法行為が許容されるわけではない。何らかの回復的方策が取られない限り、不正行為は非難され続け、その非

⁴⁶ Ben Russell, 'UK offers payout for victims of Basra raid', *Independent* (12/10/2005), p. 23.

難は緩和されることが無いだろう。この意味において、民間人犠牲者への補償が望まれるのみに止まらず必要とされている。補償に具体化されるような回復的正義の概念に基づく何らかの施策は国家による軍事力行使の正当性及び戦争における正義の実践を裏付ける。また、それ以上に重要なことは、補償を実施することが不正行為によって苦しめられた犠牲者にとって緊急の課題なのである。

本節では、正戦論の枠組みにおける民間人保護の限界を示すため、民間人犠牲者への補償について検討した。正戦論の問題は、民間人犠牲者への回復的正義について看過されている点にあると論じた。また、回復的正義の具体的なあり方の一つとしての補償の概念を組み合わせることにより、正戦論の限界を改善することかできるのか否かについて検討した。更に、改善のための方策が必ずしも正戦論の問題を完全に解決するわけではないことも論じた。その理由は、回復的正義の概念が補償の原則として正戦論の枠組みに組み込まれた場合、補償の原則は既に検討した政治・軍事目的のための恣意的操作や濫用のおそれを免れない点にある。

おわりに

本稿では、民間人保護という特定の問題に焦点を絞って正戦論を改訂する可能性を探究してきた。第一節では、正戦論の概観について考察し、またどのように正戦論が民間人保護と関連しているかについて検討した。第二節では、正戦論の枠組みにおいて民間人保護に係わる三つの原則に焦点を当て、正戦論において民間人保護がどのように行われるかについて批判的検討を行った。議論を通して、民間人保護における正戦論の主な問題点は、民間人保護のために用いられる原則の曖昧さにあり、その曖昧さは原則が柔軟に解釈及び適用できることから惹き起されることを示した。また、比例性の原則の曖昧さが政治・軍事目的の恣意的操作や濫用を許すおそれを持っているということを論じた。つまり、戦闘に付随的に生じかねない民間人の犠牲を防ぐための現行原則では不十分であることを示した。第三節では、正戦論の枠組みにおいて回復的正義に係わる議論がなされていない点において民間人保護における正戦論の限界があることを批判的に検討した。それは民間人犠牲者に与えた不正を看過している点にあり、回復的正義という概念を導入することにより限界を克服するための道筋を示した。民間人犠牲者への補償という概念を枠組みに組み込まない限り、正戦論は民間人保護の倫理的枠組みとして全く不十分である。更に、もし補償が正戦論の原則として組み込まれたとしても、慎重な適用がなされない限り、政治・軍事目的のために恣意的な操作や濫用が行われる可能性が残ることを論じた。

本稿において最も強調されるべき点は、以下にまとめることができる。(一) 正戦論は柔軟に解釈・適用でき、このことはある戦争の正・不正の判断において曖昧さを提示する。

(二) 正戦論における民間人保護の枠組みも例外ではなく、柔軟に解釈・適用でき、また曖昧さを含むが故に、容易に政治・軍事目的に利用されるおそれがある。(三) 民間人保護において正戦論に欠落しているのは民間人犠牲者への回復的正義の考慮であり、この点において正戦論の限界がある。(四) 回復的正義の概念を正戦論に組み込むことによって正戦論における民間人犠牲者の問題は多少なりとも緩和されることが見込まれる。それ故、正戦論の限界を克服するためには補償の原則を採用することが推奨される。(五) しかし、一旦補償

の原則が正戦論に組み込まれると、その原則は既に（二）で指摘したように、柔軟に解釈・適用され、また曖昧さを含むが故に容易に政治・軍事目的に利用されるおそれを避け得ない。以上五点である。

さて、ここまでの議論では、正戦論は民間人保護には使えない、若しくは逆に民間人の殺傷を正当化するための政治的道具に過ぎないという印象を与える向きがあるだろう。確かに、これらの点を指摘して正戦論は使えない枠組みであると切り捨てることは可能であり、非常に容易なことである。しかし、正戦論は民間人を殺傷することを必ずしも常に正当化するわけではない。一部の政策決定者や正戦論者が正戦論を政治目的のために利用することで軍事力による民間人の殺傷を正当化するというのがより正確であり、また問題の核心であると考えられる。

最後に、正戦論の建設的批判という文脈において民間人保護における正戦論を肯定的に評価するならば、正戦論は民間人保護のための規範的議論のための枠組みとして有効に利用することができることが挙げられよう。もし正戦論が戦争の禁止と抑制という本来の精神に則り、良心と善意とに基づいて運用される場合、正戦論は民間人保護のための枠組みとして有効に機能することが見込まれる。また、当事者達にそのように行為を促すことが期待される。その理由は、これまで論じてきたように、民間人の殺傷を正当化することが正戦論の第一義ではなく、民間人の殺傷を禁止・制限することにより民間人の保護を処方・推進することこそ正戦論の本義があるからである。正戦論では不正な戦争を完全に防止することはできないが、補償の原則を組み込むならば、その不正の度合いを減じることは可能となるというのが本稿の結論である。

方法論的プラグマティズム・多元主義・環境倫理学

アンドリュー・ライト（ジョージメイソン大学）著

斉藤健（北海道大学）訳

私は1992年に、「環境プラグマティズム (environmental pragmatism)」(Light 1993) と呼ばれる、環境倫理学における多元主義的立場 (pluralist position) を展開し始めた。私の試みは、象牙の塔を囲む壁の外に出て、ほとんど読まれることのない哲学研究誌を越えて、公共的領域の中に入っていくために、なぜ環境倫理学がよりプラグマティックな仕方で行われねばならないのかを擁護する標準的な議論を提示することであった。環境倫理学は公共的領域では、いかにして世界を改変し、世界に対する我々の関係を変更するのかに関する、活気に満ちた対話に貢献しうるのである¹。

この議論は部分的には、環境倫理学は分野として環境問題の解決に対してなしうる貢献をしていないし、環境史や環境社会学といった他の学問分野のように多大な効果をあげているような貢献をなしていないと感じている人もいるという不満に対する反応であった。例を二つ挙げよう。1980年代後半から1990年代前半にかけての環境論争と環境運動について、ウィリアム・クロノン (William Cronon) (歴史家) とロバート・ブラード (Robert Bullard) (社会学者) の多大な影響を考察してみる。クロノンの論文「原生自然の問題 (The Trouble with Wilderness)」(1995年) は、米国の国立公園および、1988年のイエローストーン大火の後を受けての原生自然管理の将来をめぐる論争を形成するのに非常に決定的であった。『アメリカ南部諸州の投棄問題 (Dumping in Dixie)』(1990) から始まるブラードの一連の研究は、初期の環境正義運動 (environmental justice movement) を記述しただけではなく、結果として、米国大統領ビル・クリントンの1994年2月大統領令の発布に積極的に貢献した。この大統領令は、少数民族と低所得者の住民に対する環境政策の効果を考慮することを命じたものである。現在、真に才能のある人々が環境倫理学の分野で研究しているが、一般社会において、少なくとも米国では、上記の例に匹敵する成果を我々は示せていないと思う²。

この環境倫理学者と他の環境専門家との成果の格差は、哲学一般の本質あるいは特にこの分野の哲学の本質に関して何かを反映しているのだろうか。環境倫理学者がある特定の事柄

¹ 同時に、プラグマティストの考えを環境哲学 (environmental philosophy) に注入することを記述するために、「環境プラグマティズム」という用語を他の誰も使用していなかった。しかしブライアン・ノートン (Bryan Norton) のような人物は自分たちの見解を「広義にプラグマティック (broadly pragmatic)」(Norton 1991, x) であると記述していたし、アンソニー・ウェストン (Anthony Weston) のような人物はジョン・デューイ (John Dewey) のような典型的なプラグマティストの思想を環境倫理学へ注入した役割を記述していた (Weston 1985)。1996年までにエリック・カツ (Eric Katz) と私は、彼らおよびその他の人々の研究を集めて、『環境プラグマティズム (Environmental Pragmatism)』という表題の著作を編集し、この分野で発生している思想上の学派のようなものを大々的に取り上げた。

² 恣意的な区別だと思える人がいるかもしれないが、我々は、動物の福祉と農業倫理を研究している人々による規制機構と擁護団体への比較的多大なレベルの影響を指摘できる。ピーター・シンガー (Peter Singer)、トム・リーガン (Tom Regan)、バーナード・ローリン (Bernard Rollin)、ポール・トンプソン (Paul Thompson) の研究は特に傑出している。しかしながら、注意しなければならないのは、これらの分野を研究している人々は一般には、多くの環境倫理学者と同じ出発点から研究しているわけではない、ということだ。

に執着していることに関係しているというのが私の見解である。その執着は、哲学研究一般で広く見られる傾向によって部分的には影響を受けてきたかもしれないものである。どのようにして環境倫理学が今日ようになったのかという説明に関係なく、興味深く、教育と探求に価値のあるような、純粹に理論的な環境問題は多い。だがもし、結局のところ、少なくともこの分野で研究している人々が、実際に環境問題の解決に貢献できないならば、環境倫理学はそれに内在する約束だと私が考えることを果たしてはいないのである。その約束とは、応用倫理学の他の諸分野が行っていることであって、当該領域に関連する決定・行動・政策・優先順位についての道徳的性質を改善することである。

その約束の重要性は、環境問題のすべてでないにしてもその多くが、様々な仕方で記述されうる道徳的次元をもつという事実を認識しさえすれば理解できる。環境問題についての公共的議論が道徳的次元に注意しないならば、それらは、その生態学的次元を無視する場合と同様に不十分であろう。生態学的次元を無視することは明らかに受け入れられないであろうが、環境倫理学者がより広い環境共同体への関連性を論証するという良い仕事をしない限り、道徳的次元に注意しないことはありうることである。アナロジーに訴えると、もし環境倫理学者が政策あるいは弁護の過程を何も提示できないならば、医師や政策立案者や患者への役に立つ提案が何もないという医療倫理学が辿りえたかもしれない別の歴史と同じようになるであろう。人間の健康の領域が明らかに実質的で緊急で重大な道徳的問題を含むのならば、これらの根本的な問題に従事する確かな能力のない医療倫理学は、ある種の知的失敗あるいは道徳的失敗を示すことであろう。

しかしながら、環境倫理学で最も重要な第一世代の思想家の多くは、この学問領域がその潜在能力に見合ったかたちで行われていないという見解を共有していない。J. ベアード・キャリコット (J. Baird Callicott 1995, 2002) は以下のように論じた。環境倫理学は次の条件を満たすことによって、哲学と環境活動の一分野としてその約束を果たす。それは、環境倫理学が、環境に対する人間の世界観のオルタナティブを提供するか、あるいは、道徳的な認識あるいは義務を保証するある種の非道具的あるいは内在的な価値をなぜ自然（生態系、種あるいはもっと大きなもの）がもっているかについての理論を洗練させるか、いずれかのプロジェクトに集中しているという条件である。しかし、キャリコットのような人物が、いかにして環境倫理学者が、そのような研究を使って環境活動家組織または公共政策過程に影響を与えてきたかについて事例を指摘できる一方で、環境倫理学に対するこのアプローチは限定されすぎている (Light and de-Shalit 2003 における議論を参照)、あるいは、その結果が環境の弁護者たちの仕事にとっておおよそ取るに足らない、と信じるのに十分な理由がある。というのは、環境倫理学の多くの研究が、自然の人間非中心主義的 (nonanthropocentric) で内在的な価値に対する道徳的基礎のような論点をめぐり、プロの環境倫理学者の間で繰り広げられている内輪の論争に携わることをずっと目指しているからである。最近いくつかの重要な前進があったが、伝統的には、環境倫理学の研究文献は、環境資源管理者や政策立案者にとってほとんどがあまり役に立っていない。法律と政策という社会的領域は必然的に、そうした論争において通常は考慮されない人間の関心に訴えざるをえないからである（これは

以下で説明する)³。

私は自分の立場を「方法論的環境プラグマティズム (methodological environmental pragmatism)」と呼んでいる。この見解は、私の多元主義的傾向を共有するが、「プラグマティスト」というラベルを受け入れたくない他の環境倫理学者にも開かれている見解だと思う。私がここで行いたいのは、私が展開した形の環境プラグマティズムを手短かに擁護し、特に多元主義的な利点と考えられる点を明確にしてから、その立場が非プラグマティスト (non-pragmatist) でも使用できる道具であることを示しつつ、その発展を見込んで二つの可能な問題を探究することである。

1. 方法論的環境プラグマティズム

環境倫理学における方法論的環境プラグマティズムの位置を理解するために、我々はまず、それが環境倫理学において進行中である諸論争のどこに入るのかを理解しなければならない。それでは環境倫理学とは何か。後に説明するように、環境倫理学とは何か、そして環境倫理学者の願望を理解する仕方はたくさんある。だが私は環境倫理学を次のように理解している。環境倫理学は、非人間的環境 (non-human environment) の保護 (protection)・保存 (preservation)・回復 (restoration) のための道徳的根拠を確かめ、明確化し、人間と非人間的自然界との関係をできれば双方の利益のために改善する、といった中心的論点に向けられている、応用倫理学あるいは応用哲学の分野である。

環境倫理学に関して第一に興味深いことは、応用倫理学の他分野、例えば医療倫理学とは違って、環境倫理学は概して、倫理学的「拡張主義 (extensionism)」の形で発展してこなかったことである。この意味の拡張主義はまさに、倫理学史の様々な伝統から始まる様々な哲学者たちを意味する。例えば、功利主義、カント的義務論的倫理学、徳倫理学、様々な形態の原理主義、フェミニズム等々が挙げられる。そして拡張主義の哲学者たちは、これらの伝統のどれかの資産を、医療や身体的健康、医師患者関係、または医療制度における他の職業に関わる倫理的問題に適用する。これとは対照的に、環境倫理学は、非人間的な自然的存在者 (non-human natural entities) の直接的な道徳的考察に対する、哲学的に特有の新たな基礎を確立しようとする試みとしてむしろ進化してきた。その存在者は、環境論争の中心にあるもの、例えば絶滅危惧種・生態系・他の大規模な環境プロセスなどのことである。道徳的認識のためのこの新しい基礎に対するベースは、このような集合的な自然的存在者が、ある水準の道徳的考慮を保証する何らかの形の本質的、内在的あるいは非道具的な価値をもつという議論に徹底的に基づいている。結果としてこの分野は、功利主義とカント主義者などとの間の論争に支配されてこなかったが、それに気づくのは興味深いことだが、動物福祉 (animal welfare) の分野を含めて、我々が通常他の応用倫理学の分野で見るとは非常に異なる区分の集まりに従って支配されてきた (Light and McKenna 2004 を参照)。

³ 私はここではこの問題に立ち入るつもりはないのだが、「環境プラグマティズム」の意味を理解する別の仕方がある。それは即ち、ジョン・デューイ、ウィリアム・ジェイムズ (William James)、チャールズ・ピアース (Charles Peirce) といった典型的な歴史的プラグマティストに源を発する見解を、環境問題に拡張することである。私が他の場所 (Light 2004) で論じた理由のために、私はこれが、環境倫理学の分野を再設定するために役立つ道だとは思わない。

これらの区分のうちで最初のかつ最重要なものは「人間中心主義」の拒否に関わる。ティム・ヘイワード (Tim Hayward) は倫理学的人間中心主義を次の見解として定義した。即ちそれは、「他の存在〔もしくは環境〕の関心ではなく、人間の関心に、独占的な考慮あるいは恣意的に優先する考慮」(1997, 51) を与えるような態度や価値や実践を優先する見解である。初期の多くの環境倫理学者は、もし環境倫理が倫理学の卓越した分野になろうとするならば、環境倫理は倫理学史における人間中心主義の流行を必ず拒否しなければならない、ということを出発点として主張していた。ヘイワードの定義を使うと、このことは、倫理学が人間の責務 (obligations)・義務 (duties)・権利の提供だけに制限されるべきであって、それによって、非人間や種や生態系の関心と定められうるどんなものよりも道德の観点からあらゆる人間の関心を優先する、という主張の拒絶に相当する。

この分野でプロの哲学者によって出版された最初の諸論文 (例えば、アルネ・ネス (Arne Naess)、ホームズ・ロルストン三世 (Holmes Rolston III)、リチャード・ルートリー (Richard Routley (後の Sylvan))、ヴァル・ルートリー (Val Routley (後の Plumwood))、ピーター・シンガー (Peter Singer) による 1970 年代初頭の画期的な諸論文) では、ある形態の人間中心主義が、たとえそのような名前でも明示的にラベル付けされていなかったとしても、しばしば標的になった。用語法はどうか、人間中心主義的な道德の見解が環境活動家の検討課題とも環境倫理学の発展とも対立していたという仮定は、どの環境倫理にとっても自然な出発点だとおおよそ想定されていた。この仮定は非常に普及していたので、しばしば十分に弁護されてこなかった。それは、ゲイリー・ヴァルナー (Gary Varner) が「環境倫理学の二つのドグマ (two dogmas of environmental ethics)」(1998, 142) と呼ぶもの的一方になった。この立場はいまだに、今日の多くの環境倫理学者によっておおよそ受け入れられている。さらに、人間中心主義が何を意味し、従って、人間中心主義の克服に何が伴うかについての考えはしばしば、この立場について非常に狭く当てにならない定義に依存していた。人間中心主義は、容易にもしくは必然的に自然破壊に導く価値形態と同等であるとみなされていたのである。

当時の環境倫理学者における最初の分裂は、人間中心主義の拒否を環境倫理学の独自の領域を確立するために必要な前提条件として受け入れる人々と、この立場を受け入れない人々との分裂であった。後者は、「より弱い」形 (“weaker” forms) の人間中心主義——例えば、自然に対して単なる資源価値ではなく人間に基づく価値を容認する立場——が、環境についての適切な倫理を生み出すのに十分であると論じていた (この論争の初期の記述については例えば Norton 1984 を参照)。環境倫理が人間中心主義の拒否から始まるべきであったならば、次の段階は、人間非中心主義の観点から非人間の価値の記述あるいは非人間的自然界の記述を提示することであろう。上述のように、この形式の価値の望ましい記述は一般に、何らかの形式の内在的価値として、あるいは少なくとも非道具的価値として、非人間あるいは生態系が、認識を要求するある種の価値をそれ自体で自らの内に所有していることを含意すると考えられてきた。

しかしながら、前に示唆したように、これらの説明の多くで好まれる価値形式は、多元主義というよりはむしろある形式の一元論 (monism) であった。環境倫理学における一元論者は一般に、価値づけの単体系 (single scheme of valuation) が我々の様々な義務と責務を環

環境倫理に位置づける必要があると論じる（例えば Callicott 1990 を参照）。このことが意味するのは、一つの倫理的枠組みが、完全な環境倫理に含まれる道徳的関心の様々な対象（他人、他の動物、生命体（living organisms）、生態系、種、そして地球自体も）の範囲をカバーしなければならない、ということであろう。このような見解は、これらの対象に対する責務そしてそれらの対象間の責務の衝突をめぐる論争を決着させるためのきれいな方法論を生み出す利点をもつであろう。一方でその見解は、人間非中心主義的環境倫理が、その射程として、直接的な道徳的考慮可能性を人間だけに認める伝統的倫理よりも、道徳的考慮について競合する多くの主張をもっているから、それ自体非常に悩ましい問題ももっている。人間非中心主義的環境倫理に関して、責務の衝突は、人間の間だけではなく、人間と非人間、人間と種、生態系、等々の間にもありうるのである。

多元主義者は、こうした対象範囲をカバーする単一の倫理学理論を我々はもちえないと反論する。その理由は、自然における価値の源泉はあまりにも多様であるから単一の理論で説明されないからであるか、あるいは、我々がそこで人間と自然の両方と多様な倫理的関係を結んでいる多数の文脈が、我々の道徳的責務を果たすために複数のアプローチを要求するからである（例えば Brennan 1998 and 1992 を参照）。従って、アンドリュー・ブレナン（Andrew Brennan）にとっては、「我々の行為を究極的に支配する、ただ一つの価値形式に関する原理の集合は存在しない」（1992, p.6）のである⁴。

人間非中心主義ほどドグマではないが、道徳一元論をめぐる議論は、とりわけ環境倫理学における理論と実践の関係についての論点をめぐって、この分野の進化を後押しし続けている。例えば、多元主義をめぐる論争は、環境の福祉（welfare of the environment）に関する訴えがいかにして特定の状況における道徳哲学の他の論点と折り合うのかという問題を提起する。生態系の価値に対する潜在的な危害についての大部分ではないにしても多くの事例は、独立した人間中心的な道徳的理由のために反対されうる人間共同体に対する道徳的危険の事例でもある。環境正義についての文献、特に、少数民族の共同体がしばしば環境的危険（例えば有毒廃棄物への曝露）の不公平な重荷に耐えているという懸念は、人間の健康と幸福に関する懸念を環境保護に結びつけることに基づいている。真に多元主義的な環境倫理なら、有毒廃棄物集積場による少数民族共同体の利益への危害に対する主張が、集積場によって生態系に対してなされる危害を記述するような同じ価値体系に基づきうるかどうかについて、ひどく気にかけることはないであろう。多元主義的倫理は、集積場と戦うために広く連携する目的で、両立可能な別の言葉で生態系と人間共同体に対する危害を記述しやすいであろう。

この人間非中心主義と一元論への両方の傾向を考察する点で言及されうる今日の環境倫理学には多くの問題がある。しかし私は、これらの問題はおそらく、目下のところ哲学的というよりもむしろ実践的であると思っている。というのも、たとえこの分野で支配的な人間非中心主義的伝統に対する反対者が何人かいるとしても、一層重要なのは、天然資源管理の世界が、他の多くの人間がそうするように、自然の価値評価に対して圧倒的に人間中心主義的で多元主義的なアプローチをとることが広く認められている、という考察だからである。結

⁴ このような主張によってキャリコットは多元主義者を道徳相対主義だと非難した。私は Light 2003 でこの懸念に答えた。

局、このことが正しくないならば、なぜ環境活動家たちは人間中心主義にそれほど関心を寄せるのであろうか。以前の多くの環境倫理学者は、そのような人間中心主義的考察から出来る環境保護のための理由を説明することに興味がなかったから、この分野は全体として不幸にも、環境政策をめぐる現実の論争に実質的な影響を与えることができなかったのである。

この文脈において私は、方法論的形式をもつ環境プラグマティズムを展開し始めたのである。この問題に関して私の出発点は、環境倫理学者たちに次のことを想起させることであった。即ち彼らは、哲学共同体の一部であることに加えて、他の共同体つまり環境共同体の一部でもある、ということである。この関係は決して明らかではなかったが、この分野は、環境活動家のはっきりと意図した共同体ではないにしても、少なくとも環境問題に関して進行中の対話の一部であり続けている。よりプラグマティックな環境倫理学を創造する駆動力は、環境問題の解決に積極的に参与する欲求によって動機づけられるだけでなく、いわば環境活動家の共同体の間で我々の哲学的目標を掲げようとする欲求にも動機づけられている。

環境倫理学者はいかにして環境共同体によりよく役立ちうるのだろうか。方法論的プラグマティストにとってその回答は次の認識において始まる。即ち、哲学がより広い共同体で役立ちうるならば、哲学はその共同体の複数の利害が理論家の扱う哲学的問題を決定する手助けができなければならない、という認識である。このことは、私の意味するプラグマティックな哲学者が必ずしも、彼女自身の研究のための問題として所与の共同体に関わる問題をすべて見出す、ということの意味しない。また、顧客の有罪あるいは無罪を調べない雇われ弁護士のように、彼女が問題を分析する前に自分の結論を仮定する、ということも意味しない。それが意味するのはただ、プラグマティックな哲学者の研究の公正な記述は、共同体に対する利害問題を調査して、彼らの共同体の外部にある人々つまり一般大衆に対して、この問題についてその共同体の政策提言を明確化することである。より限定された共同体からより広い公衆に向けてこれらの問題点を明確にすることは、公衆を説得するのによりよい位置にいるという戦略的理由で、公衆の道徳的直観に近い言葉でなされるべきである。これによって要求されるのは「道徳的翻訳」の一形式であり、それによって、環境活動家のより小さい共同体の利害は、より広い公共的な場で表現される様々な道徳的直観に対応する一定範囲の訴えに翻訳されるのである。我々は、この翻訳の仕事を、方法論的にプラグマティックな環境倫理学の「公共的任務」と考えることができる。それは、必然的に多元主義的なプロジェクトであって、環境共同体で考慮される利害を、可能な限り広い道徳的訴えの集まりとして明確化しようとするものである（Light 2003 を参照）。

多元主義的でプラグマティックな環境倫理学は、自然の価値についての論争あるいは一連の論争の単なる記述に（自然の権利に対する主張と同じくらい強い何かについての確実な基礎を正当化した記述にさえも）留まるものではないだろう。公共的な環境倫理にはさらなる問題がある。今日の大抵の環境倫理学者の哲学的研究を支配する自然の価値の人間非中心主義的な記述は、多くの人間の圧倒的な倫理的人間中心主義を考慮に入れる自然に関する彼らの道徳的態度を変えるように大抵の人々を動機づけるのに成功しそうかどうか、という問題である（Kempton et al. 1997 のような研究によって広く論証されている。それが示すのは、環境を保護するための最も強制力のある理由として、多くの人々が人類の将来の世代に対し

て責務を負っているということである)。公共的な環境倫理学はそれ自体、自然の価値に関する弱いあるいは啓蒙された (weak or enlightened) 人間中心主義を受け入れなければならないか (例えば、美的理由のためか、あるいは将来の世代に対する我々の責務を果たす一つの仕方として、自然が価値をもっていると論じる)、あるいは、多元主義を支持しなければならないか、いずれかであろう。この多元主義は、一層道徳的に責任のある環境政策に対するより広い公共的支援を達成するのを手助けするために、人間非中心主義的な言葉で常に記述するというよりは、むしろ人間中心的な言葉で自然の価値をときとして記述する可能性を、実際にはその必要性を認めるものである。

しかしながらここでプラグマティズムに訴えるのは方法論的にすぎない。だから、このアプローチは、環境倫理学者が、人間非中心主義的な自然の価値の存在をめぐる多様な哲学的論争や、これらの論争についての彼らの立場を放棄すべきであるとは主張しない。このような研究は、環境倫理学者にとってのより純粋な他の哲学的任務と同様に、続けるべきである。しかし、この方法論に従うことを選ぶ倫理学者は、公共的任務も同様に受け入れなければならない。この公共的任務が要求するのは、彼らが、人間非中心主義的アプローチを通して自然の価値に関する自分たちの見解に到達したときでも、必要なときは、政策立案者と一般大衆 (general public) を道徳的に十分に動機づけるような言葉で、自然の価値に関する哲学的見解を道徳的に翻訳することを厭わないことである。

他の研究 (Light 2002) において私は、そのような「二つの任務」のアプローチ (“two task” approach) がどのようなものかについてさらに詳細を提示した。私がここで注意したいのは、この戦略は、倫理学者がときとして自分の見解を公衆により響き渡る言語に翻訳するように求めるものだが、それは、環境政策の目的への収束が達成された場合に初めて保証される、ということである。即ち、環境倫理学者の間と同様、様々な陣営の環境活動家の間での見解の優勢が、例えば地球温暖化を引き起こす温室効果ガスの排出を制限する国際的合意を作り上げる必要性のような、同じ目的に収束した場合、哲学者の公共的任務は、その目的を受容するように非環境活動家を最も効果的に動機づける道徳的議論を明確化することである (なぜこのような収束が実際にしばしば起こるのかについての良い説明として Norton 1991 を参照)。経験的には、このことは多くの論点で、弱い人間中心主義的議論を作ることになるであろう。しかし、人間非中心主義的主張も同様により魅力的である場合もあろうと想像もできる。何が最も魅力的かは経験的な問いである。しかしながら収束が達成されなかった場合、この道徳的翻訳の公共的任務は保証されない。それらの状況の下で我々は、環境倫理学者のより伝統的な哲学的任務をもって、我々の形態の環境的「第一哲学」 (environmental “first philosophy”) を続けなければならない。この第一哲学は、非人間的自然の倫理的考察のために最も説得力があり擁護可能な道徳的基礎を考え出そうと試みるものである。

このアプローチには補うべき詳細が他にもたくさんある。私は寛大な読者が別の場所で十分な擁護と解明を与えてくれることを信じる。しかし、ごく最近の例を挙げると、英国の福音派 (evangelicals) とアメリカの科学者の連携が最近、米国のブッシュ政権に気候変動をより真剣に考慮するように勧める努力を支援するように、米国の福音派の少なくともある種の

方法論的プラグマティズムに従事している何人かの人物を説得し始めたという例がある。第一に彼らは、温室効果ガス規制に関する国際条約の必要性についての諸見解の収束を（そしてもちろんこれらの見解の背後にある科学も）認識していた。第二に彼らはこの収束を行動への保証とみなしていた。第三に彼らはそのような合意のための理由をキリスト教原理主義の言語に翻訳した。最後に彼らは自分たちが標的とする聴衆（アメリカ福音派）にこれらの理由を明確化する説得力のある方法を見出した。この方法は機能した。いまやアメリカ福音派のしっかりした共同体が、地球温暖化に関して何か行うようにブッシュ政権に働きかけ、彼らの個人消費活動も変えている（Eilperin 2007 を参照）。この運動に従事している人々が皆、例えば、キリスト教の神が我々に地球の良き信託者（good stewards）であるように命じたという主張を信じているわけではないし、このことは我々がいかにして地球温暖化の脅威について考えるべきかに対して含意をもつわけでもない。けれども実際、そうした人物は、自分たちの中心的任務が、環境保護のための倫理的理由の工具箱（必然的に、多様な聴衆に訴えることのできる多くの理由という多元主義者の工具箱）を開け、気候変動について包括的合意の目的を、ブッシュ政権がこの問題を真剣に取り上げるように働きかけるのにとりわけ重要だと彼らが信じていた聴衆の道徳的言語に翻訳することだということを知っていた。この戦術は正しいことが証明された。たとえブッシュ政権が政権末期に京都議定書への批准に同意しなかったとしても、少なくとも人為的な地球温暖化についての科学的合意を認めていた。おそらくもっと重要なのは、共和党が一般に、政府はもはやこの問題を見做すことができないし、気候変動への懐疑主義にしがみつくとはいえないと認めていたことである。我々はいまや少なくとも、これまでよりもこの危機的な問題について一層生産的な論争を米国で前進させる機会を有している。

次に私は、この分野におけるより伝統的な人間非中心主義的出発点から始める人々、特に環境の価値を評価するための単一の道徳的基礎を見つける希望にしがみつくとはいえない人々によって、この見解の受容を妨げうる二つの論点を取り上げる。

2. 我々は常に我々のほしいものを手に入れることができるのか？

私を取り上げたい第一の論点は「漸進主義（incrementalism）」の問題と呼びうるものである。環境倫理学についての私のプラグマティズムの形態は、哲学的理念を公共政策の問題に適用するに際して「すべてか無か」というアプローチ（“all or nothing” approaches）には従わない。方法論的プラグマティストは、自然についての単一の人間非中心主義的な道徳的価値を十全に受容することが、環境政策の最良の目的を達成するために認められねばならない、ということを実証しない。例えば、この見解においては、人々が人間の自己利害に関わる理由（例えばこの問題に適用される何らかの形態の予防原則）に基づいて絶滅危惧種の保護のためのより強い法律を支持すること、そして、トレードオフが必ずしも種の消滅に導かない限りそれらの目的を達成する見地から我々がこのトレードオフを受容せざるをえない場合もあるということは、全く申し分ないことになる。

さらに声高な人間非中心主義的立場をとる人々は最初はこの立場に賛成しないかもしれない。この分野の創始以来、多くの重要な理論家が次のように論じた。即ち、長期の環境保護

は、自然における特殊な経験を通して一般に達成される、環境意識のより広範囲な変革を通じて初めて達成されるであろう、と論じた。例えば、最初の人間非中心主義的理論の一つ、つまりディープエコロジー (deep ecology) は、崇高な調和 (sublime proportions) という改宗経験を必要とするものとして、アメリカの支持者たちによって広まった。

ディープエコロジーを支持する大抵の人々は、事実上、常にではないにしても通常、彼らが、自分たちの自己・故郷・家族・特殊な属性よりも大きい、個体としての何かとつながっている、という感情をもっていた。この感情はしばしば「大洋性 (oceanic)」と呼ばれている。というのも、多くの人々がその感情を大洋の上にいるときにもつからである。その一体感がなければ、人々はディープエコロジーに関わり合うように容易に引き付けられることはない (Devall and Session 1985, p.76)。

このような見解によって含意されることは、環境の持続可能性 (environmental sustainability) を達成するための必要条件は、非常に多くの人々が、いかにして彼らの世界経験を秩序立て、世界を価値づけるかという点において、ある種の根本的変革を成し遂げることである、というものだ。そのような見解に固執することは、多元主義的でプラグマティックな私の方法論と両立可能であろうか。

明らかに両立可能ではない。しかし、私が明確化しようと試みている見解は単にプラグマティズムの方法論的形式なのであって、プラグマティズムの特定の歴史的学派に固執する見解ではないのだから、おそらく献身的なディープエコロジストでも、公共政策の問題に直面しているときには、彼らの核になる原則にしがみつくと同時に、このプラグマティストの方法論を支持しうるのである。たとえディープエコロジストが、環境意識の変革によって彼らが望む変化はずっと長い期間がかかると見込んだとしても、彼女は、現行の政治体制あるいは経済体制と両立可能で実行可能な政策上の解決策を準備できると同時に、準備すべきであろう。このことは、プラグマティックな環境倫理学者が、現行の構造に対するオルタナティブを弁護する任務について、そして資源再配分の論争におけるそうした選択肢の追求について断念する、ということではない。それが意味するのはただ、その立場が要求するのは、少なくとも我々のプラグマティックな意図との整合性のために、我々は、当座において現行の世界観と整合的なよりよい公共政策を提唱するために、我々の望む長期のさらに野心的な目的を明確化する際に、そのような根本的な変化に依存しない、ということである。

いかにして環境倫理学者が、根本的な世界観を変えたいという願望を、達成可能な政策提言を行う必要性和調停させることに取り組めるかについて、一つ提案をさせてほしい。私のアプローチによって示唆されるように、私の見解はこうだ。プラグマティックな哲学は結局、よりよい政策を創り出すための議論に従事しているならば、我々の民主的社会では、公衆の前で、そしておそらく場合によっては政策立案者の前でもその問題を議論する用意がなければならないという見解である。このことは、いかにプラグマティックな議論の創造に対して重要な説得がなされるのかという問題を持ち出す公衆へどのように訴えるべきかについて、重大な問題を提起する。

哲学はすべてある意味で説得に関するものであるが、我々自身を修辞家と区別するために（私はそうだが、我々がそのような区別に関心があるならば）、よい議論と見なされるものに対して多少なりとも合意された（そして改訂可能な）基準がある場合、我々はある形式の議論を通して説得することに留まらなければならない。しかしプラグマティックな哲学者は他の哲学者たちを説得することだけに関心をもっているわけでない。彼女は、直接的に（公衆が次に政策立案者に影響を与えることを見込んで）、あるいは、世論を形成する手助けをする政策立案者に訴えることによって間接的に、公衆を説得することにも関心がある。公共哲学の仕事は、内輪の哲学的議論のためだけではなく、より広い場を目指している。しかし、私が前に示唆したように、このような任務は、何が公衆・政策立案者・あるいはその両方を行動に移させるように動機づけるのかという問いに対して何らかの注意を必要とする。我々の障壁は、抽象的に考えられた妥当性（validity）と健全性（soundness）についての伝統的な哲学的基準よりも高い。というのは、我々が仮定的な哲学的枠組みとは異なる文脈で哲学を政策に向けることになるならば、我々は聴衆が行動するように動機づける議論もしなければならぬからである。我々はここで倫理的で政策的な事柄を扱っているのだから、私のようなプラグマティックな哲学者にとっての問いは、我々がプラグマティックな議論を形成する際に道徳的動機づけの問題にどのくらい専心しなければならないかである。

我々は、道徳的動機づけの問題はプラグマティックな哲学には常に重大であるということに同意するならば、再度、ある形式の多元主義を取り入れる用意がなければならない。この多元主義によって我々は、いくつかの形態の枠組みにおいて仮定されうる理論的な一元論に関与せずに、議論に際してある範囲の概念枠組みから選び出すことができる。その理由はこうだ。我々は、聴衆の概念枠組みに訴えるような議論を行う必要がある一方で、上述の気候変動の事例で例証された（と思うが）ように、これらの枠組みが聴衆ごとに異なりうることを認めなくてはならない。

3. 我々は誰のために語っているのか？

この漸進主義の問題は、環境倫理学のプラグマティックで多元主義的な形態に関する第二の論点へ私を導く。この論点を「包含（inclusion）」の問題と呼ぼう。このことによって私は、あらゆる声は何らかの社会的・政治的・文化的な機関において考慮されることを確かめるといふ一般的問題を意味するのではなく、むしろ我々のプラグマティックな形式の公共哲学が役に立つと想定されている共同体をいかにして我々が定義すべきかという問題を意味するのである。私が先に次のように言ったことを思い出してほしい。即ち、環境倫理学における方法論的プラグマティズムの私の形態に対する保証は、環境に関する公共政策の目的についての、環境共同体における多様な声の中でのある種の合意であって、たとえ彼らがそれらの目的を追求するための理由に関して意見を異にしても、そうなのである。しかしたとえこのような見解に長所があったとしても、それは、「環境共同体」の境界がきちんと定義できないという明白な批判に悩まされる。結局、誰が環境活動家とみなされるのか。

不幸にも、このような問いには、あまり拒絶しにくいようなただ一つの回答があるように思われる。つまり、自分自身を環境活動家と呼ぶ人が環境活動家である、という回答である。

これは表面上満足のかないものだが、他の選択肢はもっと悪い。環境活動家は、自然界に対する特殊な感知能力をもつ人々だけであると論じることでもできよう。しかし明らかに、多元主義者が認めるように、自然界を適正に感知する多くの方法があるだけでなく、その感知能力を表現する多くの方法も存在するのであって、単一の方法では不十分であると思われる。我々が環境に関する感知能力を例えば「精神的なもの (spiritual)」と特徴づけようとするならば、この言葉を我々の人生において有意味だと認めない人々には実際には環境活動家ではない、という主張を我々は進んで支持するであろうか。環境活動家は、環境が彼らの人生において一番か二番に重要な優先順位をもつとランクづける人々だけである、と論じることでもできよう。しかし我々はいかにしてそのような優先順位を測るのであるか。木々が切り倒されないようにするために、ブルドーザーの前で横になったり、何年も林に腰を下ろしていたりすることにコミットしている人々だけが、実際に環境活動家である人たちだ、ということは成り立つのか。これが本当ならば、私は環境活動家ではない、もしくは、私は環境に関する本当の責任をまだ果たしていないことになる。あるいは、ある特定の環境政策あるいは環境政策群に固執することによって、人は環境活動家になるものであると論じることでもできよう。しかし確かに政策への固執は意見の不一致の種になりうるし、政策は時間を経るにつれて変化する。そこで、あなたが環境活動家であると言うならあなたは環境活動家であるという回答に人々がしがみつくのももっともであろう。

プラグマティックな哲学者にとって、そのような考察の結果はこうなる。即ち、人々が応答する環境活動家の共同体は、自分たちを自己記述的な環境組織に組織化する人々に、もしくは、彼らの環境主義を何らかの公共的プロセスを通じて知らせる人々に、事実上制限されねばならないであろう、と思われる。さらに主流に近い環境倫理学者は、環境哲学のより公共的な任務に従事するときに、そのような見解を、私の形式の方法論的プラグマティズムを使用する条件として受け入れるであろうか。

ここで我々はまたもやいくつかの問題に突き当たる。例えば、上述の議論から予想できることだが、多数の人間が人間中心主義の見地から思考する世界では長期的な環境的持続可能性は不可能だ、と論じる環境倫理学者もいるであろう。しかし、有益な環境政策は実際、環境政策における信託者倫理 (stewardship ethic) への広範な訴えのように、自然的価値という人間中心的概念に基づいてきた、ということを示唆する多くの経験的証拠が現実にある。従って我々は、環境政策を人間中心主義の根拠に専ら基づける功利性に関して用心できる一方で、経験的証拠だけによって、人間中心主義的な議論をことごとく拒絶してしまわないための十分な理由があることが示唆されるし、そしてそれだけによって、ある形式の人間非中心主義的な全体論 (holism) を単に産み出すことによって、我々が一層公共に携わる環境倫理学に決して到達できないと想定するための十分な理由もあることが示唆されるであろう。

結びにかえて

漸進主義の問題と包含の問題を考察した際に、公共に携わる多元主義的でプラグマティックな哲学がいかにして機能しうるか、また、私の方法論的プラグマティズムの問題のいくつかがいかにして解決されうるかを示せたものと思う。私はたしかに、環境問題の道徳的次元

に従事する人々が全てこのプラグマティックなモデルに従わなければならないということを提案するつもりは決してない。私はそれは、ある特定の公共政策のある特定の問題に対して哲学的回答が必要とされる特殊な状況において初めて保証される、と思う。その回答が必要とされる場合、我々が重要な公共的役割をもちうる、さらに広い多元的な共同体を上手に切り分けるために、我々の哲学的実践を変革することを我々は十分に考慮するであろう。

参考文献

- Brennan, A. 1988. *Thinking about nature*. Athens, GA: University of Georgia Press.
- Brennan, A. 1992. "Moral pluralism and the environment." *Environmental Values*, 1, 15-33.
- Bullard, R. 1990. *Dumping in Dixie*. Boulder, CO: Westview Press.
- Callicott, J. B. 1990. "The case against moral pluralism." *Environmental Ethics*, 12, 99-124.
- Callicott, J. B. 1995. "Environmental Philosophy is Environmental Activism: The Most Radical and Effective Kind." In Marietta and Embree (eds.) *Environmental Philosophy and Environmental Activism*. Lanham, MD: Rowman and Littlefield Publishers, 19-36.
- Callicott, J. B. 1997. "Fallacious Fallacies and Nonsolutions: Comment on Kristin Shrader Frechette's 'Ecological risk assessment and ecosystem Health: Fallacies and Solutions.'" *Ecosystem Health* 3: 133-135.
- Callicott, J. B. 2002. "The Pragmatic Power and Promise of Theoretical Environmental Ethics." *Environmental Values* 11: 3-26.
- Cronon, W. 1995. "The Trouble with Wilderness." In *Uncommon Ground: Toward Reinventing Nature*, W. Cronon (ed.). New York: W.W. Norton and Company.
- Devall, B. and G. Sessions. 1985. *Deep Ecology: Living as if Nature Mattered*. Salt Lake City: Peregrine Smith Books.
- Eilperin, J. 2007. "Warming Draws Evangelicals into Environmentalists Fold." *The Washington Post* 8 August, A1.
- de-Shalit, A. 1995. *Why Posterity Matters*. London: Routledge.
- Hayward, T. 1997. "Anthropocentrism: A Misunderstood Problem." *Environmental Values* 6: 49-63.
- Kempton, W., J. Boster and J. Hartley. 1997. *Environmental Values in American Culture*. Cambridge, MA: The MIT Press.
- Light, A. 1993. "Environmental Pragmatism and Valuation in Nature." In *Human Ecology: Crossing Boundaries*, ed. Scott Wright. Fort Collins: Society for Human Ecology, pp. 23-30.
- Light, A. 2002. "Taking Environmental Ethics Public." In *Environmental Ethics: What Really Matters? What Really Works?*, eds. D. Schmidtz and E. Willott. Oxford: Oxford University Press, pp. 556-566.
- Light, A. 2003. "The Case for a Practical Pluralism." In *Environmental Ethics: An Anthology*, eds. A. Light and H. Rolston III. Cambridge, MA: Blackwell Publishers, pp. 229-247.
- Light, A. 2004. "Methodological Pragmatism, Animal Welfare, and Hunting." In *Animal Pragmatism*, eds. E. McKenna and A. Light. Bloomington: Indiana University Press, pp. 119-139.
- Light, A. and A. de-Shalit. 2003. "Environmental Ethics: Whose Philosophy? Which Practice?" In *Moral and Political Reasoning in Environmental Practice*, eds. A. Light and A. de Shalit. Cambridge, MA: The MIT Press, pp. 1-27.
- Light, A. and E. McKenna. 2004. "Pragmatism and the Future of Human-Nonhuman Relationships." In *Animal Pragmatism*, eds. E. McKenna and A. Light. Bloomington: Indiana University Press, pp. 1-18.
- Norton, B. G. 1984. "Environmental Ethics and Weak Anthropocentrism." *Environmental Ethics* 6: 131-148.
- Norton, B. G. 1991. *Toward Unity Among Environmentalists*. Oxford: Oxford University Press.
- Varner, G. 1998. *In Nature's Interests*. Oxford: Oxford University Press.
- Weston, A. 1985. "Beyond Intrinsic Value: Pragmatism in Environmental Ethics." *Environmental Ethics* 7.

第3回応用倫理国際会議報告

眞嶋俊造・村松正隆（北海道大学）

はじめに

第3回応用倫理国際会議が、2008年11月20日より23日まで、北海道大学大学院文学研究科で行われた。2007年2月ならびに11月に第1回ならびに第2回会議が行われ、この会議の存在が認知されてきたこともあり、11カ国より¹、60人ほどの参加者があった。基調講演5本の他、環境プラグマティズムをテーマとしたミニ・シンポジウム、ならびに30強の口頭発表が行われ、テーマも生命倫理、環境倫理を始めとして、情報倫理、教育倫理、脳神経倫理、メディア倫理、グローバルエシックスなど多岐に渡っており、質量共に「国際会議」の名称に相応しいものに成長していると言えるだろう。

本稿では、この第3回応用倫理国際会議の様子的一端を報告するために、5本の基調講演の概要を紹介する。それぞれの基調講演は、著名な招待講演者によるものであり、テーマも多彩であって、これらを概観するだけでも本国際会議の広がりを見ていただくことが出来るだろう。基調講演5本の概要は以下の通りである。

1. ルース・チャドウィック（Ruth Chadwick）教授：「応用倫理学において何が『応用されて』いるのか？」
2. アサ・カシャー（Asa Kasher）教授 「戦闘員の生命：大変革への申し立て」
3. 李瑞全（Lee Shui Chuen）教授 「緑の思考の理念：儒教の遺産から地球温暖化へ」
4. マイケル・シーゲル（Michael Seigel）教授 「全体論的解決対実践的ステップ：変化へのパラメーターの定義に向けて」
5. アンドリュー・ライト（Andrew Light）准教授 「いかにして文化戦争を始めるか：生じ始めたナノテクノロジーとのアメリカの戦争」

タイトルを見てもわかるように、扱われているテーマは、応用倫理学一般への総括的反省、戦争倫理、環境倫理と東洋思想とのかかわり、環境倫理運動の総括と未来への指針の提示、ならびにナノテクノロジーを巡るものと、広がりのあるものとなっており、参加者の関心に応えるものであった。

1. 応用倫理学の方法論と射程：ルース・チャドウィック

11月21日の昼過ぎ、応用倫理研究教育センター長である新田孝彦により開会の挨拶が行われた後、最初の基調演説がカーディフ大学のルース・チャドウィックによって行われた。チャドウィックはカント実践哲学の研究における世界的な権威であり、また生命倫理の領域

¹ スイス、インド、オランダ、トルコ、イスラエル、イギリス、台湾、日本、オーストラリア、ニュージーランド、アメリカ合衆国。

でも世界的な第一人者である。応用倫理における包括的なリーディング、*Applied Ethics* (6.vols)の編纂者としても著名である。

チャドウィックの講演は、応用倫理学全体の姿を見渡しつつその行方について思考する、包括的なものであり、同時に今後応用倫理学全体がどのような方向に進むべきかについて、示唆を与えるものであった。

当該講演は、「応用倫理学の射程」「応用倫理学のモデル」「挑戦」「科学と技術」「倫理的道具立て」という諸項目に応じて進められた。

「応用倫理学の射程」においてチャドウィックは、応用倫理学が生命倫理学の領域で発生した後環境倫理へと広がり、さらに科学技術倫理全般へと拡大してきたこと、現代においては農業倫理、コンピューター倫理、メディア倫理、食糧倫理など、様々な分野が登場してきている事態を概観する。

これらの諸領域の登場は、科学技術の進歩とその人間生活へのインパクトを原因とするものであるが、新たな諸問題に対してどのようなアプローチ方法があるかの整理にチャドウィックは向かう。チャドウィックによれば、一方で理論を重視したアプローチ、他方に、理論を先行させることなく個々の具体的な問題に立ち向かう「技術者の」アプローチとがあることを指摘する。理論を重視したアプローチとしては、義務論や功利主義が考えられ、また、理論を上位に立てて過度にその基礎付けを求めることのない中位レベルの理論的アプローチとしては、ビーチャムとチルドレスが提唱した、生命倫理学の四つの原則を考えることが出来る。他方「技術者の」アプローチ（ボトムアップアプローチ）としては、文脈的アプローチや決議論などが挙げられる。チャドウィックはそれぞれのアプローチの利点と弱点を指摘し、応用倫理学に属する様々な理論の特徴を浮き彫りにし、同時に各々の理論がいかなる問題の解決に向いているのかを指摘する。

もっとも、いかなる理論を採るにしても、およそ応用倫理学一般に向けられる様々な疑念も存在する。例えば、「倫理の専門家」といった概念は本当に有効なものか、様々な人びとから疑問が向けられており、応用倫理学に携わる者はこの問いに答えなければならない。

またこうした疑念とは別に、従来倫理学において使われてきた諸概念が、科学技術の発展の中で次第に変貌していく可能性がある。応用倫理学に携わるものは、こうした変貌についても意識的でなければならない。

もっともチャドウィックによれば、いかなる理論を採り、またいかなる問題に直面するにしても、常に見失われてはならないのは、解決や考察を求める「問題」が存在するという事態である。応用倫理学とは、現代の諸問題がほぼ必然的に持つ倫理的な側面を同定することに貢献すること、そして、同定された問題を思考するための倫理的な道具を提供することを目的とする。チャドウィックは最後に、これらの問題を解決するために、応用倫理学は、哲学者と諸専門家のみならず、さらには様々な学問領域の協力を求めている、というアピールを行い、講演を終えた。

2. 非「戦闘要員」軍人への攻撃免除：アサ・カシャー

続いて、夕刻にはテルアビブ大学名誉教授のアサ・カシャーによる第二の基調講演が行わ

れた。テルアビブ大学哲学部名誉教授であるカシャーは、イスラエル国防軍（Israel Defense Force）の学術的アドバイザーであり、現在イスラエル国防大学で教鞭をとっている。

カシャーの講演は「戦闘員の生命：大変革への申し立て（Combatants' Life: A Plea for a Major Change）」という題目で、戦闘に直接参加していないが非「戦闘要員」の軍人を保護を論じるものであった。まず、今日我々が直面している多くの武力紛争を、恒久平和と「全ての国民が戦闘員として扱われ、また直接攻撃の対象となる」総力戦との両極端の間に位置づけ、そのような状況では戦闘員・非戦闘員の間には区別がなされ、後者への直接攻撃を禁止することが規則となっていることを指摘している。この「区別規則」はジュネーブ条約によって法的規律として、また正戦論においては倫理的原則として認められているが、カシャーはその大幅な改革をする必要性を主張する。カシャーは、武力紛争時において制服を着た全ての戦闘員を正当な攻撃対象とすることに関する哲学的な議論はなされていないとし、民間人保護に係るこれまでの議論の問題点を指摘した。

カシャーは、ジェフ・マクマハン（Jeff McMahan）の言葉でいうところの「もし他の全ての条件が等しいならば、不正に脅威を及ぼす者にしては防衛的強制力を行使することが許される」という「防衛的軍事力行使許容原則（principle of the permissibility of defensive force）」を、戦闘員に対する直接攻撃を限定し、また戦闘員を現行以上に保護するための「規制的」な基準として適用することを提案する。カシャーはこの実現・実行可能性については必ずしも楽観的ではないが、これまでの国際人道法や正戦論がこれまで通念上正当とされてきた規制に係る理念の概算の近似である「近似理論」に過ぎないことを指摘した上で、防衛的軍事力行使許容原則についても同じことがいえると論じる。つまり、もし適切に解釈され完璧に履行されたとするならば、それは規制に係る理念の表現体であり、またもしそのように解釈・履行されなかったとしても、それは過去の倫理・法・制度的な体系の道徳的改善につながるような、規制に係る理念の近似を構成する要素になると論じる。

最後に、カシャーは、直接戦闘行為に参加していない戦闘員の保護が示唆する可能性を3つ指摘する。はじめに、テロリズム等の不正な脅威と戦う際、民間人への付随的被害の軽減が戦闘員への危険の増加を意味する場合においては、民間人保護の原則を限定する可能性を考慮すべきである。次に、攻撃から保護されるべき民間人、自由に攻撃してもよい戦闘員、制服は着ていないが戦争遂行に重要な役割を担っている「請負」戦闘員というカテゴリーの追加可能性を考慮すべきである。最後に、制服を着た全てではなく、特定の機能・役割を付与された部隊（例えば戦闘部隊、実戦部隊）に属する者を「(真の意味での、またそれゆえに正当な攻撃対象として認められる) 戦闘員」とするような、戦闘員の概念をさらに精緻化する可能性を検討すべきである。

3. 環境問題への儒教倫理アプローチ：李瑞全

会議二日目の11月22日には、環境倫理を巡る二つの基調講演が行われた（なお当日は、環境プラグマティズムを巡るミニ・シンポジウムも行われ、環境倫理を巡って活発な議論が行われた一日であったといえる）。

全体としては第三番目となる基調講演は、国立台湾中央大学の李瑞全教授により、「緑の

思考の理念：「儒教の遺産から地球温暖化へ」というタイトルの下で行われた。李の講演は、中庸を尊ぶ儒教の思考が人間中心主義と地球中心主義の対立を乗り越える可能性を示唆するものであり、東洋思想の環境問題解決への可能性を聴衆に訴えるものであったといえる。

李はまず、ピーター・シンガーを援用しつつ、われわれがすでに一つの世界に属しており、環境問題に共同で対処する必要があることを確認し、ついでトマス・ネーゲルを援用しつつ、個人である我々が地球規模の問題の解決を目指す際の二つの視点、即ち個人的で部分的な視点と普遍的で公平な視点の存在を確認する。氏によれば、環境問題のような大規模かつ重要な問題においては、これら二つの視点の対立が必然的に生じることになり、この対立を道徳的に解決することが重要となる。そして、特に環境問題においては、後者の視点、即ち普遍的で公平な視点の採用が要請されることになる。李によれば、ピーター・シンガーの動物の権利の擁護に見られるように、人間は次第に普遍的な視点を採用するようになり、動物に道徳的配慮をなす議論も強いものとなってきている。

もっともここで、この道徳的配慮を植物や、山河といった非生物にまで及ぼすか否かといった問題が生じてくる。そして、道徳的配慮の拡大を肯定する議論としてレオポルドの土地倫理や儒教が、李の考察に取り上げられることになる。

李が確認するように、生態学的思考の代表であるレオポルドの土地倫理は、生物諸個体を相互依存関係にあるものと見なし、諸個体それぞれではなく、それらが織り成す全体を重視する志向を示す。従ってこの議論は、人間以外の感覚をもたない存在者にも配慮をなすべしとする議論を強固に支え、従って、上述の「公平な視点」に立つものといえる。もっともこの視点を強固に推し進めれば、人間に対して全く配慮しなくてもいいという極端な帰結に至る可能性もある。李によれば、ここで儒教的な思考を採用することが有効となる。

李は、儒教は人間に特別な地位を認めるが、それはまさに、人間が道徳的な存在者だからである。人間は生物学的には他の諸生物と同等であるが、知性を付与されている点でこれらと異なる。しかしこの知性は、人間の卓越性の証である以上に、人間が道徳的存在者としての責任を不可避的に持つことを示すものである。

また、儒教は家族などの共同体を重視するが、決して当該共同体のレベルで満足するものではない。共同体は常に、拡大へと呼びかけられているのである。確かに私たちは家族や友人といった親密なレベルから出発するが、この親密な共同体を拡大しない理由は全くないのである。こうした思考は、極端ではない形で、私たちの道徳的配慮を生態系全体へと拡大することを可能とするものである。

このように、儒教を基盤として環境問題を考えた場合、人間は道徳的存在者として定位され、また、道徳的配慮の対象である共同体を拡大することが要請される。私たちは生態系の他のメンバーに対して好意的であり、また彼らの苦しみを減らし、同時に彼らの能力を開花させるという義務を持つのである。そしてこのような発想に立ったとき、環境倫理学内部における人間中心主義と地球中心主義との対立は、建設的に乗り越えられることになる。

李の講演は、このように儒教的発想が環境問題の解決に対して及ぼしうる寄与を示唆した後、個人的レベルから国際機関のレベルに至る、様々な段階における、環境問題解決のための実践的努力を訴えるアピールで締めくくられた。

4. 環境を巡る倫理問題の政策的解決に向けて：マイケル・シーゲル

昼休みを挟んで 13 時すぎからは、南山大学のマイケル・シーゲルによる、全体としては第 4 回目となる、講演が行われた。タイトルは「全体論的解決対実践的ステップ：変化のためのパラメーターの定義に向けて」というものであった。シーゲル氏の講演は、環境問題の歴史的総括と反省を目指すスケールの大きなものであると同時に、環境運動の現状の失敗についての分析を行い、環境問題の解決のための提言を列挙する、きわめて具体的なものであったといえる。

シーゲル氏はまず、環境運動の歴史を振り返ることから始め、1970 年代の環境運動の勃興から、1992 年の地球サミットまでの流れを概観する。シーゲルのこの概観は、最終的に、リオデジャネイロサミット以後、『環境主義の死』などの論考を引きつつ、環境運動が全く停滞していることを指摘する点にある。

この停滞の分析のために、シーゲルは環境運動にある三つの流れを大別する。即ち、「自然に還れ」というもの、環境正義に代表される運動、そして、社会—経済的なシステムを変えることなく解決を模索するシステムである。

こうした見立ての後、シーゲルは、事物を相互関係にうちで考察するアプローチ、すなわち「全体論的アプローチ」の存在を指摘する。地球中心主義などをラディカルに唱える「全体論的アプローチ」は特に 1970 年代に一定の力を得たが、その抽象的な性格のゆえに、次第に人びとの関心を失っていった。

こうした事態の中で現れたのが、プラグマティズムである。問題解決のための実践的なステップを強調する環境プラグマティズムは確かに一定の役割を果たしたが、しかしプラグマティズムがはらむ、現状維持に流れる危険性が忘れられてはならない。また、現在の環境運動の停滞は、こうした現状維持的傾向に端を発するものであるともいえるのだ。

こうした診断の後、シーゲルが特に強調するのは、現在の環境を巡る諸状況において、現状維持的であることも、あるいは現状変革的であることも、いずれも不可能である点である。現在の環境状況は現状維持的であることを許さない。しかし変革を行うとしても、一体何を考慮すればよいのか、明晰とはいえない。

環境運動が停滞し、必要な変化が訪れない理由は様々挙げられるが、シーゲルはここで特に、経済的ならびに政治的な分析の必要性を訴える。以下、紙幅の関係上簡単になってしまうが、それぞれの論点に触れる。

環境問題解決のために必要な変化がなかなか好意的に迎えられない事情の一つに、経済的分析の困難さがある。環境問題解決のための施策は経済的な領域に必然的に影響を及ぼすが、この影響があまりに不確定であるために、環境政策に対しては常に、経済成長を阻害するのではないかという警戒心がある。シーゲルは様々な歴史の実例をもとにして、こうした予測不可能性を軽減するモデルを作り上げる必要性を訴える。

ついでシーゲルは、環境政策決定のために重要な意思決定のプロセスを分析する必要性を訴える。重要なのは、「累積的意思決定」と「公的意思決定」という二つのレベルへの分節である。「累積的意思決定」は、個々人の私的な振る舞いが累積して、ある定まった方向への変化をひき起こしている事態を指す（従ってこれは、公的意思決定のように、可視的に分

析することは出来ない)。環境問題をひき起こしているのは、実質的にはこの「累積的意思決定」であるのだから、重要なのは、そのプロセスの分析である。シーゲルが特に重視するのは、我々個々人の行動の決定に影響を及ぼす情報が、どのような形で伝播しているのか、これを分析する必要性である。そのプロセスが明らかになれば、我々が環境を配慮しつつ意思決定するよう促すように、新たに情報を提供していくためのモデルを構築することが出来るからである。

こうした分析の後に、シーゲルは未来に向けての具体的な方策を訴えたので、ここでは特にそれらを紹介することにしたい。シーゲルによれば、問題の解決の際には次の点が留意されなければならない。

- ・ 民主的手続きの優位
- ・ ラディカルな社会改革への留保
- ・ 達成可能で適切な解決策の提案（もっとも、「達成可能性」の名のもとで、妥協的な案ばかりが採用されてはならない）
- ・ 環境問題解決のための意思決定のために、累積的意思決定のプロセスを分析すること
- ・ 情報伝達の効率的手段は有効であるが、現状では情報技術の発展が、事態を悪化させていることの認識
- ・ 時間はあまり残されていないこと

困難さを自覚しつつも変化への希望を忘れないことを、アメリカ合衆国に黒人初のオバマ大統領が誕生したことを引き合いに出しつつ訴え、シーゲルの講演は締めくくられた。

5. ナノテクノロジーに係る倫理的イシュー：アンドリュー・ライト

会議全体を締めくくる最終日には、環境プラグマティズムの提唱者として世界的に著名な、ジョージメイソン大学グローバルエシックス研究所長を務めるアンドリュー・ライトによる講演が行われた。ライトの講演題目は「どのように文化戦争を始めるか：ナノテクノロジーを巡る昨今のアメリカ」というもので、ナノテクノロジーの倫理を巡るものであった。発表は、「遺伝子組み換え食糧に対する外在的及び内在的な反論」、「生命倫理からナノテクノロジーの倫理へ」、「予見されるナノテクノロジーへの外在的反論」の3つのトピックに従い、順を追って論じられた。

まず、遺伝子組み換え食品に対する外在的及び内在的な反論として、①人体・健康に対するリスクの懸念、②環境に対するリスクの懸念、③「遺伝子組み換えにより生産された食糧は『不自然』だから避けられるべきである」という主張、以上3つを挙げる。ここでライトが重要視し、検討するのが第3の「不自然である」という主張に基づく反論である。この反論は、他2つの反対意見が依拠するリスクとは異なるため検証ないし測定が不可能であり、また、宗教的、精神的ないし哲学的体系に基づいた、「民衆的」な形而上学的直観に依拠するという特徴を持つ。ヨーロッパでは、遺伝子組み換え食糧を巡り、人体・健康や環境リスクという外在的な要因への懸念と「不自然である」ことに基づく強固な内在的主張が展開さ

れてきたが、このような内在的要因を反対の理由として持つ人々を満足させることはより難しく、せいぜい「オプト・アウト」——この場合、食品表示制度を導入することにより遺伝子組み換え食品を購入しない機会を保障すること——により状況を改善することに過ぎない。むしろ、その結果として引き起こされるのが「文化戦争」であるとライトは主張する。例えば、国家間の規制競争に加え、他の人を助けることにつながる可能性のある技術開発に反対する人々によりもたらされる害悪、遺伝子組み換え作物を栽培する畑を焼き払うことや、研究や開発、商品化に関わる施設や人々に危害を与えることに「文化戦争」の内実が体现されている。

次に、「生命倫理からナノテクノロジーの倫理へ」では、遺伝子組み換え食糧を巡る議論をナノテクノロジーの事例に重ね合わせて分析する。ナノテクノロジーを巡る倫理的問題の大部分は、人体・健康、環境のリスクと個人および国家間の公平の問題に還元される点で、前述の遺伝子組み換え食糧における外在的要因と同じである。しかし、一部のナノテクノロジーを巡る倫理問題で同意に至らない場合、それは内在的要因に基づくことがある。治療目的に使われる医学的ナノテクノロジーを例に挙げると、それが「不自然な」人工的な改変であるという反論がなされるとすれば、それは内在的要因に基づく反論であるといえる。さらに、一部のナノテクノロジーには内在的な反論、とりわけ、ナノテクノロジーにまで足を踏み入れることは人間のすべき所業を超えているという意味で傲慢であるという主張が唱えられている。例えば、エンハンスメント医療ナノテクノロジーにおいては、公平さに関する問題に加え、極端な延命を約束する治療は自然に反するという反論を引き起こすことが予想される。それでは、アメリカでは既に文化戦争が起こっているのだろうか。確かに、ビル・マッキベン (Bill McKibben) やレイ・カーズウィル (Ray Kurzweil) といった論者の間で内在的要因を巡る議論が展開されている。

最後に、「予想されるナノテクノロジーへの外在的反論」について検討がなされた。新たに起こりつつあるナノテクノロジーの商況は、かつて社会的に重要とされた技術開発よりも重要なインプリケーションを持つ。2014年までに2.5兆米ドルのナノテクノロジーの市場がすでに見込まれており、巨大市場の衝撃によって技術が成熟する前に市場で失敗するという巨大なリスクが生まれるかもしれないという反論ができるだろう。また、巨大なリスクがある場合には国民の国家に対する信頼維持が重視されるが、現在のアメリカ政府が持つ監督責任は国民の信頼を維持するには不十分であり、急速な発展をとげるビジネス状況に対して適切に対応しているとは言い難い。このことについてのライトの所見は、ブッシュ政権がとったナノテクノロジーの環境規制への対応は一貫しており、①科学上のコンセンサスを否定し、②規制がなければビジネス環境はよくなるという想定に基づく、以上2点に集約される。それでは他の選択肢はないのであろうか。そのひとつは、科学上のコンセンサスを踏まえ、適切な規制によって安全を担保することであるとライトは主張する。全米科学アカデミー (NAS) は NNI 環境衛生および安全性報告書を再検討しアメリカ連邦議会に独立した推薦をするための委員会を選んだこと、またユッカマウンテンにおいて廃棄物処理・貯蔵施設が建設されたことをその成功例として挙げ、発表が締めくくられた。

おわりに

以上が五つの基調講演の簡単な紹介であった。これらの基調講演が、出席者にとって意義深い機会であったこと、また次回以降の国際会議の新たな成果となっていくことを、主催者一同、強く望んでいる。

また、この場を借りて、基調講演者各位ならびに参加者に御礼申し上げると同時に、この会議の開催のために尽力して下さった事務関係各セクションの方々にも感謝申し上げたい。

『応用倫理』第2号論文公募のお知らせ

『応用倫理』編集委員会では、応用倫理学に関する研究論文、研究ノート、書評を下記の要項・投稿規定において公募いたします。なお、投稿は随時受け付けておりますが、第2号への掲載は2009年10月31日までの投稿を目安とします。皆様の御投稿をお待ちしております。

1. テーマは応用倫理学に関わるものとする。
2. 論文は独創性を有する学術研究成果をまとめたものとし、研究ノートは萌芽的研究の中間報告等とする。
3. 応募論文および研究ノートは未発表のもので、本『応用倫理』以外に同時投稿していないものに限る。二重投稿の場合、審査対象としない。
4. 使用言語は日本語とする。英語論文については *Journal of Applied Ethics and Philosophy* にて受け付ける。
5. 論文および研究ノートの分量は 10,000～20,000 字を目安とする。書評は 2,000～4,000 字程度とする。
6. 論文または研究ノート投稿者は『応用倫理』編集事務局に、①論文または研究ノートの原稿、②論文または研究ノートの和文要旨（500 字程度）および英文要旨（250 語程度）、③著者略歴（100 字程度）の電子媒体テキスト（MS ワードによる添付ファイル）およびハードコピー3部を送付する。
7. 書評投稿者は、『応用倫理』編集事務局に書評原稿を電子テキスト（MS ワードによる添付ファイル）にて送付する。
8. 投稿された論文及び研究ノートは、編集委員会が定める査読者2名により審査され、編集委員会において選考される。
9. 編集委員会は査読者の審査の結果を踏まえ、投稿者に対して修正・書き直しを求められることができる。修正・書き直し後に再投稿されたものについては、必要に応じて再査読を行う。
10. 掲載可となった論文及び書評は、ウェブページ及び冊子体による公開を予定している。
11. 掲載の可否については編集委員会が最終決定を行う。

編集委員長

新田孝彦

編集委員

蔵田伸雄 山田友幸 眞嶋俊造 村松正隆 柏葉武秀

©応用倫理研究教育センター

〒060-0810 札幌市北区北10条西7丁目

北海道大学大学院文学研究科

応用倫理研究教育センター

Tel: 011-706-4088

caep@let.hokudai.ac.jp

<http://ethics.let.hokudai.ac.jp>